

多民族社会ハワイの形成 — 併合前の「排日」とその「ハワイ的」解決

都 丸 潤 子*

Summary

In 1897, one year before Hawaii's annexation by the United States, about 1,200 Japanese would-be immigrants were refused landing and sent back to Japan by the American-dominated oligarchic government of the short-lived Hawaiian Republic. This incident can be defined as a determinant of and a catalyst for further developments in ethnic composition and interethnic relations in Hawaii. Analysing this affair and its results through a socio-historical approach, this article focuses on how and why in Hawaii, anti-Japanese policies and social sentiments did not grow to the same intensity as in other places such as along the American Pacific coast.

Behind the rejection and other devices to keep out Japanese immigrants and to “Caucasise” Hawaii instead, there can be found a prototype of such xenophobic sentiments as “Anti-Japanism” and “Yellow Peril” among Americans, which were spreading worldwide. This unfounded fear of a Japanese takeover among Americans in Hawaii had its roots in their economic competition with Japanese city-dwellers and an inundation of immigrants from Japan. It was also strengthened by the Japanese military successes in 1895. Moreover, for the Americans, the suppression of royalist Hawaiians' insurrection in 1895, left the Japanese as the only potential threat, because the Hawaiians softened their attitude towards the Americans after the unsuccessful uprising.

Certain influential Americans — leaders of the sugar plantation monopoly who depended on cheap Japanese labour — were opposed to any radical anti-Japanese steps. Therefore, the planters emasculated the official policies in practice. They were also able to influence policy makers to accommodate their demands by means of direct pressure. Even inside the government itself, there were moderate ministers who opposed the hard line promoted by the majority. This division can be explained by ethnic affiliations in Hawaii. The moderates, most of whom were *kamaaina* (local people including assimilated foreign nationals), could understand the special circumstances within Hawaii, especially the planters' need for Japanese labourers. On the other side, the radicals, who were generally *malihini* (unassimilated newcomers of usually Caucasian background) and had close ties with the U.S., considered rejection as the only way to achieve incorporation into the U.S.. In addition, the moderate *kamaainas* were in line with native Hawaiians who criticised the rejection severely due to the pro-Japanese policies of the former monarchy overthrown by the radicals.

Because of these pressures, the Hawaiian government settled this particular dispute by

*とまる・じゅんこ 東京大学大学院総合文化研究科国際関係論専攻博士課程
「国際関係論研究」第7号 1989年3月

paying an indemnity to Japan. Thereafter it accepted the great influx of Japanese immigrants which, by 1900, doubled the number of Japanese residents, bringing it close to 40 percent of the total population of Hawaii. To minimise the political and social threat from the Japanese, the American oligarchy replaced the old restrictions on the number of new immigrants at their port of entry. The new system was to “sugarcoat” these immigrants, in other words, to keep Japanese within sugar plantations through paternalistic management and laws to prevent them from taking other occupations.

Pursued until around 1920, these measures eased anti-Japan feelings and kept it from returning to Hawaii. Meanwhile, Americans could establish closer relationships with Hawaiians, while in plantations, interethnic cooperations developed among labourers such as Japanese and Filipinos. Thus was formed the basis for Hawaii's rather harmonious interethnic relations.

I. 序論

国際社会には数多くの多民族国家がある。その多くが内部のエスニック・グループ間抗争と、それに伴って起こりがちな、一部の民族グループを共有する周辺諸国との国際紛争の歴史を持ち、また現在も苦しんでいる。

このように紛争の火種の多いはずの多民族社会の中で、従来ハワイだけは、各エスニック・グループが協調的・融合的に暮らしている社会の典型例として、しばしば理想化され過ぎた形でさえ挙げられてきた。しかし、本当にハワイには今までエスニック・グループ間紛争はなかったのであろうか。もしあったとすれば、なぜそれが他国のように顕在化・激化せず、あるいは鎮静して現在に至ったのか。特に、民族上比較的均質な社会からハワイのような多民族社会へと渡って、全く異質な文化を持ち込み、現在ではその子孫達が、ハワイ総人口約百万人のうち、白人系の33%の次に多い25%もの割合を占めるに至った日本人移民はどのような摩擦を経験したのか。それが筆者の基本的な疑問であった。卒業論文では彼らをめぐる初の紛争として、東洋人を法律上政治参加から排除しつつハワイの政権を現地人から奪取したアメリカ人に対して、1893年に日本人移民が始めた参政権獲得運動とそれをめぐる日本・ハワイ間の外交交渉、そしてその成功について扱った¹⁾。

本稿では、この4年後、折しもアメリカ帰属への動きが本格化した1897年、ハワイに着いた日本

人移民合わせて約1200名が、少数派アメリカ人政権であるハワイ共和政府によって相次いで上陸を拒否された、一般に上陸拒絶事件と呼ばれる出来事に焦点を当てる。この事件を選んだのは、これがハワイ史の中では最も強硬でドラスティックな反日的措置の一つであり、ハワイが独立国からアメリカの一部となる重要な転換期に起こったため、後への影響が大きかったと考えられるからである。この事件をハワイ社会内部に視点を据え、日本人をめぐりエスニック・グループ間関係や諸主体の動きを通して分析することで、上記の疑問を日本人についてパラフレーズした、「なぜ、ハワイでは（アメリカ本土西海岸等のように）排日が激化しなかったのか」、に対する一つの答えを出してみたい。

また、このような少数派アメリカ人がハワイの政権を奪取し、准州としてアメリカへの併合を獲得する過程での対日本人移民政策は、必然的に植民者アメリカ人と先住者である多数派の現地ハワイ人との関係とも大きく関わって来る。この意味では、本稿の研究は、アメリカの植民政策史、特に多民族統治政策史の一側面に光を当てることにもなる。

さらに、以下次第に明らかになる、この事件をめぐりアメリカ人側の日本人移民に対する脅威感と経済的必要性・依頼心とのジレンマは、近年世界各国が経験し、そして現在日本が直面している外国人労働者問題の一原型とみることもできる。また、輸出労働力としての邦人移民を自転車や半

導体といった日本製輸出品に置き換えれば、そのまま現代の日米貿易摩擦にも通じる図式である、と言ってもよからう。

現在までのハワイ研究史中には、アメリカ人による文化人類学の著作、アメリカのハワイ併合史・移民史等の歴史研究、人種関係を扱った社会学的業績などが、日本人の手になるものでは移民通史などがある。中でもハワイ併合史については先行研究が充実している。それにもかかわらず、同時期の上陸拒絶事件に焦点を当てた詳しい研究はほとんどなく、ラス(Russ, William Adam, Jr.)の *The Hawaiian Republic (1894-98) and Its Struggle to Win Annexation*²⁾ とモーガン(Morgan, William Michael)の *Strategic Factors in Hawaiian Annexation*³⁾ がそれぞれ1章をあてて論じているだけである。日米人による移民通史の中には本件に触れたものもあるが、やはり概説的説明にとどまっており、コンロイ(Conroy, Hilary)の *The Japanese Frontier in Hawaii, 1868-1898* が事件とその前後の政府移民政策との関連について参考になる指摘をしている⁴⁾に過ぎない。また、肝心のハワイのエスニック・グループ間関係を扱った文化人類学・社会学系の研究にも不満がある。なぜなら、前者ではハワイ土着文化とその西欧化、あるいは日系2・3世の米化に記述が集中し、後者の文献は、中にはフックス(Fuchs, Lawrence H.)の *Hawaii Pono: A Social History* のように主要グループ全てを広い視野から捉えた評価の高い業績もある⁵⁾が、これを含めて専ら1900年以降の人種関係を扱っており、どれも時期的にずれているからである。つまり、むしろ意外なことだが、米人少数支配者とハワイ人との関係の変化が併合前において、まして米人の対日本人移民意識の変化と結びつけて考えられたことは今までになかったのである。

そこで筆者は、上記の2次資料の有用な部分と、事件の詳細とその前後の日本人移民をめぐるハワイ社会の状況を知るための1次資料として、『日本外交文書』⁶⁾と外務省外交史料館所蔵の在ハワイ外交官報告⁷⁾とを用いながら、上陸拒絶事件の歴史社会学的考察を進めた。やがて事件の輪郭がはっきりしてくると、既存研究の欠点が明らかにな

ってきた。まず、今までの研究では、上陸拒絶事件はアメリカ政府をも巻き込んだ日本・ハワイ間の純粋な外交問題として、事件前後のハワイ社会内部の事情やハワイ共和政府の他の政策とは別個に、突発事件であるかのように論じられがちであった。しかし実のところ、この事件は、前述のコンロイの研究が歴史的仮定とし暗示したように⁸⁾、その3年ほど前から始まっていた共和政府の移民政策——日本人移民制限策と代替移民導入策(欧米人積極導入策)——と不可分に結びついていた。そして、移民政策はすなわち民族構成調整策であるため、事件はひいては少数支配確立をめざす政府のアメリカ人にとっての、日本人・ハワイ人などハワイ社会内の他のエスニック・グループとの関係とも密接につながっていた。さらに、既存研究では1910年代以降のものとされてきたハワイの排日思想が、実は19世紀末の、日本人移民流入をめぐるアメリカ人の対日脅威感の中に既に看取され、後に世界的に広まる「排日」のはしりとし捉えられることもわかった。上陸拒絶事件を、共和政府をめぐるエスニック・グループ間関係の中で把握し、日本人移民制限策の延長線上に位置づけた理由はここにある。これらの考察の際には、共和国政府アメリカ人の立場に注目したラスの前掲書や、上記コンロイのものをはじめ、併合前ハワイ政府の移民政策を扱った、同じくラスの“Hawaiian Labor and Immigration Problems before Annexation”⁹⁾やコマン(Coman, Katharine)の *The History of Contract Labor in the Hawaiian Islands*¹⁰⁾など多数の小研究が参考になる事実を提供してくれた。

また、上陸拒絶事件は、アメリカに併合される直前の98年8月初めにハワイ側が日本側に事実上の賠償金を払うことで決着をみた。だが、この終局とその後の日本人移民ラッシュの原因に関する通説も納得のいかぬものである。通説はどちらも外因を重視し、賠償による決着は併合を急いだアメリカの圧力によるものであり、のちのラッシュはハワイ政府がアメリカという大国への帰属に安心したため、と説明している。しかし、ハワイ社会内に注目してみると、ハワイの砂糖モノカルチャー経済を掌握していた砂糖黍プランター達が、

糖業発展の鍵となる安価で効率のよい労働者として日本人を求め続け、共和政府の制限策・拒絶政策に反対していたことがわかる。彼らは、抜け道を見つれたり政府に圧力をかけることでこの政策をなし崩しにし、さらに上陸拒絶事件の対日賠償をすすめるのにも力があった¹¹⁾。また、王政時代から親日的で、「棲み分け」があったため日本人との経済的競争もなかった現地ハワイ人も拒絶に反対していた。さらに、従来の研究では常にメンバーのコンセンサスによって政策決定を行う一枚岩的な主体であるかのように扱われてきた共和政府にさえ、構造的な内部分裂があったことが明らかになった。政府内部には、当初から上陸拒絶の正当性を疑って、一貫して強硬外交に反対し、日本との宥和に努めた大統領ら有力閣僚——彼らは親ハワイ人的でその影響も受けやすかった——が存在したのである¹²⁾。また、事件解決後のハワイ政府による日本人移民大量流入の承認には、大国依存の安心感では説明しきれない積極性さえ感じさせるものがある。実は、プランター等の圧力に苦しんだ政府が、水際の制限を諦め、むしろプランターと協力して日本人移民をプランテーションに隔離することで少数支配維持を図る方向に政策転換したことが分かってきた。このように、通説が一枚岩であるかのように扱ってきたハワイ社会内部にも別々の重要な諸主体があり、上陸拒絶事件をめぐる因果関係は、むしろハワイ社会内部にある特有の内的要因から説明した方がよいと考えられる。

そこで本稿では、まず、上陸拒絶事件を共和政府の日本人移民制限のための移民政策全体と関連づけて捉え、政府を担う少数派アメリカ人をめぐるエスニック・グループ間関係の中で政府がこのような排日的思想・措置に至った過程に注目する。そして日本人移民に対する制限・拒絶策がなぜ事実上失敗し、政府が大量流入を黙認するに至ったのか、その原因をハワイ社会内部の諸主体の持つ要因に求め、外因重視の通説に反論を試みたい。最終的には、日本人移民制限・拒絶にみられた排日のはしりは、砂糖黍プランターの政府への圧力に表れた経済的必要性と、ハワイ人・政府内拒絶反対派やプランターにみられた一種親日的な、ハ

ワイの特殊性を肯定する態度によってつみとられ、ハワイ政府は仕方なくプランテーションに隔離する「糖衣錠」の形で日本人移民流入を黙認し、排日の復活を避けた、という仮説を検証したいと考えている。

構成上は、以下第II章では舞台装置としてハワイ共和国設立までのエスニック・グループ間関係と日本人移民制度の変化と実態を、そして共和政府による日本人移民制限と上陸拒絶事件の事実経過を概観し、通説では説明できない疑問点を提示する。そして第三章から第五章までの本論では、これらの疑問に答える形でハワイ社会内の諸主体が邦人移民の制限・拒絶・黙認に対してどのように関与し、排日の発生・鎮静化に如何に影響したかを主体・要因別に分析する。具体的には、第三章で主体としての共和政府を取り上げ、彼らにとってのエスニック・グループ間関係が変化して排日思想が生まれ、移民制限策が強化されてゆく過程を扱う。第四章は共和政府内部の拒絶反対派に焦点を当て、彼らが、拒絶を推進した政府内強硬派に当初から抵抗して、対日宥和策を進めたことを明らかにする。そして第五章では、最大の主体として砂糖黍プランターを取り上げ、彼らが日本人移民制限策をなし崩しにし、共和政府へ圧力をかけて制限・拒絶を諦めさせ、政府がそれをうけて日本人移民を「糖衣」付で導入する方向へ政策転換を図った過程を実証し、第六章で結論を出したい。

(なお、日本の外交文書を引用する際は、旧字体を新字体に直すほかは、特に注記のないかぎり、すべて原文通りに記してある。また、文中に頻出する「布」とは、ハワイの漢字表記「布哇」の略である。)

II. 舞台装置¹⁾

1. 共和国設立までのエスニック・グループ間関係

ハワイは18世紀末から統一王国になっていたが、1820年のアメリカ人宣教師の集団入植を嚆矢として欧米人の居住者が増え、王の顧問として政界に進出するものが出てきた。中でもアメリカ人は、内閣員の多数を占めるようになる一方、19世紀半

ばからハワイの新財源として発展してきた砂糖産業のプランターとして、経済面でも急速に力をつけ、ハワイ政治を左右する一大勢力となっていた。1874年に王位に就いたカラカウア (Kala-kaua, David) は、これに危機感を覚え、対米依存の調整と政治の自律性維持のため、抗米・土着主義政策を推進するに至った。それまで急速に欧米化し、白人との通婚も多かったハワイ人だったが、彼らとハオレ (Haole:ハワイ語。主に米白人を指す。ハワイ英語に定着。) との敵対意識・対抗関係はこの頃から強くなってきた。

王は外交面でイギリス等アメリカ以外の国々との関係を深め、日本・サモアとの同盟も計画した。ハワイ人口の激減による労働力不足補填のため、王国は既に中国人 (1852～)・南太平洋諸島民 (1859～)・ポルトガル人 (1878～)・ノルウェー人とドイツ人 (1881～) 等を導入していた。カラカウア王が新たに日本人移民を熱望し、明治政府を説き伏せて86年に移民渡航条約締結にこぎつけたのも、上記の抗米政策の一貫として位置づけられる。王の親日主義は、日本人を同系人種と考え、日本の国力が急発展中だったこともあって非常に強かった。王自ら訪日して同盟・移民を求め、自分の姪と日本の皇族との縁組をも要請した程だった。邦人移民についても、単なる労働力としてではなく、ハワイ人との通婚による人口補填の目的で招来したため、他国からの移民に比べかなり良い渡航条件 (プランターの渡航費全額負担など) を提供し、様々な特別措置を図って厚遇に努めた。

かくも大胆な抗米親日政策を可能にしたのは、王に絶対的権利を与えた1864年憲法と、伝統的に王を神の如く尊敬し、教育程度・識字率ともに高い²⁾現地ハワイ人による十分な選挙権掌握であった。これに不満を募らせた在留アメリカ人達は、強硬な米人至上主義者サーストン (Thurston, Lorrin A.) を中心に政治団体を組織して、勢力巻き返しの機会を狙っていた。彼らは86年に、王のスキャンダルを利用して、穏健派のドール (Dole, Sanford B.) をも担ぎ出し、武装隊を配備して王に圧力をかけ、米人多数からなる新内閣を組織させた。さらに翌87年には、旧法の改正手続きを無視して、王権制限と米人など³⁾在留白人の政治参加

拡張を目した新憲法を王に発布させ、事実上ハワイ政治の主導権を獲得した。

制定の強引きゆえに銃剣憲法 (Bayonet Constitution) と呼ばれた新憲法の参政権条項によって、欧米人は財産・居住年数などの条件を満たせば、母国の国籍を維持したまま、参政権を得られることになった。しかし、ハワイ人の多くは米人施政承認を意味する憲法支持宣誓を拒んだため、また、中国人約6千名・日本人約3600名はその血統・人種ゆえに (布・米・欧の血統が新要件) 参政権を拒絶されてしまった。王政の親日政策や日本人移民の急増からみて東洋人排除の主眼は日本人にあったとみなされる。

当初、日本では出稼ぎ移民観が支配的で、在留邦人も政府も特に反応は示さなかった。しかし、91年に榎本武揚が外相に就任し、旧自由党リーダー達と共に国権の海外拡張のための永住型移民を奨励し始めると、条約改正運動中の政府は国際的地位向上手段として移民を見直し、在留邦人も定着化・自助努力の傾向を示し始めた。そこへ93年1月、ハワイ革命と呼ばれる米人クーデターが起こった。これは、カラカウアの妹で王位を継いだリリウオカラニ (Liliuokalani Dominis) が、抗米的な新憲法を強引に発布したのに対し、サーストンら政府の実権を握っていた米人達が武力蜂起し、米軍艦兵員の軍事的援助も受けて女王に王政放棄を宣言させたものである。米人はドールを大統領にして仮政府を樹立、クリーヴランド (Cleveland, Stephen Grover. 民主党) 政権下の米国に併合を要請した。

政体変更を機に、在留邦人の中には将来のために参政権を獲得しておこうとする気運が強まった。そこで彼らは、都市エリートと支援のためにアメリカから渡布してきた自由民権運動家達をリーダーに、都市とプランテーション、オアフ島・ハワイ島の同胞の連帯による組織的な参政権獲得運動を展開し、本国に建白書を提出するなどした。日本政府も、日本の国際的地位向上を意図して参政権要求の対布外交交渉に乗り出し、革命の混乱から邦人を守る口実で軍艦「浪速」を派遣して示威を行なうなど、強硬な姿勢を示した。

一方仮政府のアメリカ人は、経済面では邦人の

労働力に依存しながら、彼らと本国の日本政府が、王政時代の親日政策の名残から多数派のハワイ人と同盟して自分達の少数派政権の転覆を図るのを恐れるという、邦人への「依頼心と恐怖心」のアンビヴァレンスに苦しんでいた。特にハワイ人が軍艦浪速の到着を日本による王政派への支援とみなして熱狂的に歓迎したため、この日布人同盟への危惧は一層強まった。そこへ、頼みにしていたクリーヴランド米大統領が、調査の結果、93年11月にハワイ併合を拒絶したばかりか、旧女王の復位支援計画を発表し、仮政府を四面楚歌の状況に陥れた。復位計画は実現しなかったが、クリーヴランドがハワイ問題への不干渉を決めたため、在布アメリカ人の孤立状況は続いた。そこで彼らは、将来再び併合の機会が来るまでハワイ人や日中国人を統御しつつ「もちこたえる」ために、共和国設立を決め、94年3月には新憲法の草案作成に入った。作成過程では特に、少数派による多民族統御手段としての参政権条項が注目された。

日本側は、ハワイ側の窮状を利用して移民停止の脅しや軍艦の再派遣などにより、参政権要求の圧力を一層強めた。この外圧とますます強まる日布人同盟の可能性に、アメリカに頼らず独力で対処せねばならなくなった仮政府内では、新憲法での邦人参政権についてさまざまな議論が行なわれた。結局、外圧除去のためにある程度邦人の政治進出を許し、これで米の危機感を煽って併合促進を図る大統領ドール・蔵相デーモン(Damon, Samuel M.)ら穏健派の意見が、日本人の政治からの完全排除により米の好意・併合を得ようとするサーストンら急進派の意見を制した。この結果、94年7月4日のハワイ共和国設立と同時に発効した共和国憲法の参政権条項では、銃剣憲法にあった人種を制限する文言が消え、全ての人にとって市民権保有が参政権取得の前提となった。市民権取得のための英語・財産の壁はあったが、邦人、特に出生により自動的に市民権をもつ2世の政治参加の可能性が大きく開き、日本側は満足な結果を得られた。一方ハワイ人にとっては、共和国への忠誠と反政府活動放棄の宣誓、そして財産制限が参政権取得の要件として残ったために、状況は不満なままであった。

このような背景から、当時のハワイのエスニック地図は、政治・経済権を握った少数派アメリカ人は都市に、労働力としての日本人移民はプランテーションに、そして政権を奪われ、プランテーション労働を嫌った現地ハワイ人は地方の伝統的村落共同体に、という「棲み分け」的分布傾向を示し始めていた。この3グループの対抗関係を端的に図式化すれば、「ハワイ人+日本人」対「アメリカ人」ということになる。しかし、この「アメリカ人」の中に、独自の現実認識を持ったプランター集団とそれに共感する現地同化的政治家からなるサブ・グループがあったことも忘れてはならない。彼らこそが、その後のハワイのエスニック・グループ間関係の展開に大きな役割を果たすことになるからである。

2. 日本人移民渡航システムの変化

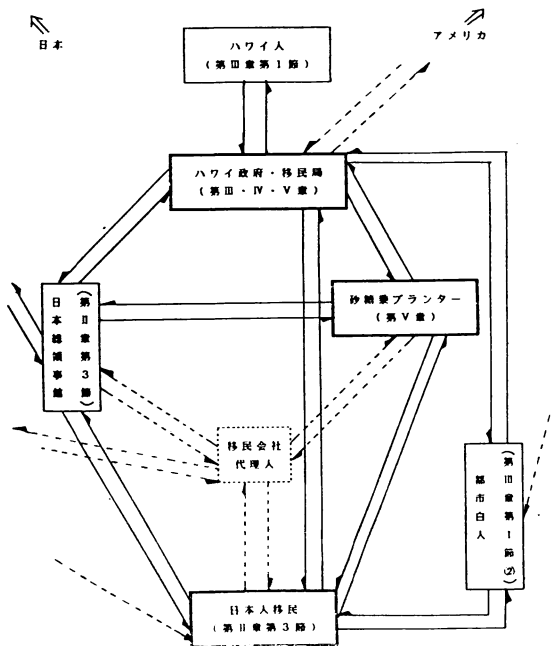
日本人のハワイへの本格的移民は、前述のような経緯から、1885年、日本・ハワイ王国両政府間で合意された移民渡航条約に基づいて始まった。移民は3年間の契約で砂糖黍プランテーションに住んで働き(渡航費・食費・住居は支給)、男子で月15ドルの給料を得る仕組みであった。ハワイ側は日本人を含む移民局職員、日本側は総領事を通じて移民の監督・プランターとの関係調整につとめていた³⁾。このシステムは上記のように条約によって両国政府が直接関与していたため、「官約移民」と呼ばれた。

しかし、前節で触れたように、ハワイ政府の実権がアメリカ人へ移るにつれ、抗米政策の一貫として始まった手厚い日本人移民制度に対する風当りは強くなっていった。87年から91年にかけて、渡航費の天引きや減給等の措置が採られ、プランターからは、コスト上の不満もでてきた。そこでハワイ政府は、それまで国際世論、特にアメリカの圧力で禁止していた中国人移民を、92年から敢えて復活させた。さらに決定的だったのは、前述の93年クーデターと邦人参政権問題をめぐる、政府側に不利なエスニック・グループ間関係である。米人政府は、邦人移民問題が官約ゆえにすぐ外交問題に発展し、日本政府からの圧力を受けることになる不都合を痛感するに至った。そこで官約移

民制度廃止への決意を固め、そのクッションとして中国人移民の再導入策を継続した。

一方この間、日本政府は、地方の貧困・人口圧解消のために開始した移民制度が軌道に乗り、移民による送金・持帰り金が予想外の利益をもたらしたのに自信をつけたが、官約制度へのハワイ側の不満に障害を感じていた。ここに目をつけたのが、国内での弾圧で視線を国外に転じ、国権拡張のための移民を重視していた、自由民権運動家達であった⁴⁾。この中には前述の参政権要求運動参加者もいた。彼らは、低コストの移民労働者を望むプランター達と急増する移民希望者とを、政府の手を経ずに仲介する、ハワイ移民周旋事業を発展させ始めた。日本政府は文字どおり渡りに船、と移民事業をこれら民間業者に任せることにし、これに備えて94年4月に移民保護規則を公布した。この規則は、民間移民周旋会社を期限付きで認可し、各府県(都は警視庁)に移民出国の許可申請をさせて、現地代理人を通じて移民の後見・保護・プランターとの関係調整等にあたらせるものだった。

このような日本・ハワイ双方の官約移民制度廃止への動きをうけて、94年7月のハワイ共和国政府設立を機に、それまでに約3万人の移民をハワイへ送り込んだこのシステムは終息した。そして、私立移民会社の仲介による移民・プランター間契約に基づいた、「私約移民」と(「契約移民」とも)呼ばれる制度へと移行したのである。しかし、ハワイ政府は移民流入のチェックを緩めなかった。移民制度への日本政府の直接介入はなくなっても、彼らにとって日本人は、依然、ハワイ人と連合して自分達の少数支配を脅かしかねない存在だったからだ。移民会社代理人は移民導入の都度、移民局に許可申請をせねばならなかった。またハワイ政府は、移民会社が私約移民とは別に94年以前から渡航させていた。プランターとの契約なしで渡航する独立移民(「自由移民」と呼ばれる)の増加防止のため、94年3月に外国人上陸条令を公布した。これは、生活手段を持たない外国人の入国を防ぐために、上陸の要件として、信頼のおけるハワイ居住者との雇用契約(私約移民はこれに該当)か、特に自由移民を目的とし、各人50ドル以上の携帯金を定めたものだった⁵⁾。



<図1>ハワイにおける日本人移民をめぐる諸主体 (1894-1908)

出典：Moriyama, Alan Takeo. *Imingaisha: Japanese Emigration Companies and Hawaii, 1894-1908*. Honolulu: University of Hawaii Press. 1985.p.90の図をもとに作成。

ハワイ共和国設立後の私約・自由移民はこのような経緯と手続きで始まったが、以上を整理すると、ハワイにおいて日本人移民に関わっていた諸主体とその関係は、<図1>のようになる。

3. 在留邦人と日本政府⁶⁾

上陸拒絶事件発生前の1896年に、ハワイには既に24,407人の日系人が住んでいた⁷⁾が、彼らの間には、移民開始当初の出稼ぎ主義に代わって、次第にハワイへの定着傾向がみられるようになっていた⁸⁾。3年間の契約満期後も在留を続ける人々の割合が増え、96年の日系人数の半数以上を占めるに至った。当初の残留理由は、プランターらの搾取によって貯金が目標額に達しないなど消極的なものが多かったが、日本政府の永住奨励や同胞の成功話に刺激され、条件・効率のよりよい職場を探して一旗あげようとする積極残留派も増えて

きた。彼らのほとんどは自由労働者として別のプランテーションに移ったが、都市に出て土木業・家内労働や理髪店・商店等の自営を始め、財産を蓄える人々も少数だが出てきた。2世数が増えて公立学校・英語学校に通う日本人子弟が急増し、公立校の補助としての日本語学校が設立されて発展したことも、親である1世達がハワイに根をおろし、現地での子供の将来を長い目で見始めた証拠であろう。また、93年以降の移民は、併合の可能性も承知の上で渡航し、特に私約・自由移民は、渡航費や携帯金50ドル等高額の経費がかかり⁹⁾、その分裕福で、コスト以上の富を蓄積するための長期移住の覚悟がある人々だったと言えよう。さらに私約移民の間で、かつてあまりなかった他プランテーションへの逃亡¹⁰⁾や待遇改善要求のストが急増し、以前のような忍従ではなく、長期的視点からよりよい労働・生活条件を得ようとする積極的態度が広がり始めたことを示している。このような定着化の一方で、在留移民達は、本来頼りになる筈の邦人移民監督官や移民会社代理人への不信感を募らせた。彼らは移民の貯金・送金等に関与して中間搾取をし、移民の不満解消に努めるどころか、ストの際にはプランター側について「圧制的な解答」をした¹¹⁾。失望した移民達は、94年のオアフ島カフク、95年の同島エフ・プランテーションでのストが典型を示すように、それぞれ130名・300名もが、総領事への直訴のために大挙して遠路ホノルルへ出かけるという行動に出た。しかし、総領事すらも、代理を派遣して帰還と就業を「説諭」するだけで、やはり彼らの要求を冷たく無視したのである¹²⁾。

97年に上陸拒絶事件が起こって後続移民が送還された時、頼れる権威を失っていた在留移民らは、自分達の生活防衛・よりよい条件を求める自助に必死であった。そのため彼らは、自らのハワイでの今後の地位がかかっている参政権問題の時のような積極的な運動はせず、政府間折衝に任せる態度をとった。ホノルルでは移民会社代理人や移民事業から利益を得ている都市エリート達が反対の動きを示したが、運動は広がらなかった。後続の同胞移民に対してさえこのような状態だったので、まして王政復古を支援したり、アメリカのハワイ

併合に反対する動きは、一般の在留邦人中には一切なかった¹³⁾。むしろ彼らは、労働刑法からの解放を意味する米法適用、すなわち併合を心待ちにしていたのである。

日本政府はと言えば、上陸拒絶事件が起こると、参政権問題の時と同様に「在留邦人保護のため」と称して軍艦を派遣し、米のハワイ併合にも在留邦人の権益を損なうとして抗議を提出した。しかし、その一方で移民のストに対しては抑圧的で、日本語学校への資金援助も拒絶するなど「移民保護」とは名ばかりの態度を示していた。日清の戦勝で国力誇示に成功し、条約改正運動の仕上げに入った彼らにとって、移民は「国威発揚の道具」としてのみ意味をもったからである。権益拡張のため一時的に永住を奨励したが、海外発展の焦点が中国方面へ向くと、出稼ぎ移民観へと逆戻りした。また、軍艦派遣の真意は示威にあり、米への抗議はハワイへの野心からではなく、併合は不可避だと知った上で、国際的威信を高めるために行なったと言える¹⁴⁾。移民保護制度の強化も、米国や豪州での排斥を考慮し「帝国ノ面目ヲ得」「海外移住ノ道ヲ永久ニ継続セシメ」るために過ぎず、保護よりは出先での軋轢を防ぐのが目的だった¹⁵⁾。当時のハワイに限らず、ブラジルでも日本総領事がストを押え込もうとした¹⁶⁾のは、このためだった。また「近代国家の体面」に固執するあまり、日本政府は、各地の移民出先国政府に対し、自国移民への差別に抗議しながら、同時に他の非欧米系移民への差別を要求して相対的に自らの体面を高めようとする手前勝手な方針を一貫して維持し続けた。ハワイ参政権問題の際、東洋人への文言上差別撤廃決定の後、既に帰化していた中国人の参政権を奪う修正要求をハワイ政府に吞ませたのも然り¹⁷⁾。また、オーストラリア各州でのアジア人・有色人種制限法案における、日本人の「清国等ト同一ノ取扱」に「非常ニ感触ヲ害セラ」¹⁸⁾れ、「亜弗利加人及ポリニシア人ト同視スル不名誉ナル取扱ニ対シ断然英政府ヘ抗議」¹⁹⁾したこともその典型である。日本政府の「保護」の建前の裏にある、このような移民無視の愚かしい利己主義の本音を、上陸拒絶事件時の駐日米総領事マキヴォア(McIvor, N.W.)は次のように言い当ててい

る。「日本人は国家的威信や政府の重要性への国際的認識に関わると考える案件においては、極端に敏感でセンチメンタルで——ほとんど子供のように」²⁰⁾。

以上見てきたように、ハワイの在留日本人と本国の結びつきは、事実上ほとんどなかった。にもかかわらず、ハワイ政府はこの関係を実態とかけ離れた密接なものとして認知（誤解）し、排日のはしりと言える態度を示すようになるが、その過程は第三章で扱う。

4. 上陸拒絶事件の事実経過

共和国設立後のアメリカ人政権は、日本人移民制限を一層強化した。95年には入港船一隻につき700人以上の下等船客の上陸を禁じ、また、移民導入出願手続をプランターからの直接申請に限定して移民会社代理人の介入を退け、許可過程を日本側にとってブラックボックスにして制限をやすくした。同時に共和政府は、日本人に代わる労働力として、中国人に加え、ポルトガル人の再導入や欧米からの白人労働者・独立農民の招来に努めた。

ところが、移民会社はこれにも巧みな抜け道を見つけた。私約移民が無理でも自由移民なら、1人50ドルさえ持たせれば、共和政府の許可があるプランターとの契約無しで渡航させ得たため、「学生」や「商人」名義での自由移民を急増させたのである(96年には前年の6倍の約2500人)²¹⁾。中には50ドルを「見せ金」として予め移民に貸与して、上陸後返させる会社もあった。自由移民増加に警戒を強めた税関吏は、96年11月、東洋丸で到着した自由移民の一部の携帯金が「見せ金」であると知り、43人の上陸を禁止、送還を命じた。移民側は会社代理人の斡旋でハワイ大審院に人身保護令状(habeas corpus)を請求して告訴した。すると大審院は税関吏の決定を無効として、彼らの上陸を許可した²²⁾。

しかし、共和政府の日本人流入への反感は強まる一方で、ついに1897年3月6日、税関長キャスル(Castle, James B.)による本格的な上陸拒絶がなされた。神州丸で入港した日本人665名中、私約移民183名・自由移民404名がそれぞれ無認

可・50ドル不所持を理由に上陸を拒絶され、船長は彼らの送還を命じられたのである。人身保護令状訴求も今回は、「未上陸の移民に出訴権はなく、税関長決定を最終とみなす」との大審院の結論で棄却された。再調査の結果、139名は新たに上陸を許可されたが、残りの448名は空しく帰途についた。続いて、3月末・4月にそれぞれ入港した佐倉丸・畿内丸に乗っていた邦人自由移民のうち163名と560名も上陸拒絶にあい、本国へ送還されることになった。

日本側の反応は早かった。島村久総領事は早速抗議を行い、大隈重信外相は4月1日付で島村を総領事から弁理公使に、総領事館を公使館に昇格させたうえ、10日に軍艦「浪速」の派遣を決定、外務参事官秋山雅之助を調査・島村補佐のために同乗させた。大隈はさらに、拒絶は71年締結の日布修好通商条約の最恵国待遇に反する不法行為であり、ハワイ政府に損害賠償を要求する旨の、自作の抗議指示書を島村に送った。一方共和政府は、96年11月に領土拡張派のマッキンリー(McKinley, William 共和党)が次期大統領に選ばれて以来、併合獲得運動を復活させていた。そこで、駐米公使ハッチ(Hatch, Francis M.)らのように、上陸拒絶で日本と紛争を起し、アメリカの危機感を煽って併合を早めようとする者もいた。少数支配未確立のまま、日本人を政治的に利用して大国に依存し、統治確立の肩代りを求める戦略である。対日外交の窓口で生粋の併合派だった外相クーパー(Cooper, Henry E.)は、税関長の措置を断固支持しつつ、島村への回答を遅らせるなどハッチのすすめ通り交渉遷延策に出て、米国の介入を待った。日本の大隈外相も併合問題に注目し、星亨駐米公使を通して米政府に併合反対の旨を内示した(正式抗議は6月)。

慌てたのはアメリカであった。マッキンリーは、以前から日本のハワイへの領土的野心が喧伝されていたため、就任直後の上陸拒絶事件を重大視した。彼は早くも3月中に、日本を仮想敵とする初めての戦争計画作成を海軍省に命じ、在留日本人の暴動を恐れて、ハワイの軍備を93年クーデター直後と同程度まで増強するなどした²³⁾。また、当初併合に消極的だった海軍長官ロング(Long, John

D.)が積極派に転じ、連鎖的な人事異動で日本脅威論・ハワイ即時併合を唱えていたシオドア・ローズヴェルト(Roosevelt, Theodore)が海軍次官補に、ハワイ公使にはやはり拡張派のセウォール(Sewall, H. M.)が就任して、併合運動を進めた。この影響で大統領は、対日戦より有効な手段として秘かに併合条約を起草させ、6月16日に突如調印して列強を驚かせた。上陸拒絶事件を併合促進剤として使おうとした共和政府の意図は有効だったと言える。しかし、むしろ効き目が強すぎて、事件の係争の引継による対日関係の悪化を恐れた米は、ハワイ政府に併合前の解決を催促するに至った。一方島村は、政府機関紙『パシフィック・コマーシャル・アドバイザー』(Pacific Commercial Advertiser。以下、『アドバイザー』と略記)への当初からの論調操作努力が奏功しつつあり、紙上で武力行使をほのめかしてハワイ側の遷延策を非難していた。が、遂に6月下旬には、公的ルートでは埒が開かないと判断し、以前から宥和的な態度を示していた共和政府司法長官スミス(Smith, William O.)や大統領ドールを「私交上」「刺激シ」て終局を図ることにした。そして、外相への抗議提出とは別に彼らを訪問し、本国に「一刀両断最後ノ訓令」を請求するつもりだ、と脅して解決を催促した²⁴⁾。

この日米双方からの圧力の結果、外相クーパーは態度を緩め、6月末、島村に事件の仲裁付託提案を行ない、日本側も承諾した。だが、仲裁者や争点など付託条件をめぐる双方の不一致とそれに乗じたハワイ側の遷延策で、問題は再び暗礁に乗り上げた。この間日本では、政争の結果、11月に大隈に代わって西徳二郎が外相に就任、前任者の強硬外交を反省し、ハワイをめぐる諸問題の解決には日米間の悪感情の排除が緊要との考えを打ち出した。そして、12月末、星駐米公使に、併合への抗議撤回をさせ、上陸拒絶事件の賠償による即時解決をハワイに勧告するよう米政府に依頼させた²⁵⁾。これで上陸拒絶事件の政府間交渉の場は主にアメリカに移り、ハワイの頭越しの外交が始まったわけだが、更に解決を遅らせる事態が生じつつあった。ハワイ併合条約が、米議会、特に上院での反対で3分の2の賛成を得る見込みが立たな

いため、97年12月末には、批准を無理とする空気が米国内で支配的になってきたのだ。これに対する落胆と、国内の王政・反併合派の勢力復活によって、93年のクリーブランドによる併合拒絶時に次ぐ危機を迎えたハワイ政府は、翌98年前半、上陸拒絶事件どころではなくなってしまった²⁶⁾。自らの使った上陸拒絶問題という併合促進剤が効きすぎて、マッキンリーが議会の出方を十分計算せず、尚早な併合条約調印をしたためにこのような事態を招いたのだ、という皮肉な見方も可能である。

98年4月の米西戦争勃発は、太平洋地域の国際関係、ひいてはこのいつ果てるとも知れなかった日布間係争にも急転回をもたらした。戦争に伴うナショナリズムの高揚とハワイ諸島の戦略的重要性の再認識とによって、ハワイ併合熱は再燃した。テキサス併合の例に倣い、条約と異なり過半数の賛成で可決できる上下院共同決議案が、7月6日までに両院を通過、ついに併合成立の運びとなったのである。この間星公使は、ハワイ大統領ドールの滞米を機に賠償での解決を勧め、6月下旬にはマッキンリーにハワイへの賠償勧告を再依頼していた。どうしても8月12日の主権譲渡式前に日本との紛争を始末させたいマッキンリーは、在布公使セウォールに賠償勧告を訓令する一方、併合決定の翌日に國務長官のシャーマン(Sherman, John)に命じて星・ハッチとの三者会談を行わせ、ハワイ側に妥協させた。

これをうけて、総領事館事務代理の平井深造(島村は一時帰国中)は、7月に外相に返り咲いた大隈の訓令通り、同21日、ハワイ外相クーパーと妥結のための直接交渉を再開した。クーパーは、ハワイ側に損害賠償責任はなく、当初からの主張も曲げられないが、米国を煩わせたくないので少額の和解金なら払うと答えた。そこで平井は実際の訓令より2万5千ドル多い10万ドルを要求したが、クーパーもドールもそれでは賠償になると拒絶し、財政難もあって多額の出費を渋る態度に出た。よって一時は「他ノ方面ヨリ非常ナル刺撃ヲ與ヘサルニ於テハ」速やかな妥協は無理な状況になってしまった。しかし、ちょうど7月半ばから日本が解決まで私約移民を差し止めるという噂が流れ²⁷⁾、

主要プランター達から総領事館へ真偽の問い合わせがあった。平井はそれを既に手回しよく利用し、日本は差し止めを実行するかも知れず、もし交渉が米国の手に移れば解決は遅れるので、プランターは政府に速了を迫る方がよいし、賠償金の肩代りをしてでも労働力の供給源が絶たれるよりましではないか、と答えていた。また日本総領事館員で白人のスコット(Scott, M.M.)に屈指の富豪プランターの間を回らせて、同様の勧告を伝えさせていた。そのかいあって、プランター協会は早速集合協議の上、委員を選出して政府に対する妥協勧告交渉を始めた。すると、平井によれば、こ

の「交渉ハ最モ其効アリタルカ如ク」、7月25日、ハワイ側は内閣閣議の結果、態度を軟化させ、5万ドルではどうかときいてきた。そこで平井が訓令通りの7万5千ドルを要求すると、翌日ハワイ側は再閣議の結果、遂にこの要求を承諾した。そして、事件発生から1年5カ月もたった、併合式典直前の98年8月1日、日本はやっと事実上の賠償金をハワイから受け取り、上陸拒絶問題は落着をみたのである²⁸⁾。共和政府にとって、日本人移民流入阻止の最後の切り札は失敗に終わったことになる。

以後、1900年の根本法(Organic Act)でハワイ

<表1> 日本からハワイへの年次別移民数と在留邦人数 (1885~1925)

年次	移民数	在留邦人数
1885	1,959	2,039
86	971	2,312
87	1,893	3,589
88	3,308	6,420
89	4,244	9,063
1890	4,540	12,360
91	7,171	17,689
92	2,413	19,482
93	4,764	22,016
94	4,036	20,913
95	2,445	22,462
96	9,486	24,407
97	5,913	26,476
98	12,952	34,562
99	22,973	57,848
1900	1,529	61,111
01	3,136	57,881
02	14,490	64,928
03	9,091	86,740
04	9,443	65,008
05	10,813	59,958

年次	移民数	在留邦人数
1906	25,752	64,319
07	14,397	86,740
08	3,455	65,008
09	1,329	79,788
1910	1,717	79,674
11	2,595	78,480
12	4,732	80,336
13	4,276	83,110
14	3,187	89,715
15	3,055	93,136
16	3,643	97,000
17	4,111	102,479
18	3,024	106,800
19	3,088	110,000
1920	2,789	109,274
21	3,215	114,879
22	2,960	117,047
23	2,122	120,590
24	2,163	125,368
25	485	128,068

出典：国際協力事業団『海外移住統計』 1984年、95ページ。

永井松三編 『日米文化交渉史 5 移住編』 洋々社、1955年、550ページ。

<表2-a>ハワイ社会の人口構成の変遷 (1853~1930)

民族/年	1853	1884	1890	1896
	人 (%)			
ハワイ人	70,036(95.8)	40,014(49.7)	34,436(38.3)	31,019(28.4)
混血ハワイ人	983(1.3)	4,218(5.2)	6,186(6.9)	8,485(7.8)
白人	1,600(2.2)	6,612(8.2)	6,220(6.9)	7,247(6.7)
ポルトガル人	87(0.1)	9,967(12.4)	12,719(14.1)	15,191(13.9)
中国人	364(0.5)	18,254(22.7)	16,752(18.6)	21,616(19.8)
日本人	—	116(0.1)	12,610(14.0)	24,407(22.4)
韓国人	—	—	—	—
フィリピン人	—	—	—	—
その他	67(0.1)	1,397(1.7)	1,067(1.2)	1,055(1.0)
合計	73,137(100)	80,578(100)	89,990(100)	109,020(100)

	1900	1910	1920	1930
ハ	29,799(19.3)	26,041(13.6)	23,723(9.3)	22,636(6.1)
混ハ	7,857(5.1)	12,506(6.5)	18,027(7.0)	28,224(7.7)
白	10,547(6.8)	14,867(7.8)	19,708(7.7)	44,895(12.2)
ポ	18,272(11.9)	22,301(11.7)	27,002(10.6)	27,558(7.5)
中	25,767(16.7)	21,674(11.3)	23,507(9.2)	27,179(7.4)
日	61,111(39.7)	79,675(41.5)	109,274(42.7)	139,631(37.9)
韓	—	4,533(2.4)	4,950(1.9)	6,461(1.8)
フィ	—	2,361(1.2)	21,031(8.2)	63,052(17.1)
他	648(0.5)	7,951(4.0)	8,690(3.4)	8,700(2.3)
計	154,001(100)	191,909(100)	255,912(100)	368,336(100)

注：2・3世も親の出身国の項に分類してある。

出典：王堂，フランクリン・篠遠和子 『図説ハワイ日本人史 1885-1924』 B. P. ビショップ博物館人類学部 ハワイ移民資料保存館，1985年，18-19ページ。

がアメリカの准州になるまでの日本人移民ラッシュには目を見張るものがあった。<表1>・<表2-a>から明らかなように、97年の在留邦人約2万6千人のところへ、98年・99年合わせて約3万6千人が新たに移民として加わり、1900年の在留邦人人口は約6万1千、ハワイ総人口のほぼ40%を占めるに至った。また事件解決後は、日本人移民に対するこのような上陸拒絶は一切起こらず、1900年の米法適用で契約労働、すなわち私約移民は禁止になったものの、1907年に全米規模で新規

移民が禁止されるまで、新たに日本人移民の入国制限を図る法律も制定されずに²⁹⁾、自由移民は順調に続くことになった。

5. 通説への疑問点

以上、上陸拒絶事件の背景と事実経過を概観してきた。序論でも触れたように、これらの事実関係の中には、アメリカの出方をめぐる外因重視の通説では、説明しきれない点がある。そこで以下に、通説への疑問を3点にまとめて提示し、次章

以下でそれぞれについて答えを出してみたい。

疑問①——ハワイ共和政府をうちたてた少数派アメリカ人にとって、上陸拒絶を行なって日本との外交紛争を起こすことは、参政権問題の際に苦しめられたような、ハワイ人と日本人、あるいは日本政府との同盟への恐れを復活させることにならないのか。つまり、事件前後の政府アメリカ人にとってのハワイ社会内部のエスニック・グループ間関係に注目することになる。またそれによって、共和政府がなぜ日本人移民制限を始めたのか、上陸拒絶事件の前触れといえる96年11月の東洋丸事件の時には拒絶をとりやめながら、なぜわずか4カ月後には拒絶を強硬に推し進めたのかという、アメリカ人政権の排日への動きを明らかにすることもできよう。

疑問②——上陸拒絶をめぐる外交交渉の際、日本総領事の島村が、なぜよりによって政府機関紙の「アドバタイザー」を利用することができ、また、外相クーパーを通した正式ルートでの交渉遅延に際し、なぜ大統領ドールや司法長官スミスを「私交上」「刺激」することで終局を図ろうとしたのか。共和政府内部に上陸拒絶反対論が存在した可能性を暗示するこれらの事実を分析する必要がある。

疑問③——前節まででは触れなかったが、共和政府は日本人契約移民をこれ以上許可せぬと宣言した後も、散発的・特例的に、また白人との比例導入を条件に邦人移民導入を許可しており、拒絶事件発生後、強硬な外交姿勢をとっている間もこの条件付許可をやめなかった、という事実がある³⁰⁾。これはなぜなのか。また、平井総領事館事務代理が砂糖黍プランター達を利用して共和政府を賠償へと動かすことがなぜ可能だったのか。さらに事件決着後の日本人移民ラッシュも、共和政府がむしろ積極的に許可しているかに見えるほど急激であり、通説の大国依存の安心感で割り切るには、余りに無制限に思われる。これらの疑問は、移民労働者を求める張本人であった砂糖黍プランター達が、政府の対日本人移民政策にどのように関与していたのか、という課題に集約されよう。

III. 共和政府の「排日」への動き

本章と次章では、ハワイでの日本人問題に関わる主体としての共和政府に焦点を据え、対日本人移民政策変動の要因を探りたい。まず本章では、前章末で出した疑問①(=日本との外交問題の惹起は、共和政府の恐れる布哇人・日本人間同盟の危険性を高めないのか、等)をうけて、ハワイ社会におけるエスニック・グループ間関係の側面から、上陸拒絶事件につながる共和政府の動きを捉えてみる。

1. アメリカ人政府の脅威対象の変化

①ハワイ人との歩み寄り

前章で説明したように、87年の銃剣憲法制定と93年のクーデターを経て、在留アメリカ人がハワイの政権を奪取する過程では、彼らと王政継続を願う現地ハワイ人の間に強い対抗関係が生まれた。少数派の米人(90年ではハワイ総人口の6.9%……<表2-b>参照)にとって多数派のハワイ人(同じく38.3%)だけでも大きな脅威であったが、共和国設立過程で生じた日本政府との参政権問題において、前述のようにハワイ人と日本人(14.0%)が同盟する可能性がでて、共和政府の米人は日布人双方を脅威とするようになっていた。

そこに起こったのが、95年1月6日に始まる王政派ハワイ人による反クーデターであった。前年末から、暴動の噂をきいて調査・危険人物(王政派のハワイ人リーダー、ナワヒ(Nawahi, Joseph)ら)の逮捕にのり出していた政府は、この日、ワイキキ・ビーチ付近に武器が準備されているという情報を得た。そこで警官の一団を送ったところ、突然銃撃を受け、戦闘が開始された。王政派としては、アメリカへの嘆願の失敗をうけて自力での王政復古をめざし、閣僚名簿や新憲法草案まで作って反乱決行を待っていた所だった。しかしこの事前発覚のために、準備不足のまま行動に移らざるを得ず、初めから不利な立場におかれた。そしてホノルル郊外のダイヤモンド・ヘッド等での激しい抵抗も空しく、一週間後には戦闘リーダーの白人ウィルコックス(Wilcox, Robert W.)・ノウレン(Nowlein, Samuel)や王族のカラニア

<表2-b>併合前ハワイの出身国別・男女別人口構成 (1890・1896)

出自/年	1890 ⁽¹⁾	1896 計 ⁽²⁾	男	女(民族別女性比 %)
	人 (%)			
ハワイ人	34,436(38.3)	31,019(28.4)	16,399	14,620(47.1)
混血ハワイ人	6,186(6.9)	8,485(7.8)	4,249	4,236(49.9)
アメリカ人	1,928(2.1)	3,086(2.8)	1,975	1,111(36.0)
イギリス人	1,344(1.5)	2,250(2.1)	1,406	844(37.5)
ドイツ人	1,034(1.1)	1,432(1.3)	866	566(39.5)
フランス人	70(0.0)	101(0.1)	56	45(44.6)
ノルウェー人	227(0.3)	378(0.3)	216	162(42.9)
ポルトガル人	8,602(9.6)	15,191(18.9)	8,202	6,989(46.0)
中国人	15,301(17.0)	21,616(19.8)	19,167	2,449(11.3)
日本人	12,360(13.7)	24,407(22.4)	19,212	5,195(21.3)
南方諸島民	588(0.7)	455(0.4)	321	134(29.5)
ハワイ生まれ の外国人	7,495(8.3)	—	—	—
その他	419(0.5)	600(0.6)	448	152(25.3)
計	89,990(100)	109,020(100)	72,517	36,503(33.5)

(1)この年の統計は国籍別。従って2世は全て「ハワイ生まれの外国人」の項に入る。

(2)この統計は民族別なので、2世もそれぞれの親の国籍に従って各項目に振り分けられている (<表2-a>と同じ)。

出典：Russ, William Adam Jr. “The Role of Sugar in Hawaiian Annexation.” *Pacific Historical Review*. 12(1943). pp.339-350 ; p.341.

Blackman, William Fremont. *The Making of Hawaii: a Study in Social Evolution*. New York: AMS Press. 1906. p.246.

ナオレ (=クヒオ王子, Kalanianaʻole = Prince Cupid)ら関係者全員が降伏・逮捕となり、300名以上が裁判に付されることになった。旧女王リリウオカラニも計画参与の疑いで逮捕・拘禁された¹⁾。共和政府は即座に戒厳令を施行(3月中旬に解除)し、公職についていた王政派・中立派の解雇(93年時より徹底的)、現状維持を正当化する為の法改訂や危険人物法の制定等で政権強化を図った。また、ハワイ人警官を含む鎮圧協力者に過大な程の報償を与える一方、逮捕者に対しては、当初、見せしめと政権の安定性顕示の為に、首謀者の死刑・関与外国人の国外追放を含む厳罰を科すことにした。しかし、余りの重刑は穏健なハワイ人までも敵に回す恐れがあり、また米・英公使からの抗議もあったように外国人への重罰は国際問題を

起こしかねなかった。そこで政府は2月末から減刑協議を始め、7月・9月にクヒオ王子や旧女王の解放など大規模な減刑・特赦を行い、96年元旦までには追放者への帰国許可と全逮捕者の釈放を完了した²⁾。

だが、共和政府のとったこれらの措置の裏には、もっと深い計算があった。最大の脅威であった王政派ハワイ人の反政府活動の頂点を自力で(93年の政権奪取時のような米軍艦の協力は一切なく)鎮圧し、政権強化を図った彼らは、ハワイ人統治に自信をつけた。一方、反乱参加者への寛容な措置を要求するため、旧女王が1月末に王政の完全な終息と、唯一の政府としての共和政府承認を宣言し、自ら共和政府への忠誠を誓ったことが、王政派の間に大きな衝撃を与えていた。反乱失敗に

よる失望にこの宣言のショックが加わって、ハワイ3大新聞のうちそれまで王政派寄りの立場をとっていた『デイリー・ブレティン』(Daily Bulletin, 以下『ブレティン』と略記)が政府寄り併合派へ論調を変えたのをはじめ、政治的・組織的活動面でハワイ人のまとめ役だった古参白人王政派らの転向が続出した³⁾。また、王政派ハワイ人の精神的支柱であったナワヒまでもが転向し⁴⁾、釈放後96年10月に死亡したことも、ハワイ人の抵抗の意志を大きく阻喪させたようだ⁵⁾。この様子を見た共和政府は、この機に乗じてハワイ人を懐柔して味方につけようと考えた。日本総領事代理の清水精三郎は、既に95年9月12日に「帝政党ノ反乱鎮定以後政府及其党员ハ頻リニ反对党ノ感情ヲ調和シ土人ヲシテ合衆国へ合併論ニ同意セシメント勉メ」ているとの報告を外務省に送っている。反徒への恩赦もこの懐柔策の一貫であり、急進併合派米人の結社であるアメリカン・リーグ(American League)までが政府に恩赦を建議していた。現に9月初めの特赦は「大イニ反对党・土人ヲ満足セシメ」(同上報告)⁶⁾、96年元旦の全員釈放の時には、95年から98年まで言論上で最後の抵抗を試みたハワイ人系王政派新聞『インディペンデント』(Independent, ハワイ語名 Ka Makaaainana)が「今やハワイ共和国政権に友好の手をさしのべうと感じる」と述べ⁷⁾、政府の思惑通り、両者の歩み寄りが開始された。白人・ハワイ人間に通婚が進んでいたことも、この接近を助けたと思われる⁸⁾。これに気をよくした共和政府は、以後もハワイ人に対する協調政策を続け、彼らの米化も促進した。95年には懸案だったホームステッド法を施行し、欧米人自作農の誘致をめざすとともに、私有地を白人に奪われ続けてきたハワイ人にも公有地を分与することで彼らの支持をとりつけようとした⁹⁾。また96年には、教育重視の方針を打ち出して6~15歳の子供の義務教育制を施行し、それまで一部ハワイ語も使われていた公私立校での教育言語を英語に限定、アメリカから教師を招いて米化教育を推進した。この新教育制度の実質的な対象は主にハワイ人とポルトガル人であり、登校を徹底させるための特別警察も設けられたが、プランテーションの東洋人までへの普及は無理であっ

た¹⁰⁾。このことは、裏返せば、共和政府のアメリカ人が、統治下の他民族のうちハワイ人とポルトガル人については、米化教育を行なうことで自分達と同質の「共和国国民」として受容しようとし、東洋人は普及の難しさをよいことに受容の枠外に置いた、と解釈することもできる。以前から教育に熱心で識字率も96年時点で85.28%と非常に高かったハワイ人¹¹⁾は、反発もなく米化教育を受け入れた。また、教育制度の強化はハワイ人に多くの教職を提供することになり¹²⁾、懐柔・協調策の色彩も帯びるので、共和政府にとっては一石二鳥の政策であった。

以上見てきたように、95年1月の王政派反乱とその鎮圧を境にして、共和政府のアメリカ人は、ハワイ人に対する協調政策に転じ、ハワイ人もある程度それに答えて、それまで強く対立していた両者は歩み寄りを始めた。ゆえに95年以降、政府派米人にとっては、共和国設立当初恐れていた2つのエスニック・グループのうち、ハワイ人に対する脅威感次第に薄れてゆき、残る障害は日本人移民のみということになりつつあった。

②「排日」のはしり

王政時代にハワイ側から乞われて渡来を始めた日本人移民であったが、政権交代を経て少数派アメリカ人の統治へ移ると、彼らは次第に煙たがられる存在になってきた。参政権問題等を通じて、本国政府の介入への恐れも含めて、彼らが共和政府にとってハワイ人とならぶ脅威の一つになったことは前述の通りである。しかし、このような政治面に限らず、社会的にも白人層からの在留日本人への風当りは強くなってきた。全体数の急増に加えて、前章でも触れたが、契約を終えた移民の一部が、まだ少数であったとはいえ都市に進出したことが原因の一つだった。土木作業員・港湾労働者は安い労賃と腕を買われて業界から引っ張りだことなり、当初同胞を相手に始めた卸売商人は、次第に白人顧客を獲得するなど、都市の日本人はそれぞれの分野で白人(主に米人)の職を蚕食しはじめた¹³⁾。94年3月に愛国丸で無資格のまま港に着いた日本人自由移民が、通常の $\frac{1}{3}$ から $\frac{1}{4}$ の賃金で荷揚げ人夫として使役され、白人労働者が激昂して議会・新聞紙上で問題になった事件¹⁴⁾は、日本人

が職業上の直接競争から敵意の対象になり始めたことを如実に物語っている。また、移民の増加によって米・醤油・酒など日本商品輸入が伸び、特に日本酒輸入はハワイ人の間にも需要が広がって急成長を遂げ、ホノルルの邦人貿易商の抬頭と相まって日本の経済侵略のしるしと考えられるようになった¹⁵⁾。そして共和政府の主流派が、このように日本人と直接競争していた都市の白人ビジネスマンや中流以下の白人商店主・職工らを支持層にしていた¹⁶⁾ことで、彼らの反日感情が次第に政治へも浸透しはじめていた。

このようにくすぶっていた日本人への社会的不満に火をつけ、共和政府の政治的脅威感とも結合して、全面的な日本人脅威論・排斥論への潮流を作る契機になったのが、1894年に勃発した日清戦争での日本の勝利であった。ハワイの白人（主に米人）支配層は、93年・94年にハワイに回航してセンセーションを巻き起こした軍艦浪速の艦長、東郷平八郎の活躍をはじめとした日本軍事力の強大さを、そして台湾占領を通して日本の海外領土拡張への意欲をまのあたりにした。その結果、共和政府要人を含む多くの白人が、勢いに乗った日本が居留民の多さを口実にハワイを侵略するのではないかと恐れ始め、アメリカでもハワイ併合推進派が同様の考えから併合を急ぐ動きを強めた¹⁷⁾。ハワイ3大紙の1つ『プレティン』は早くも95年3月2日付で、ホノルル知識人の雑誌『ザ・フレンド』(The Friend)を引用しつつ、日本はすぐハワイにも要求を突きつけて来るだろうから「この日本の勝利は小さなハワイにとって重大な脅威であり、ただ一つの望みはアメリカに頼ることにある」と述べている¹⁸⁾。本国の勝利に酔った在留邦人が、総領事や都市エリートの指導の下、95年の5・6月にホノルルとハワイ島ヒロで大祝賀会を催し、それぞれ1000名・700名の模擬軍隊を作って町を行進した¹⁹⁾ことがこの恐怖を煽ったであろうことは、ほぼ間違いない。この影響もあろうが、日本人移民は実は日清戦争で闘った熟練兵達で、将来日本がハワイを奪取する時に備えて送り込まれており、このままではハワイは第2の台湾になる、という噂が新聞紙上等でまことしやかに伝えられさえた²⁰⁾。実際には、当時は徴兵忌避

目的で移民した日本人も少なくなかった²¹⁾し、前章第3節で述べたように在留邦人は王政回復支援や併合反対等はせず、むしろ併合に期待していた。このように相反する事実があったにも拘らず、上記の噂が信じられたのである。

こうした日本人移民脅威論のステレオタイプ化に拍車をかけたのが、参政権問題の頃から見られた、移民と本国政府の密着、つまり、日本政府と在布総領事は、移民を意のままに操っている、という白人支配層の「誤解」であった。これが事実とはむしろ逆の、いかに甚だしい「誤解」であったかは、前章の論述から明らかである²²⁾。しかし、いったんこの認知の仕方が定着してしまうと、選択的知覚の原理が働いて、白人達は「誤解」に合致する情報・解釈しか受け入れなくなってしまう。現に、先述のプランテーションでの日本人移民によるストライキやホノルルへの直訴目的の集団出府も、本国のさしがねによる反政府の攪乱行為であり、日本人による反乱は近い、と判断され、針小棒大に報道された²³⁾。また、このステレオタイプはアメリカ政府にも共有された²⁴⁾。そのため、既に述べたように、対日戦計画が練られたり、マッキンリーが併合条約調印を急いだりしたのである。一方、ハワイの都市部では、日本人売春婦の存在や、日本酒輸入の発展とカリフォルニア・ワインとの競争がやり玉にあげられた。そこで、96年5月には日本人を標的にした売春取締法が議会を通過し²⁵⁾、6月には、明らかに日本酒のみを競争から蹴落とすための「穀物酒関税法」なるものができた²⁶⁾。

ここで重要なのは、上記の対日本人移民脅威感の強まりは、①で述べたように、95年1月の王政派反乱後、それまでハワイ人を最大の脅威とし、日本人の彼らへの加勢を恐れていた共和政府が、対ハワイ人協調策をとり始めたのと時期を同じくしていたことだ。米人支配層のハワイ人に対する脅威感が薄れるとともに、彼らの脅威の対象は残る日本人に絞られていったのである。反政府行為に関する新聞等での噂も、参政権問題の頃は専らハワイ人王政派と日本政府・日本移民の連合鋒起説だったが、95年以降は日本単独侵略説への変質がみられた²⁷⁾。96年12月に、ハワイの歴史家で政府

官僚でもあったアレクサンダー(Alexander, William De Witt)は、「カナカ(引用者注:ハワイ人のこと。元はハワイ人の自称でヒトの意味。)達について言えば、彼らはもはやこの問題(引用者注:併合問題)において重要なファクターではない。彼らは今や、この諸島の統治権をめぐる東と西の間で行なわれている抗争の、受動的な傍観者である。」と述べ、共和政府の脅威の対象の変化を言い当てている。彼はまた、「危機は我々の上にあり、一刻も早く対策を講じなければならない……ジャップ達が我々の人口の圧倒的多数を占め、白人の機械工や農民・貿易業者を押しよけるようになったら、合衆国は、日本がその時事実上自己の植民地になろうとしているものを引きとることを、国際法上の正当性をもって禁じることはできないだろう」とも明言した²⁸⁾。つまり、3大新聞の1つで急進併合派の『ハワイアン・スター』(Hawaiian Star。以下『スター』と略記)もこの頃繰り返したように、米人支配層にとって、至上目標である米への合併の道に残る唯一の障害は、アジア系、特に日本人移民の流入であった²⁹⁾。もちろん、大統領ドールが「我々はいつか日本人の知事を持つことになろうから、ハワイは州にはならぬだろう」と予言した³⁰⁾ように、増え続ける2世市民の政治参加への恐怖心もあった。ただ、このような質的脅威の解決は併合後、アメリカに任せても遅くはないが、その併合をも危うくしそうな、移民流入という日本人の量的脅威への早急な対策が共和政府の緊急課題となったのである。

このような経緯から既に様々な方法で日本人移民制限を強化していた共和政府だったが、「制限」では間に合わぬと感じ、「上陸拒絶」という最後の手段にでる最大のきっかけを作ったのが、97年初めに明らかにされた前年のセンサス結果であった。日本人が総人口の22.4%と、中国人・ポルトガル人を抜いて現地ハワイ人以外では最大のエスニック・グループとなり、さらに男性だけではハワイ人よりも多く、まさに最大集団となったのである(前掲の<表2-a, b>参照)³¹⁾。さらに、ハワイの全労働者のうち、邦人私約移民に代表される契約労働者の占める割合が減り、政府がコントロールしにくい、邦人自由移民を典型とする自由労働者の割合が急増したこともわかった³²⁾。この結果は、公表前からホノルル・ワシントン双方で驚愕を引き起こし、それまでの日本人移民制限の失敗の証拠を突きつけられた共和政府は、断固たる強硬措置を要することになったのである³³⁾。前章で触れたように、日本との国際紛争を起こすことで、アメリカによるハワイ併合を促進し、邦人統治をアメリカに任せてしまおうとする政治的意図も、この強硬措置を裏うちした。

上記のセンサスの発表とそれに続く上陸拒絶事件の発生を経て、政府の強硬さに力を得たこともあってか、ハワイの米人支配層の日本人移民への態度はよりステレオタイプ化する。そして、在留邦人の他民族との通婚が非常に少なかった³⁴⁾ことも関係して、この態度は次第に欧米文明至上主義・人種主義の様相を呈してくる。前述のアレクサンダーの発言にみられたような、併合をめぐる日米の東西対立の図式や「ジャップ」という蔑称の使用に加えて、米人系新聞の『スター』と『ブレティン』は移民問題を「異教とキリスト教の衝突」、「アングロ・サクソンの文明と日本化(Japanization)の対立」、「東洋化(Orientalization)に対する自己保存」として扱いはじめる³⁵⁾。『スター』はまた、「ハワイの欧米人種のうち、機械工・貿易商・商人その他はこの問題を死活に関わるとみている。彼らにとっては生存競争の問題であり、白人対黄色人種の問題なのだ。」として、都市の白人ビジネスマンの反日感情の強さを示した³⁶⁾。

ここに至っては、彼らにとって直接の競争相手は都市に出た少数派の日本人であって、プランテーションで働く多数派の日本人ではない、という事実はすっかり忘れ去られていた。そして、全ての日本人は、都市に住もうがプランテーションに住もうが、ハワイのアメリカ人にとって、日本からの潜在的スパイとして、同じ一つの「数の脅威」と見なされるようになっていたのがわかる。ステレオタイプの、ステレオタイプたる所以である。

『ブレティン』は、「ハワイの文明はアメリカ人の手で作られ」、「ネーティブの保護者であり最終的な後継者とみなされたいという我々の希望は、50年も前に承認されていた」と、前述の王政派反乱までの記憶を喪失したかのような正当化のもと、

「日本人は北極海における捕鯨船員と同様にハワイでは定着者とはみなされない」と言い放った³⁷⁾。実際の日本人移民は、前章第3節で述べたように定着化傾向にあるにも拘らず、である。さらに、政府機関紙として最も冷静で信用の高い『アドバタイザー』までが、「ジャップ」という呼称を使うようになり、日本人商人の発言を引用する際に彼のことを“little brown fellow”と呼ぶに至った³⁸⁾。

以上見てきたハワイの米人支配層の日本人移民像——「異教・異文化を持ち込み、受け入れ国民の統合・同化を攪乱(Japanize/Orientalize)して彼らから職を奪い、定着せず、本国政府のさしがねで征服のために多数潜入した黄色、あるいは褐色の私服兵士」——は実は、他国で「排日」として扱われている後年の現象における、受け入れ国支配民族の日本人移民観と共通であった。日露戦争後、黄禍論とともに排日土地法・帰化法の制定へと激化し、24年の移民禁止に通じたアメリカ(西岸中心)のもの³⁹⁾——ハワイでも準州として直接この影響をうけ、1910年代末から20年代にかけて日本語学校抑圧問題等がおこった⁴⁰⁾——やブラジルで1923・24年と33年前後の2回にわたって喧伝されたもの⁴¹⁾、「排日」の典型とされる第2次大戦中の強制収容・移動につながるアメリカ・カナダでの動きにおけるもの⁴²⁾など、類似の代表例だけでもこれだけある。これらがお互いにこだましあっていることも確かだが、本格的な日本人移民の世界で最初の目的地となった所として、ハワイにおける、上陸拒絶事件当時の支配層の日本人移民観が、こうした排日思想のはしりになったのではないだろうか。確かに、排斥の現象面だけをみると、同じ頃既に米太平洋岸では白人の対日暴動が頻発し、のちの各国の排斥も法制面・社会面等全般に徹底的で、さしたる暴動もなかった19世紀末のハワイでのものと比べ、格段の激しさであった。しかし、そのような行動を裏付ける「正当化の論理」といえる日本人移民観ができあがったのは上陸拒絶事件前後のハワイが最初だったと思われる(同時期の米太平洋岸の暴動は散発的・非組織的で、経済的直接競争のみを原因とする私怨的なもので⁴³⁾、背後にはまだ「米化の邪魔」「私服兵士」

といった対日本人ステレオタイプは形成されていなかったようだ。)その証拠に、後年の各国での排日論調には必ずと言っていいほど「ハワイの日本人の前例」が引合いに出されている⁴⁴⁾。

このように「排日のはしり」と位置づけられる上陸拒絶事件前後のハワイ支配層の日本人移民観が、なぜ他国でのような激しい排斥に至らなかったかが、序論で述べたように本稿での考察に至った疑問の原点でもある。それを次章以下で明らかにしていくつもりだが、それに関連してここで強調しておく必要があるのが、以上のようなハワイの「排日のはしり」に、現地ハワイ人が加わらなかったことだ。反クーデター失敗後、王政復古を仕方なく諦めて、白人への歩み寄りを始めたとはいえ、一方的に併合を押し進める現政権への不満がすべて解消したはずはなく、ハワイ人達は共和政府批判の機会を狙っていた。また、前史で述べたカラカウア王の親日政策や、王政転覆の際に來航した軍艦浪速に支援を期待したことなどの経緯から、ハワイ人の中には日本人に対して好意的なムードがあった。さらに、ハワイ人は賃金を得るために継続的な労働を強いられるプランテーション生活には文化的に適さず⁴⁵⁾、当時はほとんど郊外・地方の村落で昔ながらの生活を送っていた。そこで、自然に日本人との「棲み分け」と言えるものができており⁴⁶⁾、敵意を生むような経済的直接競争もなかった。こうした原因から、上陸拒絶事件が起こったとき、唯一のハワイ人系新聞『インディペンデント』は、拒絶は不当であるとして共和政府を批判する側に回ったのである。事件発生後間もなくから一貫して、上陸拒絶とその根拠とされている日本脅威論を、共和政府及び併合主義者による、「邪悪な」「でっち上げ」・「たわごと」・「完全なペテン」だとし、「アングル・サムを脅して強力な切り札を出させようなどという無駄な望みを抱くにはもう遅い」と、共和政府の併合促進策を見抜いた痛烈な攻撃をする。それも、共和政府のことを決して“the government”とか、“Government”とは呼ばず、「ドール政府(the Dole government)」・「ドール一派(Dole's Faction)」とか、「我々の『おかしな』小政府(our

“funny” little government))と呼んで現政府不承認の心情を表現している⁴⁷⁾。また、97年5月末の紙上では外相クーパーの強硬策を批判し、「もし島村(引用者注：日本総領事)がホノルルの全ての日本人を日本に帰そうとしたり、3万の日本人に帰国前の休みをとらせたりしたらプランテーションはどうなるのか?」と「ハワイのジレンマ」を指摘する。そして「ドール政府は結局日本の要求する賠償を払うことになるだろう」と予言し、結びで「日本の紳士のみなさん!ハワイの納税者はドール氏の失敗と虚勢をお詫びし、お金を払う用意があります。」とまで言っていた⁴⁸⁾。共和政府にとっては皮肉なことに、結局この『インディペンデント』の予想は見事に的中することになる。

2. 邦人流入の制限・拒絶へ

前節で示したようなハワイ人との歩み寄り開始の結果、脅威の対象を日本人移民に絞り、排斥の気運を強めた共和政府が、邦人流入を抑制するために実際にどのような政策をとったのか。これを、上陸拒絶事件につながることになる共和政府の移民導入政策全体の流れの中で考察するのが本節の目的である。

87年から事実上政権を握っていたアメリカ人が、

不満の多い日本人官約移民制度廃止のためのクッションとして、即ち92年から条件付きで中国人移民を復活させていたことは前述の通りである。ハワイの経済を単独で支えていた砂糖プランテーションにとって、ボトルネックは労働力不足であり、常に移民労働者導入を必要とし、日本人が駄目ならそれに代わる移民が不可欠だったからだ。この時中国人を選んだのは、それまでに導入経験のある日本人以外の移民のうちで、距離的にも近くコストが最も少なかった(〈表3〉参照)からであろう。しかし、93年のクーデター後アメリカに併合を求めた関係上、ハワイ政府は中国人移民を禁止しているアメリカの意向を気にするようになった。そこで94年5月から、中国人に代わって、既に多数がハワイに定着し政府支持・反日本人の傾向を示していたポルトガル人⁴⁹⁾の再導入に新たな期待をかけた。参政権問題で日本政府の圧力に苦しんでいる最中の政府にとって、日本人移民を再び増やすことは論外で、逆に先に触れたように、既に外国人上陸条令で制限を図っていたためである。大統領ドールも同年9月に、日本人の増加は脅威なので、これ以上導入しないつもりだと明言していた⁵⁰⁾。よって政府のポルトガル人への期待は大きく、政府要人のサーストンを移民導入交渉

〈表3〉ハワイの砂糖黍プランテーションにおける各国移民労働者のコスト

(1886年。1人当たり。)

民族/項目	渡航コスト	平均月賃金 (食費込)	生活費 (1月当り)
	\$ ¢	\$ ¢	\$ ¢
ポルトガル人	112.00	10.41	9.16
ノルウェー人	130.00	9.00	10.00
ドイツ人	100.00	12.75	8.00
日本人	65.85	9.88	6.32
中国人	76.83	13.56	6.43
南方諸島民	78.50	10.16	5.77

出典：Coman, Katharine. *The History of Contract Labor in the Hawaiian Islands*. New York: Macmillan. 1903. p.35.

のため、わざわざポルトガルに派遣した程であった⁵¹⁾。このポルトガル人導入計画の開始によって、ハワイの少数派米人政府の移民政策は第2局面に入った、ということができる。当時外相だったハッチがサーストンへの手紙に記したように、ポルトガル人の招来計画は日中人制限の切り札の意味を持ち、これを契機に、アジア人に対する代替移民として、懸案であった欧米白人導入の試みが実行に移され始めたからである⁵²⁾。

だが、サーストンの努力にも拘らず、このポルトガル人導入計画は、730名（うち男性570人）がやってきただけで後続もなく、95年初めには失敗が明らかになった。最大の理由はやはりコストの高さで、遠距離から移民を引きつけるために、当時点で日本人の8.6倍の渡航費と1.25倍の賃金を支払わねばならなかったプランター達の大きな不満である⁵³⁾。また、ポルトガルでは、当時ブラジル移住が盛んで⁵⁴⁾ハワイ行希望者を集めにくかったし、ポルトガル政府は当時内政混乱の收拾に必死でサーストンの希望した渡航協定による移民の制度化も実現しなかった⁵⁵⁾、という送出側要因もあった。

この失敗でコスト面で東洋人にまさる労働者はないと痛感した共和政府は、仕方なく再び中国人導入に期待をかけた。クリーヴランド大統領の任期中は併合の望みがないことがわかり、米の意向を気にする必要がなくなったのと、中国人の場合本国とハワイ間には条約関係がなく、外交問題が生じる危険もなかったからである⁵⁶⁾。それにひきかえ日本人移民は、前節で詳述したように当時既に米人支配層にとって唯一・最大の脅威となりつつあった。そこで共和政府は、前述の船一隻当りの移民数の制限や許可申請者のプランターへの限定の他にも、95年2月に移民法を改訂して、自由移民の就労契約は上陸後に行なうよう義務づけ⁵⁷⁾、私約移民に関しても新たな法令で移民局の事前の許可を要件にするなど、日本人移民のコントロールを更に強化した。そして、中国人移民の優先導入をプランターに徹底させるため、3月に日本人契約移民の導入申請を移民局で棚上げさせることに決めた⁵⁸⁾。また、新たに法律を制定して中国人移民導入枠を広げた⁵⁹⁾。更に4月、政府枢密評議会

(Executive Council)は移民導入を中国人に限定することにし、大統領ドールは、評議会の許可がない限り、これ以上一切日本人私約移民を認めないよう、移民局に命じた⁶⁰⁾。この計画は好調な滑り出しをみせ、日本総領事理の清水も、3月以降ハワイに渡航する中国人がにわかに増え、契約を終えた日本人移民の埋め合せとして中国人を要求するプランターも多くなって、日本人移民制限論が実行されつつあることを報告した⁶¹⁾。

ここでしばらく落ちつくかに見えた共和政府の移民政策だったが、この後、プランターとの折衝が頻繁に行なわれ、なぜか日本人私約移民が認められた。また、この許可の条件として、日本人移民数との比例制で中国人の他、ポルトガル人をはじめとした欧米人労働者の導入が再び図られたのである。95年8月には、2年単位で邦人移民数の20%の白人導入が義務づけられ、96年3月には、条件が「日本人と中国人の移民数合計の10%の欧米人」へと変更された。また、4月にはこれに加えて、日本人と中国人の導入数を1:2にすることも決められた⁶²⁾。この移民政策の揺れの原因については政府との相次ぐ折衝からも容易に想像がつくとおり、プランター側の要因が大きく関わってくるため、分析を第V章に譲ることにする。だが、結果として特に最後の日中人比例導入制は、かなり忠実に実行されたため、白人との比例という条件付許可で一時増えた日本人私約移民の入国も再びペースダウンし、中国人移民の増加が続いた(96年中に5,280人が来布)⁶³⁾。政府は更に96年11月に、日本人私約移民導入許可から18カ月以内に規定率通りの白人移民を招来するための保証金を納めるようプランターに要請し、同意をとりつけた⁶⁴⁾。前章で上陸拒絶事件の前触れとして扱い、疑問点として残っていた東洋丸事件、すなわちこの時、大審院で日本人移民の上陸拒絶が取り消された原因については、それがちょうど、この時期(96年11月)にあたっていたことで説明できよう。つまり、この時点で、代替移民としての中国人・白人導入策は、上記のようにその実効性に自信が持てる状態であり、共和政府は急いで日本人を拒絶しなくても、自由移民も含めていずれ自然に中国人・白人にとって代わられると考えていたと思

われる。

共和政府の日本人移民制限策は、前節②で示したように、事実上は強い「排日思想」に基づいていたにも拘らず、日本との外交問題を避けるためにこの「排日」的性格を極力隠蔽した形のものであった。上記からもわかるように、制限の決定は移民局の裁量範囲内の決定や政府・プランター間での合意事項として、表立った立法措置を回避し、日本にとってのブラックボックスの中で運用されていた。やむを得ず立法措置が採られた場合でも、「下等船客」「自由移民」といった実質上主に日本人移民に該当する文言を使うことで、日本人を特定して排除することを巧妙に避けていた（前章第4節初め参照）。他国人の積極的導入や比例制導入によって相対的に日本人移民数を減らそうとしたのも、この工夫の一貫として位置づけられよう。共和政府は、参政権問題の時の反省を生かし、「排日」を前面に出さずに日本人移民の制限を図っていたことになる。しかし、前述のように、上記の制限策にも拘らず、96年分のセンサスは、結局抜け道としての日本人自由移民の流入が続いていることを示した。そこで、苛立った政府はついに上陸拒絶手段に訴え、なりふりかまわずこれに固執することになったわけである。

共和政府は、上記のような比例導入制をしく一方で、95年5月からのポルトガル人に始まる欧米白人導入によるハワイのアングロ・サクソン化への期待に続き、併合に備えて西歐化から一歩進み、より積極的にハワイを米化するためのアメリカ人独立農民の招来努力を行なっていた。既に94年2・3月にサーストンの秘書オルスン(Oleson, W.B.)が、50年代のカンザスを手本にした米白人のハワイ植民計画をたてていたが、これは実行に移されぬままだった⁶⁵⁾。しかし、他にも以前から白人導入を唱道していた人物は多かった。ブリキ業者で水道業者でもあった議員エメルス(Emmeluth, John)もその代表格で、94年7月の愛国丸事件(前述)に際しては、貿易商・小事業家の反日感情を代表して議会で日本人自由移民に関する質問を行なった⁶⁶⁾。また、これに続いて議会上に東洋人移民調査委員会を設置させてもた。彼はオルスンの努力を引継ぎ、土地法を改正し、土地のな

い米農民をハワイに引きつけて自作農を創設する案を立て、95年のホームステッド法施行にこぎつけた。ちょうど新駐米公使になったキャッスル(Castle, William R.上陸拒絶事件時の税関長J. B. Castleの兄)は、8月末から任地で盛んにこの計画の宣伝を行ない、農民からの照会があつてパンフレットも配布した。ところがハワイには、米人をひきつけるに足る将来性のある自管用作物がなかった。唯一希望の持てたコーヒー栽培も、すでに日本人自由労働者を主力としたプランテーション方式での発展が軌道にのっていたため、この計画も結局実現せずじまいだった⁶⁷⁾。

それでも共和政府は諦めなかった。『スター』の言うように「現在我々の前に立ちはだかっている大問題は、我々がアジア系になるかアングロ・サクソン——つまりアメリカ系——になるか」であり、米化努力を一時でも怠ることは、彼らにとって自殺行為だったからである⁶⁸⁾。米人支配層は、95年頃からエワ・プランテーションで作業能率向上のために中国人移民相手に行なわれていた請け黍制度(=利益分配方式, profit-sharing system)に注目した。請け黍制度とは、プランターが労働者の小集団に一定の土地を貸与し、黍苗・水・肥料・道具を支給して栽培を任せ、契約に記された歩合で生産された黍の代価を労働者に支払う一種の分益小作システムである。エワ・プランテーションはこのおかげで96年に全ハワイで最高の収穫率をあげた⁶⁹⁾。この実績に加え、大統領ドールが既に95年末に、契約労働は請け黍制にとって代わられるだろうと発言した⁷⁰⁾こともあって、共和政府初の労働委員長アームストロング(Armstrong, William N.)はこの方式をアメリカ人自由労働者の導入に利用しようと考えた。彼は97年4月に、旧知のカリフォルニア州労働委員フィッツジェラルド(Fitzgerald, E.L.)をエワ・プランテーションの経費負担でハワイに招き、中国人にかわってアメリカ人が請け黍をしてはどうかと勧めた。フィッツジェラルドはエワを見学してこの計画に大いに賛成し、試しに50人の米人を送ると約束した。そればかりでなく、彼は共和政府に米人招来のための事務局設置をすすめ、全プランテーションの東洋人を米人請け黍人に代えうるとまで予想した⁷¹⁾。

今度こそうまくいくかと思われた計画であったが、慢性的な財政難に悩む政府の資金不足のために、これも実行前に失敗してしまった⁷²⁾。

97年3月に拡張主義のマッキンリーが米新大統領になり、併合運動が再燃したことは、本来共和政府にとってよいニュースであった。しかし皮肉なことに、移民問題に関しては、政府は逆により苦しい立場に追い込まれたのである。併合へ向けてアメリカの機嫌を損ねないように、7月には米の望まぬ中国人移民の促進を停止する羽目になったためだ⁷³⁾。そこで、上記のようにアメリカ人の招致に失敗した共和政府にとって、日本人流入をくい止める方法として唯一残ったのは、比例制による白人契約移民の導入であった。確かに比例制開始から97年いっぱいまでに、ポルトガル人723名をはじめ、ドイツ人227・イタリア人255名や、ガリシア（現ポーランド）人とオーストリア人合計約250名等が実際に入国し、ロシア人の招来も計画された⁷⁴⁾。しかし、同期間に入国した日本人は23000人であり、10%の比率は全く守られず、98年初めには後続の白人移民も途絶えて、プランターが政府に出すはずの白人導入のための保証金さえも滞納されていたのが実状であった⁷⁵⁾。また、『アドバタイザー』は97年5月半ばの記事で、上陸拒絶をめぐる日本との紛争のためにアメリカを含め内外で喧伝された日本のハワイへの野心の噂が、「不幸にも、我々がここへの導入を望んでいた人々の間に嫌悪感を引き起こしてしまった。」と述べ、白人、特に米人導入の失敗の一因が上陸拒絶にあることを指摘し、拒絶を後悔する論調を示した⁷⁶⁾。

期待をことごとく裏切られた共和政府は、93年のクーデター直後にサーストンが提案し、その時は拒絶したはずのアメリカ南部の黒人労働者採用案を、再び考え始めた。前回には強硬に反対したドールも今回は計画を許可し、試行のために10家族程導入することにした（実際の黒人移民は一部白人の反対にも拘らず、併合後1901年に始まったが、軌道に乗らないうちに自然消滅してしまった⁷⁷⁾。アングロ・サクソン化、白人化に偏執していた政府が論争の種をさらに増やしかねない黒人の招来を考えたことは、これまで見てきた移民政策の政府当事者にとっての難しさと、いくら止め

ようとしても止まらない日本人の流入に対する米人支配層の慌てぶりを象徴的に示しているといえよう。このことからわかるように、一見相互に無関係に見える共和政府の各国人導入政策は、結局全てが日本人流入に対抗してハワイを「日本化（Japanization）」から救い、アメリカによる併合を獲得するために米化、あるいは近似的白人化をしようとする、「排日意識」に裏付けられた試みであった。つまり、共和政府の日本人移民制限の流れを知るためには、日本人移民の絶対数を減らす政策だけでなく、日本人に代わる移民を探し、邦人の相対的割合を少なくするための他国人導入政策、すなわち政府の移民政策全体をみる必要があった。筆者がかなりの長さにわたって共和政府の移民政策を説明した理由はここにある。しかし、共和政府アメリカ人のこのような移民政策は、ことごとく失敗してしまった。

以上、日本人移民の制限から拒絶にいたるハワイ共和政府の要因と、拒絶以後の移民政策の流れとを見てきた。共和政府にとって設立時の脅威対象だったハワイ・日本人という2エスニック・グループのうち、95年の王政派反乱を契機にした歩み寄りの結果、ハワイ人は脅威でなくなった。このため、米人支配層の中で、残った日本人に対する脅威感がますます強まり、清に勝った本国への恐れと結びついて排日思想のはしりが形成された。そこで共和政府は、「排日」の事実を隠しつつ、ハワイを乗っ取りそうな勢いで流入する日本人移民の制限につとめることになった。しかし、日本人移民の絶対数を減らす政策も自由移民という抜け道のために効果が上がらず、相対的割合を縮めるための代替移民招来策もほぼ皆失敗に終わり、最後の強硬手段としての上陸拒絶もこの趨勢を変えることはなかった。以下の章では、なぜこのような事態になったのかを、要因となる主体別に考えて、本稿の最大の疑問に答えてみたい。

IV. 共和政府内部の揺れ——カマアイナの存在¹⁾

本章からは、前章でみたハワイ共和政府による日本人移民への制限・上陸拒絶が、なぜ前述のよ

うな失敗に至ったのかを解明してみたい。本章では、対象主体は前章と同じく共和政府ではあるが、第II章末で提示した疑問②(=上陸拒絶事件をめぐる外交交渉において、日本側がなぜ、ハワイ政府機関紙や大統領・司法長官らを通じた私的ルートを活用し得たか)をうけて、視線をさらに政府内部に向け、内部分裂の検証とその位置づけを試みる。

97年3月6日に始まる日本人移民の上陸拒絶とその後の対日強硬姿勢の先頭に立ったのは、役職上、移民の上陸と対外政策に直接関与し、手を下しやすかった税関長キャッスルと外相クーパーであった。キャッスルは熱心な併合主義者で、元来日本人との直接競争が起こりつつあった都市のビジネスマンでもあり、また共和政府設立以来から税関長だったことも関係したのであろう、早くから日本人の流入を危険視していた。特に97年初めからは、急進併合派アネクセーション・クラブ(Annexation Club)の集会で、ハワイが日本の手に落ちるのを防ぐのは併合のみだと演説していた。さらに、政府寄りに転向したハワイ人を使って、「ハワイ人と日本人は共住できず、日本人の来布は緊要の問題だ。」という内容の小冊子を配らせて、前述のように本来親日的なハワイ人にも反日・併合運動を広めようとしていた²⁾。クーパーもまた生え抜きの併合主義者で93年のクーデターにおけるリーダーの1人であり、政府を左右するほどの実権を握る人物だった³⁾。そしてちょうど97年初めには、併合促進のため渡米した司法長官スミスの代理を兼務していた⁴⁾。また、彼ら2人の強力な後ろ盾になっていたのが、急進併合派の政治団体アメリカン・リーグやアネクセーション・クラブの構成員達、すなわち都市の白人ビジネスマンや中規模以下の白人(おもに米人)商店主・職工達だった。彼らは前述のように、都市日本人との職業上の競争から発した日本人全体に対する排斥論を強く主張し、1人1人は有力者ではなかったが、数にものをいわせて有効な圧力団体となっていた⁵⁾。従って、彼らの機関紙である『スター』は、日本総領事の島村に「半狂」と言わせる程盛んにキャッスルとクーパーの処置を支持・賞賛し、排日の氣勢をあげていた⁶⁾。

外相クーパーらは、移民の拒絶・送還に加えて、大審院でも司法長官代理の地位を利用して人身保護令状発行を拒否するという、断固たる態度をとった。この強硬姿勢には、共和政府にとっての大きな脅威となり、相次ぐ制限努力にも拘らず流入を続ける日本人移民阻止の最後の手段としてと、日本政府との外交問題を醸成することでアメリカの危機感をあおる併合促進剤としての2側面があったことは、既に述べた通りである。駐米公使ハッチもクーパーらに勧めた後者の戦略は、米布双方で一般化しつつあった「日本人移民=本国政府の尖兵」という「誤解」によって、より利用しやすくなった。さらに、日本政府が軍艦派遣に加え、ハワイ併合に関する対米抗議までするなど過剰に反応したことも、この戦略上彼らを喜ばせることになった⁷⁾。

しかし、共和政府関係者の中には、基本方針としての日本人大量流入制限と併合促進には異論がなくとも、キャッスルとクーパーがとった上陸拒絶という手段の正当性に関しては、当初から大きな疑念を持つ者が少なくなかった。大統領ドール、蔵相デーモン、司法長官スミスがその代表格である。彼らは、キャッスルが神州丸拒絶の主な根拠とした自由移民の「見せ金」所持の立証が難しく、スミスが滞在中のアメリカから主張したように日布修好通商条約の一般性を破るような行政措置は国際法上も正当でないと考えた(現に駐日米公使バック(Buck, A.E.)も日本政府の要求の方を正当と判断し、ハワイに立ち寄った際、クーパーに圧力をかけるに至った)。そして、このような上陸拒絶は却って共和政府を苦しい立場に追込みかねない、との考えから拒絶に反対したのである。彼らはまた、日本人移民の制限全般に関しても、同様の理由から、「排日」を前面に出すような公式かつ徹底的なものはあくまで望まない姿勢を示していた⁸⁾。ドールやデーモンは内閣閣議で上陸拒絶への反論を試み、特にデーモンのクーパーへの非難は厳しいものだった⁹⁾。現に神州丸移民の再調査が行なわれ、約140名(ほとんどが自由移民)が新たに上陸を許可された。そしてこの間ホノルル各紙が、調査が進むにつれて政府側が弱い立場に追いやられつつあると報じ、政府は大審院の決定

を覆して結局全員の上陸を認めるのではないかと噂した。このような状況も、これら反対派の動きを反映したものを見ることができる。特に併合派2紙は、「ハワイ政府内に弱腰の仲間(weak-kneed brother)がいる」「官僚の何人かにはバックボーンが欠けている」「自分達のリーダーに裏切られることもある」などと、早くも3月20日前後に政府内反対派の存在をはっきりと指摘している¹⁰⁾。実はキャッスルも「見せ金」の弁明に苦しんだとみえて、続く佐倉丸・畿内丸の自由移民については、拒絶の根拠として所持金には重きを置かず、事前に就労契約を結んでいたことを挙げるようになったし、クーパーも自分の側に2・3の失策があったことをバックにもらしている¹¹⁾。

このような反対派の圧力と自らの根拠の苦しさにも拘らず、外相クーパーは内閣での既得の実権と前述の排日派の支援をかさに、税関長キャッスルの上陸拒絶措置を絶対的に支持し、頑として対日強硬姿勢を変えようとしなかった¹²⁾。特に排日派の援勢は圧倒的で、日本の移民会社の現地顧問であった実力者ギルマン(Gilman, J. A.)が語ったように、「有力者の十中八九はクーパーの政略を危ぶんでいるが、非日本人派の勢力が実に盛んなので無理な政策と分かっている、反対できない」状況であった¹³⁾。そこで、大統領ドールら拒絶反対派は対日宥和策にでて、クーパーの強引な外交が共和政府を苦境に導くのを少しでも防ごうとしたのである。既に3月22日にはドールのきも入りで蔵相デーモンが日本総領事の島村を訪ね、ハワイ政府はある一派に圧迫されて上陸拒絶や日本酒への課税等不本意な椿事を起こす羽目になったのだと弁明し、比例制等による日本人私約移民の制限も一時的なものだと述べた¹⁴⁾。その後もドールが島村を召き、ことさら丁重に上客扱いをして同様の釈明をしたり、デーモンや司法長官スミスが頻りに島村と接触を図って友好的態度を示しつつ日本側の合意条件をきくなど、私的なルートを活用して懐柔の努力を続けた¹⁵⁾。ただ、上陸拒絶事件の併合促進剤としての効果は、彼らにとっても望ましかつたので、クーパーの遷延策には異議を唱えず、宥和努力も間隔を置いた比較的気長なものであったのは事実である。

一方、政府機関紙『アドバタイザー』すらも、次第にクーパーの強引さを危ぶみだした。事件発生当時、同紙の臨時記者だったアームストロング(=前章第2節の政府労働委員長)は、ドールらと同様、日本人大量流入の制限や併合促進という原則には賛成だったが、米人支配層の強引な権力奪取・維持には以前から懐疑的な発言をしていた人物であった¹⁶⁾。彼は当初、前述のように紙上で上陸拒絶を支持していたが、4月初めには、上陸拒絶には国際法上の無理があると書くようになった¹⁷⁾。また、『アドバタイザー』の本来の編集長であるファリントン(Wallace R. Farrington 後の准州知事)は、当初からクーパーらの措置を不法と考えていた。そして、アームストロングが渡米したため記事執筆に戻った5月初めからは、日本のハワイへの野心を否定して友好的態度を強調、日本側の見解を紙上に発表し、移民制限もリーズナブルな範囲を越えるべきでないとした。彼はやがてアメリカに帰ることになったが、その直前の最終記事では、『アドバタイザー』は政府の感情をそのまま代表してはいなかったことを明示し、さもなくば、本来友好的だった日本を怒らせて交戦状態になっていたかも知れない、とも述べた¹⁸⁾。再び彼の後をついで8月から正式に編集長になったアームストロングも、この路線を踏襲し日本びいきの世評を得て、併合派新聞『プレティン』から「日本の見解を最高の叡知であるかのように受け売りしている」という非難を受けた。また、クーパーの外交礼讓違反等の失策を書き立てて、彼を間接的に批判もした。個人的に島村を訪ねた際には、上陸拒絶はクーパーの無学無智無経験から出たことで、もしスミスかハッチがハワイにいれば決してこのようなことは起こらなかつたろうと述べた。そしてさらに、政府は早く謝罪すべきで、仲裁になっても十中八九は日本が勝つだろう、と島村に言っただけさえたのである¹⁹⁾。

ハワイ政府にこうした内部対立、すなわちドールらや『アドバタイザー』紙のような拒絶反対・対日宥和派が存在したからこそ、島村は、外相クーパーとの公式折衝とは別のルートを活用させ得たのである。つまり、公式交渉では埒が開かないと判断し、全体的な引き延ばし策にしびれを切ら

した97年6月末、ドール、スミスに「最後の手段」に出る用意をほのめかし、「私交上」「刺激」して終局をはかろうとした前述の方法がそのひとつである。彼の脅しに焦ったドールとスミスは、紛争を仲裁に付するよう、クーパーらに勧めた。当初クーパーも駐米公使ハッチも、日本を怒らせた方が併合が早まるとの考えから仲裁に反対であった。しかし、上陸拒絶の正当性に弱みがあることは否めず、政府内からだけでなくアメリカからの終結催促もあったため、ひとまず仲裁に応ずるポーズを示して、実際の付託は併合まで引き延ばすことにした²⁰⁾。また、日本側にとって、もうひとつの非公式ルートは『アドバイザー』の利用であった。島村は、カラカウア王の随員として訪日したこともある拒絶懷疑派アームストロングや反クーパー派のファリントンを通じて、事件発生当初からこの新聞を利用しようとした。島村が本国に詳しく報告しているように、4月初めには上陸拒絶の国際法上の非正当性を訴えさせるのに成功し、5月初め以来、日本に好誼親密を表する方向への論調移行を承諾・実行させた。そして、同月末からは「最終手段」の脅しを含めた島村の発言を詳しく掲載させ得るようになっていった²¹⁾。日本政府も、島村の要請で早くも97年4月から、『アドバイザー』へ月100ドルの補助金を支給するほどの熱のいれようであった²²⁾。日本政府は、先に触れたように在留邦人の日本語学校設立への補助を拒絶したにも拘らず、「国家の体面」を重視するあまり、ハワイの新聞にはこのような高額な援助をしたのである。島村は、同時に『プレティン』も利用しようとしたが、こちらには補助金は与えず、成果もあまり上がらなかった²³⁾。やはり、『アドバイザー』には、日本の要求に呼应しうる拒絶反対派がいたからこそ、利用が可能だったのであろう。

このあと、仲裁付託条件をめぐる日布間の齟齬から交渉はクーパーらの意図通り停滞してしまっただ。そこで米公使セウォールは、年内の併合決定を目指して事件の早期決着を望む米政府の意向で、10月半ばに、ハワイに対し日本への賠償を要請した。その時、率先してその提案を受け入れたのもドールとスミスであり、スミスは14日に島村の私

的訪問を受けた際、日本の要求額を尋ねている²⁴⁾。もちろんクーパーの方は、すぐ賠償を承諾する筈がなかったが、続行中の仲裁付託交渉引き延ばしの一貫として、仲裁で日本が勝った場合の賠償要求額を聞くことには合意し、実際、スミスより4日後の18日に島村に会って質問した²⁵⁾。この前後関係と、島村が本国への報告の中で、クーパーが前と口調を変えてしきりに要求額の明示を求めたのは、スミスが閣議で尽力して実行させた策略だ(スミスも遷延策には反対していないことを知って島村は苛立っていた)、と述べている²⁶⁾ことから、ドール、スミスら拒絶反対派がクーパーに賠償での決着を勧めたのは明らかである。

このころ日本側も、西新外相が駐米公使の星を介して、米政府にハワイへの賠償勧告を依頼することにし、日布間交渉の主な舞台はワシントンに移りつつあった。ところが、97年末の米議会での併合条約批准失敗によって公式折衝が停頓してしまっただ。ここまでは前述の通りである。しかし、その間も日本側は私的なルート、特にハワイ政府内の拒絶反対派を利用して解決への努力を続けていた。98年1月半ばに、ホノルルの島村は蔵相デーモンに対し、日本人が砂糖経済を支えていることを強調し、移民完全停止(上陸拒絶の主対象で当時既に差止中だった自由移民ではなく、事件後比例制という条件付ながら続いていた私約移民停止が主眼)の脅しをかけた。島村の見るところ、この件に関し閣議でデーモンに圧力をかけられたらしいクーパーが、月末に慌てて島村へ移民停止の真偽を確かめたが、彼は脅しを繰り返すのみだった。さすがのクーパーも米での併合条約批准失敗で共和政府が窮地に立っている折だったので、真剣に移民停止によるプランターの不満の増大を恐れるに至った²⁷⁾。また、ワシントンの星公使は、2月にドールが併合嘆願のために渡米した機会をとらえて、彼と駐米ハワイ公使ハッチに賠償による解決をすすめ、ドールの賛成と賠償案のハワイ閣議提出の約束をとりつけた²⁸⁾。

その後、米西戦争の影響で急遽ハワイ併合を決めたアメリカ政府からの強い催促と、日本の移民停止の噂を恐れたプランター達による圧力(次章で考察)を直接の契機として、上陸拒絶事件はつ

いに98年7月末、ハワイ側の事実上の賠償で決着をみた。しかし、今まで述べてきたように、その背後には、事件発生当初から、共和政府内の要人ドール、スミス、デーモンや機関紙『アドバタイザー』に代表される拒絶反対派と、彼らを利用しようとする日本側との動きがあった。そして、これらが交渉を当初のキャッスル、クーパーによる強硬路線から、仲裁を経て賠償へ向かう宥和・譲歩路線へと次第に移行させる伏線を形作っていたのである。

ここでさらに、これら拒絶反対派の個人的バックグラウンドを調べて、強硬派のそれと対比してみると、もう一つ、興味深い特徴、すなわち、現地の文化を反映した、すぐれてハワイ的な特徴が浮かび上がってくる。反対派閣僚3人がいずれもハワイ生まれのアメリカ系ハワイ市民で、政府要人の中では砂糖業および関連産業の株を多く持ち（〈表4〉参照）、かつ以前からハワイ人に対してかなり友好的な人々だったことである。一方、強硬派のクーパーはアメリカ生まれの非ハワイ市民で砂糖関係株は一切持っていなかった。また、キャッスルはハワイ生まれではあるがマッキンリー政権の海軍長官ロングの姪を妻に持ち、事件発生後に妻ともども訪米するなど祖国アメリカとのつながりが強く、以前は砂糖株を多量に持っていた（〈表4〉の時点）が、96年に大失敗をしていた²⁹⁾。反対派と実に対象的である。もう少し詳しくみると、大統領ドールは宣教師としてハワイにやってきたアメリカ人の2世で確かに白人優先主義者ではあるが、ハワイ語を自在に操り、弁護士時代にはハワイ人の権利擁護につとめた経験を持つ親ハワイ人家だった³⁰⁾。現に、クーデター後、仮政府の初代大統領になるのを「余りに南部的だ」という理由から辞退しようとしたこともある³¹⁾。政治全般について穏健派で、日本に対しても常に宥和的であり、先にも触れたように、93年から94年の参政権問題の際には、邦人への選挙権供与派の代表格であった。また、デーモンは、もとは旧女王リリウオカラニの側近であり、仮政府に参加を依頼された当初それを拒否したが、女王自身のすすめもあって、彼女のために尽力する目的で閣僚になったいきさつがある³²⁾。それゆえ常に親ハワ

イ人的で、かつ女王の考えを受け継いで親日家でもあった。参政権問題の時もドールとともに日本人への選挙権付与に賛成し、政府強硬派からはSlippy Sam（すべりサム＝島村の訳）とあだ名され、政府強硬派のアメリカ人には煙たがられる存在だった³³⁾。彼は1897年までハワイ唯一だった銀行の経営者であり³⁴⁾、さらに蔵相という立場もあって、ハワイ経済を支える砂糖プランターとのつながりが当然強かったと予想できる。スミスも政府内では有数の砂糖株主であり、後にハワイ砂糖プランター協会の書記になるほど、プランターと密接に関係していた³⁵⁾（〈表4〉参照）。また、前にも触れたが、『アドバタイザー』編集長のアームストロングは、カラカウア王の側近として、王の日本訪問にも随行した人物であった。従ってハワイ人寄りであり、また王の親日政策の影響も強くうけていたと思われる。

ハワイでは、当時から今まで、島にやってきたばかりで現地事情を知らない者をマリヒニ（Malihini、「客人」を意味するハワイ語）、これに対して外国人でもハワイ生活が長く、現地の事情に通じていて同化的な人物をカマアイナ（Kamaaina、同じく「土地の子」の意味）と呼んでいる。上記のような共和政府内部の拒絶反対派は、マリヒニ的な強硬派に対し、ハワイ生まれであり、親ハワイ人的な態度といい、砂糖産業とのつながりといい、ハワイ社会の特殊性を吸収した、いわばカマアイナであったと見なせよう。彼らが、クーパーらの強硬主義に反対し、日本側にも理があるのを認めたもうひとつの原因はここにあるのではないだろうか。つまり彼らは、併合にのみ狂奔し排日思想にとらわれた、視野の狭いマリヒニのクーパーらと違い、カマアイナとして、ハワイ人の親日的意見や砂糖産業における日本人労働力の必要性（次章で考察）といった、ハワイの特殊事情を考慮しつつ、冷静に上陸拒絶問題を捉えることができたと思われるからだ。

以上見てきたように、上陸拒絶事件に関する対布交渉において、日本側がドール、デーモン、スミスら外相以外の閣僚を介した私的ルートや政府機関紙の『アドバタイザー』を活用し得たのは、

<表4>ハワイ仮政府関係要人 (=革命リーダー) の国籍・職業・株保有状況

氏名	国籍	職業	(1894年4月当時)	
			保有砂糖株 \$	他産業株 \$
安全保障委員				
C. Bolte	ドイツ (N ¹)	ビジネスマン	38,000	50,100
Andrew Brown	イギリス	銅器製造業者	3,000	—
Henry Cooper	アメリカ	弁護士	—	—
John Emmeluth	アメリカ	ブリキ業者	—	—
Theodore Lansing	アメリカ	不動産業者	3,000	—
J. A. McCandless	アメリカ	金融業者	—	5,500
F. W. McChesney	アメリカ	食料雑貨商	—	600
William O. Smith	アメリカ (H B ²)	弁護士	22,900	9,500
Edward Suhr	ドイツ	ビジネスマン	26,100	6,000
Lorrin Thurston	アメリカ (H B)	弁護士	9,200	85,000
Henry Waterhouse	イギリス (N)	ビジネスマン	—	10,400
W. C. Wilder	アメリカ (N)	ビジネスマン	—	44,100
仮政府枢密評議員				
Sanford B. Dole	アメリカ (H B)	弁護士	800	2,800
J. A. King	アメリカ	蒸気船船長	200	—
P. C. Jones	アメリカ	ビジネスマン	1,600	35,000
William O. Smith は前掲。				
仮政府顧問評議員				
W. G. Ashley	アメリカ	ビジネスマン	—	3,800
W. R. Castle	アメリカ (H B)	弁護士	86,500	55,950
S. M. Damon	アメリカ (H B)	銀行家	5,000	800
James F. Morgan	イギリス (H B)	競売人	2,000	4,200
E. D. Tenny	アメリカ	ビジネスマン	5,000	200
F. J. Wilhelm	ドイツ (H B)	土建業者	500	—
C. Bolte, Andrew Brown, J. A. McCandless, F. W. McChesney, Lorrin Thurston, Henry Waterhouse, W. C. Wilder は前掲				
ワシントン派遣委員				
Charles L. Carter	アメリカ (H B)	弁護士	4,000	—
Joseph Marsden	イギリス	プランター	50,000	—
W. R. Castle, Lorrin Thurston, W. C. Wilder は前掲。				
その他				
James B. Castle	アメリカ (H B)	ビジネスマン	125,600	—

— <表4> 続き —

氏名	国籍	職業	保有砂糖株 \$	他産業株 \$
H. F. Glade	ドイツ	ビジネスマン	—	Hackfeld & Co.
W. W. Hall	アメリカ (H B)	ビジネスマン	19,300	66,600
J. H. Soper	イギリス (N)	ビジネスマン	10,600	633
A. S. Wilcox	アメリカ (H B)	プランター	270,500	99,910
F. W. Wundenberg	イギリス (H B)	ビジネスマン	21,800	1,100
Alexander Young	イギリス	プランター	648,700	—
合計			1,354,300	482,193

(1)N=ハワイに帰化したハワイ市民。当時は2重国籍が認められていた。

(2)H B=ハワイ生まれのため自動的にハワイ国籍を持ったハワイ市民。

出典: Weigle, Richard D. "Sugar and the Hawaiian Revolution." *Pacific Historical Review*. 16(1947). pp.41-58; p.55. (ポールド体への変更は引用者)

これら共和政府内部の一派が、邦人移民制限に関するキャッスル、クーパーらの強硬主義に、当初から反対していたためであった。上陸拒絶事件を日本側に有利な賠償での決着へと導き、日本人移民の完全制限に歯止めをかけた要因は、ハワイ併合を急ぐアメリカの圧力だけではなく、共和政府内部にもあったのである。またこの要因は、ハワイの特殊事情とも言える、ハワイ人の親日傾向やハワイ経済を支える砂糖プランテーションでの日本人労働力の必要性とも関わっており、拒絶反対派にはそれを考慮する現地同化的な態度があった。これをうけて次章では、ハワイの対日本人移民政策を制限・拒絶から、黙認・許容の方向へと導いたハワイ内のもう一つの要因として、砂糖黍プランターの動きについて、考察してみたい。

V. 砂糖黍プランターからの圧力 — 「糖衣」による「排日」緩和へ

本章では、前章に引き続いてハワイ共和政府の日本人移民制限・拒絶政策が結果的に失敗し、併合決定後の移民ラッシュへと流れていった要因を探る。特にここでは、第II章末の疑問③ (=制限開始以後の散発的・条件付移民許可と、日本総領事のプランター利用の理由について) をうけて、

日本人移民に関わる主体として考察の最後に残った、しかし最も重要な砂糖黍プランター達に焦点を移す。そして、共和政府の移民政策に対する彼らの関与の仕方と、共和政府の対応ぶりをみてゆきたい¹⁾。

1. プランターの政治的重要性

1835年にアメリカ人によってプランテーション方式で始められたハワイの砂糖黍栽培・製糖業²⁾は、ゴールドラッシュに続くアメリカ西部の発展・南北戦争での米国内混乱などによる需要の急増で、急成長をとげた。1848年と50年の革命的な土地法改正の結果、居住外国人も土地所有をゆるされていたため、アメリカや一部イギリス・ドイツからの商業家の移住・投資の活発化でプランテーション数もふえた。90年には全島で72カ所のプランテーションがあり、同年までに私有地面積の4分の3が白人か白人の会社に占有されるに至った。さらに75年の米布互惠条約締結で砂糖業の発展に一層拍車がかかり、早くも77年には『ハワイアン・ガゼット』(Hawaiian Gazette)紙の編集者をして「砂糖が断然<王>となる運命にあることは明白なことだ」と言わしめ³⁾、その後も着実に成長を続けた。このように土地と資本は十分であっ

たが、プランターにとって、当初からの深刻な悩みの種は慢性的な労働力不足だった。欧米人との接触開始以来のハワイ人人口の急減に加え、彼らは文化的にもプランテーション労働に適さなかったため、プランターは砂糖業発展の鍵を外国からの労働力輸入に求めざるを得なかった。そこで彼らは50年に王立ハワイ農業協会を設立して、王国政府に中国人労働者の導入を要求し⁴⁾、翌々年には実際に、初の移民労働者としての中国人の渡航が始まった。プランターらは、これを契機に世界各国からの労働移民のリクルートを本格的に始め、82年にはこのための専門機関であるプランター労働供給会社(Planters' Labor and Supply Company)を作った⁵⁾。結果としてポルトガル人やドイツ人、日本人等が続々ハワイにやってきたことは前述の通りである。

砂糖産業はこうした移民の労働力に支えられて発展を続けた。1897年の記録では、輸出総額1620万ドルのうち砂糖が1540万ドルを占め⁶⁾、同年の政府支出465万ドル⁷⁾と比べても、この産業が既にハワイ経済を支える唯一の、そして巨大な柱になっていたことがわかる。ハワイ経済を掌握し経済面で<王>となった砂糖系プランター達は、それ故次第に、政治的にも無視できない重要なファクターになり、共和政府にとって、むげに逆らえない存在となっていった。中でも、特に力があつたのは、まず、ビッグ・ファイブと呼ばれるアレクサンダー&ボールドウィン社(Alexander & Baldwin, Ltd.代表のS.T・アレクサンダーはW.D・アレクサンダー——前出の官僚で歴史家——とは無関係)、C.ブルワー社(C.Brewer & Company, Ltd.)、キャッスル&クック社(Castle & Cooke, Ltd.)、セオ・H・デイヴィース社(Theo. H.Davies & Company, Ltd. : 社長はイギリス人)、H・ハックフェルド社(H.Hackfeld & Company: 社長はドイツ人)のリーダー達(社名になった人々)である。また、スプレケルズ(Spreckels, Claus: ドイツ系アメリカ人)、W・G・アーウィン(Irwin, William G.: イギリス人、アイゼンバーグ(Isenberg, Paul: ドイツ人)、スポールディング(Spalding, Zephaniah Swift)、ビッグ・ファイブの一員クックの娘婿であるアサートン(Ather-

ton, Joseph Ballard)らもかなり有力であった⁸⁾。

彼らが政治に求めたものは経済の混乱を防ぐ安定性であり、特に絶対に譲れない要求は、砂糖産業の鍵をにぎる安価で効率のよい移民労働者を、ますます膨張する産業の規模に追いつくための分も含めて導入を続けられるような、条件の保持であった。そこで彼らは、プランター労働供給会社を通じて政府や移民局に移民導入促進を求め、次第に圧力団体として頭角を表わしてきた⁹⁾。また、同じ理由から、それまでコストが安く勤勉な移民(主に中国人・日本人)を安定的に供給してきた契約移民制度の廃止をもたらす米法適用、すなわちアメリカへの帰属には、スポールディング、アーウィンら若干の例外を除いて、ほぼ全員が反対であった¹⁰⁾。有力プランターの中にドイツ人やイギリス人がいたことも、併合反対と無関係ではなからう。現に英人デイヴィースは、親英的だったカラカウア王が姪カイウラニ(Princess Victoria Kaiulani)を英国に留学させたときの後見人となるなど、王室と親密で、王政派・反併合派リーダーの1人でもあった¹¹⁾。また、英独人のみならずほとんどの米人プランターも、政治の混乱よりむしろ現状維持を望んだので、王政転覆・米への合併をめざす93年の米人クーデターを推進したのは、彼らではなかった¹²⁾。蜂起をリードし、以後の仮政府・共和政府の実権を掌握するに至ったのは、銃剣憲法以来王国政府の政治を左右していた、多くが宣教師の子孫からなる都市のビジネスマン達、すなわちミッショナリー・パーティー(Missionary Party)と呼ばれる人々だったのである¹³⁾。

この党派の政権になってからも、プランター達の反併合の態度は続いた。しかし、マッキンリーが米新大統領に就任し、併合が避けられぬ勢いになってくると、併合によって得られる免税と補助金の魅力と、米国の統治下に入れば実現するであろう最終的な政治の安定とにひかれて、併合は認に転ずる者が増えてきた¹⁴⁾。また、マッキンリーは当初、併合後もハワイの特殊事情として契約移民を認めてもよいと考えており、上院でも契約労働の無効化を図った併合条約修正案がほぼ1対2で否決された¹⁵⁾。そこで、併合されても契約移民が完全には停止されないかもしれぬという期待も、プ

ランター間にあったと思われる。しかし、死活問題であった移民労働者獲得へのプランターの強い要求は、併合への賛否に拘らず、決して弱まることはなく、併合による契約移民制限の可能性に備えての移民確保のために、むしろ一層高まった。そこへ逆に共和政府が、94年頃から始めていた日本人移民の制限を、少数支配維持のためにますます強化していった（前述）の、政権を握るミッションナリー・パーティーへの砂糖黍プランター達の反感は、拍車をかけられる形となった。駐布米公使のウィリス(Willis, Albert S.)は早くも94年7月に、日本人を必要とし、自由移民という抜け道も含めた積極的導入を続けようとしているプランターと、それに反発する中流機械工やビジネスマン(ミッションナリー・パーティー支持層。「排日」推進派。)との対立激化による米人層の内部分裂を、対ハワイ人問題よりも重大なものとして恐れはじめていた¹⁶⁾。またプランター達は、既に95年には労働供給会社をハワイ砂糖プランター協会(Hawaiian Sugar Planters Association. 以下「プランター協会」と略記。)に改組して全面的団結の態勢を作った。そして、これを交渉機関として¹⁷⁾、共和政府の日本人移民制限策に圧力をかけていった。政府にとっても、このようなプランターの圧力は深刻な問題となり、97年4月には政府内急進派系の機関紙『スター』が、「プランター達がこの諸島に支配的な影響を与えつつあり、もしハワイがアメリカの外部に残れば……彼らは安い労働力を雇い続け……アジア人が増えて島を支配するようになる。」と危惧するに至った¹⁸⁾。さらに、98年初めに併合条約の失敗によって政府が苦境に立たされた時には、同紙は予想される共和政府の敵として、幻滅した併合主義者と併合失敗に力を得そうなハワイ人より先に、「デイヴィースやスプレケルズに代表されるプランター連」を筆頭に挙げた程であった¹⁹⁾。共和政府は、へたにプランターに逆らえば、自らの首を締めることになりかねない状況に追い込まれていったのである。

このように、併合前ハワイの米人支配層は決して一枚岩的ではなかった。逆に、政治を掌握したミッションナリー・パーティーと経済の<王>であった砂糖黍プランターの間には、移民導入をめぐる

対抗関係があり、プランター協会が共和政府にとって逆らえない政治的圧力団体として機能していたことがわかる。

2. 移民制限策のなし崩しと上陸拒絶への反対

砂糖黍プランター達が共和政府の移民政策に圧力をかけてゆく過程を見る前に、まず、なぜ彼らが、政府と対立してまで特に日本人移民を求め続けたのかを説明しておく必要がある。日本人移民が始まってわずか2年後の87年に、移民局が各プランテーション経営者に、どこの国からの労働者を一番欲するかを尋ねたところ、59人のうち23人が日本人と答え、2人が日本人とポルトガル人を並挙した²⁰⁾。また、<表5>から明らかのように、移民開始9年目の94年に、ハワイの全砂糖黍プランテーション労働者のうちの65%を既に日本人が占めていた、という驚くべき事実がある。これほど日本人移民が頼りにされていた理由を一言で言えば、やはり経済的効率の良さ、であろう。日本人は、前掲の<表3>のように渡航コスト・賃金・生活環境保持の諸経費ともに、プランターにとって他国からの移民に比べ、一番安上がりなレベルにあった。日本人はまた、勤勉で、貯金を急ぐために必死で働いた。さらに、手先も器用なので、黍の育成・収穫のみならず、灌漑水路の敷設係や営繕係、黍運搬用の「かけひ」を作る大工や砂糖製造機械の扱い手としても重宝がられた。そこで彼らは次第に、他国人労働者に代わって、プランテーションでのこれらの仕事を独占的に引き受けるようになった²¹⁾。94年から日本人に代わる移民として期待されたポルトガル人の導入コストの高さは既に述べたように問題外だったが、95年から代替移民として最も盛んに導入された中国人移民と比べても、当時彼らの導入のためにプランターが負担する経費が一人当たり50ドルだったのに対し、日本人は30ドルですんだ。従って、コスト・ベネフィット上から、また労働者としての質も含めて、プランターは明らかに日本人移民が最もまさっていると考えていた。この頃、砂糖の国際価格が下落しており、プランターの生産コスト切り詰めへの欲求が一層高まっていたことも、邦人移民への需要をさらに引き上げた²²⁾。また、代替労働力の獲

<表5> 砂糖黍プランテーション労働者に占める日本人移民の割合の変遷(1882~1930)

年	全労働者数(人)	日本人労働者数(人)	日本人の比率(%)
1882	10,243	15	—
1886	14,459	1,949	13.5
1888	15,578	3,299	21.2
1890	17,895	7,560	42.4
1892	20,536	13,009	63.3
1894	21,294	13,884	65.2
1895	20,120	11,584	57.6
1896	23,780	12,893	54.2
1897	24,653	12,068	49.0
1898	28,579	16,786	58.7
1899	35,987	25,644	71.3
1901	39,587	27,537	69.6
1902	42,242	31,029	73.5
1904	45,860	32,331	70.5
1906	42,150	26,255	62.3
1907	42,122	28,035	66.6
1908	45,603	31,774	69.7
1909	44,486	31,280	70.3
1910	43,095	28,351	65.8
1911	44,797	28,327	63.2
1912	45,214	27,006	59.9
1913	46,159	25,297	54.8
1914	45,629	24,080	52.8
1915	44,904	24,046	53.5
1919	45,231	24,791	54.8
1920	44,304	19,474	44.0
1921	38,593	17,207	44.6
1922	44,402	16,992	38.3
1924	44,378	15,339	34.6
1925	49,579	9,191	18.5
1926	44,159	11,899	26.9
1928	48,279	9,849	20.4
1930	49,574	8,956	18.1

出典：Moriyama, Alan Takeo. *Imingaisha: Japanese Emigration Companies and Hawaii, 1894-1908*. Honolulu: University of Hawaii Press. 1985.p.97.

永井松三編 『日米文化交渉史 5 移民編』 洋々社, 1955年, 471-473ページ。

得は上記のようなコストの高さだけでなく、ポルトガルで政府が渡航協定に応じず、ブラジルへの移民の方が盛んだったり、中国移民の場合には主なりクルート場所であった香港のイギリス総督府が募集を制限する²³⁾など送出側の障害もあって、難しい点が多かったのである。

そして、当時、都市ビジネスマンを先鋒として共和政府内にまで、「移民はハワイ占領を狙う本国の尖兵だ」といった誤解に満ちた排日思想が広められていたにも拘らず、プランター達は日本人移民を誤解せず、往々にして身元のはっきりしない他のプランテーションからの邦人逃亡者さえ喜んで雇用していた（第II章注10参照）ことも興味深い。この理由は、前節で述べたプランターの共和政府主流派系米人、すなわち排日の担い手達との対抗関係にあったのではないだろうか。プランター達は、併合に狂奔するミッショナリー・パーティーを苦々しく見ており、大物の中には、前にも名を挙げたように王政派リーダーのデイヴィースや、ポールドウィンのような元王政派、後に政界に進出し各エスニック・グループの要求によく答えたアサートンらがいた²⁴⁾。そこで彼らは、ちょうど前章でみた共和政府内の拒絶反対派がそうだったように、事態をより冷静な目でながめ得たと思われる。つまり、急進併合派の偏狭さを批判的に排除して、王政派の親日的な態度の影響も受け、多民族社会になりつつあったハワイ社会の特殊な実状を客観的に捉える広い視野を得られた、ということである。政府がハワイの日本化をくいとめる目的で、白人労働者誘致のために奨励していた請け黍制度を、既に95年頃からむしろ日本人相手に推進しだしたのも、彼らプランターであった²⁵⁾。

94年から日本人移民制限を図りだした共和政府も、制限の実行は資本をにぎるプランターにかかっているため、しばしば枢密評議会に有力プランターを呼んで協力を要請した。そして、94年中には何とかポルトガル人・中国人の積極的導入を承諾させることができた²⁶⁾。しかし、最も効率のよい日本人を求めてやまないプランターは、94年3月と95年2月に移民局に圧力をかけて、それぞれ1200人と約2000人（3隻分）の邦人移民導入を臨時措置として許可させるなどして、政府との約束

を遵守しようとしなかった。そこで移民局は、プランターは日本人を導入できる限り中国人移民を求めようとはしない、と政府に忠告した。これを受けた政府は、95年4月にこれ以上一切日本人移民を認めない方針を打ち出し、その旨をプランター代表に伝えた²⁷⁾。痛いところを突かれたプランター協会は、8月に窮余の策として、もし移民局が日本人移民を許可すれば、2年以内にその人数の20%の白人を導入するという提案をし、政府は困惑しながらも比較的すなりとこの条件をのんだ。これによって再び日本人私約移民の渡航が急増した²⁸⁾が、政府は上の協定を信じて余り気にとめなかったようだ。III章で述べたように、その頃W・R・キャッスルがアメリカ農民のハワイ移住計画に期待をし、大統領ドールも私約移民は利益分担方式にとって代わられるだろうと考えていて、急がずとも白人はスムーズに流入するだろう、という楽観的なムードが政府内にあったからだと思われる。さらに96年3月、20%の白人確保が難しいと悟ったプランター達は、この比率を下げて欲しいと要請した。政府はこの時も、分母側に中国人移民数を加えることを条件に、欧米白人（この時はアメリカ人が明示的に含まれていることも、政府の米人への期待を表すと考えられる。）の比率をすなりと（日中人移民総数の）10%に下げた。加えて、欧米人の定着促進のために不可欠な女性の渡航費負担まで引き受ける譲歩ぶりを示すに至った²⁹⁾。これらの比例導入措置は事実上、日本人移民の許可拡大であり³⁰⁾、上記のような政府の楽観をうまく利用して、日本人移民制限を骨抜きにしようとしたプランターの圧力の結果と言えよう。

この後、日本人私約移民の急増にやっと気付いた共和政府は、上の比例制の分母のうち、中国人移民の方を増やすようプランターに頼み、4月には日本人と中国人の導入比を1:2にする条件をプランターにのませ、邦人移民の急増に歯止めをかけようとした。確かにこの処置で中国人移民がふえ、私約移民については既に述べたように邦人の急増をペースダウンさせることができた³¹⁾。しかし、プランターは自由移民という抜け道を見つけ、96年には前年の6倍の約2500人の邦人をこの方法で導入し³²⁾、私約移民と合わせると、同年に前

年の4倍近くの9,486人も日本人が新たにハワイに流入した計算になる。結局、政府の邦人移民制限は、むしろ逆効果を生んでしまったことになる(前掲表1>参照)。96年末になって、統計からその事実に気付いた共和政府メンバーやその機関紙『アドバタイザー』は、にわかには危機感を表明しだした³³⁾。官僚の一人W・D・アレクサンダーが、アイゼンバークらのプランターが安価な労働力を求めて東洋人(文脈から明らかに日本人をさしている)の洪水を引き起こし、併合にも反対していると嘆く³⁴⁾など、彼らはプランターへの反感を強めていった。そして、このような私約(契約)移民を求める多くのプランターの併合反対と、それによって明らかになったハワイの米人支配層の内部分裂が、アメリカの反併合勢力によい口実を与える形になった。このことを痛感した併合派新聞の『アドバタイザー』と『スター』は、97年1月に、契約移民反対キャンペーンを始め、議会にも契約移民廃止法案が提出されて気運が盛り上がった。しかし、強力な圧力団体であるプランター達が黙っているはずはなかった。彼らは下院委員会に対し、労働者をその仕事につなぎ止める労働刑法を認める条項なしでは砂糖を生産できない、と脅しをかけ、法案を廃案にさせたのである³⁵⁾。

このように共和政府の日本人移民制限政策をことごとく崩しにし、妨害もしたプランター達は、追いつめられた政府のとった上陸拒絶という最後の切り札にも抵抗を怠らなかつた。また、上記のようないきさつがあったからこそ、日本側も、対布交渉を有利に展開するために彼らを利用しようとしたのである。97年3月6日に上陸拒絶事件が起こって間もなく、救済策はないかと尋ねてきた移民会社代理人雪野銳次郎に対し、日本総領事の島村は、「事此ニ至リテハ須ラク先ツ雇主(引用者注：プランターのこと)ニ説キ……一番雇主ノ同情ヲ買ヒ彼等躍起進ンテ上陸運動ニ当ラシムルヲ得バ或ハ万一ヲ僥倖スルノ望ナキニ非ラサルヘシ」と、プランターへの働きかけをすすめた。雪野はその通りに尽力し、現に神州丸移民の注文主であったプランター(マキー・シュガー社、セオ・H・デイヴィース社、ワイナエ・シュガー社、

ハワイアン・シュガー社³⁶⁾)の中には、邦人移民を上陸させるためホノルルに出て奔走した者もあったそうだ。しかし、強硬派キャッスルが統率していた移民局は頑として応じなかつた³⁷⁾。

島村の見込んだ通り、プランターはその後もしばしば政府の上陸拒絶に対抗する動きをみせた。4月初めには有力プランターのアーウィン、デイヴィース、ハックフェルドが、事件の原因である「見せ金」制度をもたらしめた移民会社間の熾烈な渡航希望者獲得競争はよくないとしながらも、既にハワイに着いた条約締結国民を政府が拒絶したのは無責任である、との意見を明らかにした³⁸⁾。また6月末から7月にかけては、彼等の間に政府の奨励する中国人より、やはり日本人の方が望ましい、とする意見が強くなった。以前は中国人の積極導入を唱道していた「耕主(引用者注：「プランター」の漢語訳)中最モ勢力アル一人ナル『在パウハウ』『ムワー氏』(引用者注：ブルワーのことか)」までが、中国人はプランテーションに向かないと断言し、日中人比例制の比率を逆転させようと発言するようになった³⁹⁾。そこでプランター達は、上陸拒絶事件のすみやかな解決を共和政府に求めた⁴⁰⁾が、島村も彼等にそうするよう秘かにすすめていた⁴¹⁾。政府はこのプランターからの圧力に相当慌てたらしく、7月12日に閣議を開いて、終日移民問題を論議し、移民局書記官テイラー(Taylor)によれば、「併合の成否に拘らず移民問題に大変革を施し、最多数の日本人導入を図る」旨の結論を出したのだ⁴²⁾。この「大変革」とは、この後7月末に決まったもので、プランターが必要とする日本人数を正直に政府に知らせ、政府もそれを斟酌するようにして、方針に変更があったときにはプランターに通知するという⁴³⁾、プランターにより大きなバーゲニング・パワーを与える制度のことらしい。また同月には、共和政府は「中国人移民を禁止しているアメリカの意向への慎重な配慮」という理由で中国人導入の促進停止を決めた。これは一般に、6月のマッキンリーによる併合条約調印に答えてのもの、という額面通りの解釈がなされてきた⁴⁴⁾。もちろんそれも実際の主な原因の1つであろうが、この決定にはそれだけではなく、上のようなプランターの圧力をうけて、

実質的に日本人移民制限を緩めるための「大変革」の意味もあったと思われる。「最多数の日本人導入」にはほど遠いにしても、一方で上陸拒絶という強硬手段に出ている政府としては、かなり思い切った変更であることは確かだった。

これに力を得たプランター達は、11月初めに2千余名もの日本人移民導入を政府に出願した。併合による私約移民停止に備える分も含まれていたようだが、この要求に対して閣議を開き、結局許可した政府の反応について、島村は次のように記している。

布哇政府ノ驚愕一方ナラス。何トカ理由ヲ付シテ不認可トナサンカ、然ルトキハ各耕主ノ感情ヲ害シ布米合併ニ故障ヲ醸スノ恐レアリ。支那人ヲ輸入センカ、先月（引用者注：「前月」と異なり数カ月前をさす。この場合は前述の7月）ノ規約ニ背キ、且ツ米国政府ノ譴責ニ遭遇セハ、悔ユルモ及ハサルヘシトテ……輸入ヲ許可セシ⁴⁵。（句読点は引用者が付加）

共和政府は体裁を考えて、必要数を11月・12月・翌年の1月と3回に分けて導入するよう指定はした⁴⁶が、この報告はプランターに逆らえない彼らの苦衷を実によく表わしている。年の初めに大規模な拒絶が起り、以来日本側が前年の移民増加の主因となった自由移民を差し止めていたにも拘らず、97年に新たに入国した邦人移民総数が6千人近くとあまり急減しなかった原因は、このようないきさつにあった（<表1>参照）。

かくして島村は、プランターを介して政府に圧力をかけるルートの有効性を痛感するに至った。そこで彼は、併合条約の失敗で共和政府が苦境に陥った98年1月頃には、前章で述べた政府内拒絶反対派に対してのみならず、総領事館員のスコットを通じてプランター達にも、これ以上拒絶事件の解決が遅れば日本は移民を一切停止するという脅しをかけた⁴⁷。その後しばらくの間は、プランター達も、併合条約廃案をうけてハワイの今後の地位についての考慮に心を奪われ、中にはデイヴィースのように独立維持運動を始める者もいて⁴⁸、日本人移民制限や上陸拒絶事件に関しては目だっ

た動きを示さなかった。また、比例導入制で政府と約束していた筈の白人導入についても、彼らは一応わずかずつポルトガル人・ドイツ人・ガリシア人・オーストリア人を実際に導入して努力の跡をみせはした。しかし、やはり高いコストのためにとても軌道に乗せる事はできず、白人導入のための保証金も滞納したまま、なし崩しにしてしまった。この経緯は、前にも触れた通りである。

そして、米西戦争勃発を経てアメリカ議会にハワイ併合決議案が提出され、とうとう併合決定が時間の問題になった98年6月から、プランター達は、移民問題に関してより直接的な行動に出はじめた。6月末、有力プランター達は、併合が決定したら中国人移民は完全禁止となり、プランテーションは労働者が不足して存亡の危機に立たされることになるので、併合決定後すぐに日本政府と交渉して邦人移民導入を続けるつもりだと公言した⁴⁹。これは、外交権を持つ政府を完全に無視した、大胆な発言だった。自分達がそれまで政府に圧力をかけつつ、代替移民制度を巧妙になし崩しにし、秘かに日本人導入枠を拡大させていたことに力を得てのことであろう。また主要プランター達は、上陸拒絶に関しても、島村が繰り返した事件解決までの私約移民差し止めの脅しについて間接的に総領事館に照会した。帰国中の島村にかわって事務を行っていた平井深造はこぞとばかり、日本政府は差し止めに出るかも知れず、もし併合後事件がアメリカの手に移れば、一層長引くだろうと言って、彼らに政府へ速了を迫るようすすめた。そればかりでなく、敗政難の政府が賠償金支出に困って躊躇している場合、プランター間で賠償金を分担しても、労働力供給を絶たれるよりよいのでは、とまで提案した。また同時に、屈指の富豪でプランター社会を代表するアサートンやアーウィン（この2人は言及済み）、「ジョンス」（不明）らの間を、総領事館員スコットに遊説させて同主旨の勧告をした。プランター達もこれを受けてプランター協会に集合して協議し、上陸拒絶事件解決促進のために、委員を選んで政府との本格的な交渉を始めることにした⁵⁰。

これより前、共和政府は、アメリカ政府の協力をとりつけて賠償での解決を要請した日本側に対

し、賠償責任はないので和解金なら払うとしていた。しかし、日本の要求金額10万ドルが高すぎると頑強に抵抗して再び引き延ばしを図り、平井によれば「他ノ方面ヨリ非常ナル刺撃^(ママ)ヲ與ヘサルニ於テハ速ヤカニ妥協ノ目的ヲ成就シ難キ有様」をもたらしていた⁵¹⁾。ところが、そこへ「十分政府当路者ヲ動かスニ足ル勢力」をもつプランター達によるさきの交渉が「最モ其効アリタルカ如ク」、共和政府は閣議の結果5万ドルではどうかと申し出るに至った。そして、この申し出に対して日本が要求した7万5千ドルの支払いに応じたのである⁵²⁾。この額は前年の政府支出465万ドル(歳入504万ドル)と比べれば、それ程巨額ではないが、同年までの累積債務368万ドルを抱えた大赤字財政にとっては、かなり手痛い出費であった⁵³⁾。しかし、もっと重要なことがある。それは、以後ハワイでは、日本人移民に対するこのような上陸拒絶は2度と起こらず、1900年の米法適用で契約移民が禁止にはなったものの、1907年の全米規模での新規移民禁止を経て、24年の邦人移民完全停止まで、日本人移民制限を図るようないかなる法律も行政措置も行なわれなかった、ということである。つまり、この上陸拒絶事件の決着は明らかに日本側に有利なもので、ハワイ共和政府側にとっては事実上の敗訴・賠償であった。この上陸拒絶事件が政府の邦人対抗策の最後の切り札だったことを思い起こせば、これはすなわち共和政府の日本人移民コントロールの完全な失敗を意味したのである。

3. 「糖衣錠」としての日本人——入国制限からプランテーション内隔離へ

前節でみたように、経済的にハワイの<王>であったプランター達によって日本人移民制限策をことごとく崩しにされ、邦人労働者を求めてますます強まる彼らの圧力に悩まされた共和政府は、次第に諦感の色を濃くしていった。上陸拒絶には懐疑的だったが、基本方針としての日本人移民制限には賛成で、それまで代替労働力としての白人招来策を熱心に支持していた政府機関紙『アドバタイザー』は98年5月、次のような見方を表明した。

もし、政府・立法部や彼らを支援している社会が、公然とアジア文明を非難しているにも拘らず、結局のところ、それを実質的によしとしているなら、我々は不平を言わないでアジア文明をできるだけ利用する方向に進むべきだ。我々は一貫性を保つだけでいいのだ。我々はアジア人の侵入を批判してはならないし、同時にその奔流を受け容れるべきである⁵⁴⁾。

これは、共和政府とその支持層が実際には日本人移民制限策の失敗を認め、仕方なく邦人の流入を黙認し、さらには肯定する方向へさえ動きはじめたことを如実に表わしている。現に併合案が米上院を通過した知らせが7月14日にホノルルに届くと、政府は即座に日本人2800名の導入を許可した⁵⁵⁾。また、上陸拒絶事件についても、前述のようにアメリカからの催促とプランター協会からの圧力によって、政府は事実上の対日賠償に応じた。前章で述べたように、政府内部に砂糖産業との関係を持った拒絶反対派がいたことも、この決定を助けた。事件発生当初から反政府ハワイ人系の新聞である『インディペンデント』が予言していた(第III章第1節末)通り、プランターは日本人を求め続け、結局政府は賠償を払うことになった⁵⁶⁾。98年8月12日の式典で共和政府の主権はアメリカに譲渡され、1900年に正式な地位が決まるまで、暫定的行政はそのまま共和政府が受け持つことになった。

そして、邦人移民の空前のラッシュが始まった。<表1>・<表2-a>から明らかのように、97年の在留邦人約2万6千人のところへ98・99年合わせて約3万6千人もが新たに入国して一挙に日系人口を倍以上にし、1900年にはハワイの日本人は総人口のほぼ40%の6万1千人になった。砂糖プランテーションにおける日本人労働者の割合も、政府の制限・拒絶の影響で94年の65%から年毎に減り、97年には49%になったが、98年以降は回復し、99年には制限開始前の水準を越えて71%にまで跳ね上がった(<表5>参照)。確かにこれを通説のように、アメリカの統治下に入ったことで安心した政府が、契約移民廃止に備えてできる

だけ多くの移民導入を図るプランターの要求を快諾したのだ、と説明することもできる。しかし、この間、ハワイがどのような地位を与えられるのかは未定であったし、地位確定後のことを考えても、当然そのまま少数派主導権を保持するつもりリーダー達にとって、総人口の半数にも及ぼうというペースでの日本人導入は、余りに危険ではなかったか。現に99年には、ハワイ議会が各プランテーションでの日本人数の現状維持を図る法律案を通過させた。しかし、案の定プランターの猛反対にあい、また、併合決定後すぐ、何らかの邦人移民制限措置をとると思われていた頼りのアメリカは、むしろ日本を刺激するのを恐れて、公使を通してこの法案に圧力をかけたため、これも実現しなかった⁵⁷⁾。また、1900年には根本法が制定されて、ハワイは准州になり、契約移民も禁止になって、島の軍事利用や移民問題に関する決定権は米議会が掌握した⁵⁸⁾。しかし、その後も米議会は、1907年の全米への新規渡航禁止までいかなる日本人移民制限法も制定しようとしなかった。アメリカも頼れないとなると、残るはハワイの官公吏に与えられた他の准州より大きな裁量権だった⁵⁹⁾。しかし、彼らも上陸拒絶はもちろん、いかなる邦人流入防止措置をも2度とらなかつた。日本人移民はどんどん増加し続けたのである。

以上からわかるとおり、ハワイの政権担当者が、このように自分達の少数派政権に危険をもたらしかねないほど、プランターの欲するだけ、文字どおりレッセ・フェールに日本人移民を入国させるようになったことは、アメリカに全てを任せた安心感で説明できる範囲を完全に越えている。これはやはり、これまで長く考察してきた日本人移民制限の崩壊・上陸拒絶の失敗による、ハワイ首脳部の水際での移民コントロールに対する諦念に起因していると考えるのが適当であろう。そして、上記のようなむしろ積極的とも言えるほどの移民導入に至ったからには、ハワイ首脳部は水際での制御以外に、その有効性に自信が持てるような、少数派政権の自衛手段をみだしたに違いない。それは何であったのか？

それは、日本人をできるだけ地方の砂糖黍プランテーション内にとどめて、彼らの外の社会、こ

とに都市などハワイ社会の中枢部への進出を防ぐことであった。プランテーションを一種の租界にして、経済的には不可欠だが政治的には支配層にとって邪魔者である日本人をそこに隔離しよう、という考え方である。日本人は他国からの移民と比べて都市に進出するのが比較的遅く⁶⁰⁾、当時既に社会に散らばっていた者がまだ少なかったことも、助けになったであろう。また、以前からプランテーションでは、監視網や証明書制度をつくって労働者の逃亡を防いだり、労働者の日用品・食料等はプランテーション独自のチケットで指定業者から買わせるシステムをとるなど、外の社会との交流を抑える政策をとっていたので⁶¹⁾、それほど急激な変革も必要としなかった。そして、特に重要なのは、この方法なら、プランター達のためには安い労働力を確保しながら、政府の少数支配も保護でき、政府にとって以前苦い経験をした水際制限でのようにプランター達と利害が対立することもなく、双方に好都合だった、ということである。言い替えば、邦人移民に対する米人政府の、参政権問題以来の「依頼心と恐怖心」のアンビヴァレンスを巧妙に解消する方策であった。つまり、共和政府は、そのまま直接ハワイ社会にとりこめば、苦い恐怖のもととなる日本人も、砂糖黍プランテーションという「糖衣」をかけてしまえば、口当たりがよいことに気付いたのである。事実、政府とプランターは協力して、日本人をプランテーションに引き留めるための様々な努力をするようになった。

プランター達は、日本人労働者の住宅等の生活環境を改善したり、彼らのキリスト教教会や仏教寺院、日本語学校へ土地や経済援助を提供し、さらにレクリエーションも奨励・援助するなど、積極的な待遇改善・温情主義的政策をとりはじめた⁶²⁾。ハックフェルド社副社長によれば、このような「福利計画」は、「労働者をプランテーションに引きとめておくためだけでなく、ストライキを防ぐ上でも」プランテーション経営者に「すばらしい効果」をもたらす、一石二鳥のものだった⁶³⁾。また、他の引き留め策として、日本人相手に前述の請け黍（分益小作）制度を推進し、他に仕事を作業単位に分け、1単位終了毎に出来高払いの歩合

制で賃金を払う短期契約システムも導入した⁶⁴⁾。これらの制度なら、労働者は悪名高いルナ(Luna: ハワイ語で現場監督の意味。ほとんど白人で、鞭をもって作業を急がせ、労働者をしばしば虐待した。)なしで、自由に時間配分をして働けるので、日本人の待遇改善につながり、勤労意欲と将来への期待も高めることができたからである。

政府も逃亡者の逮捕・取り締まりに協力したり、プランテーションでの日本人への待遇改善を奨励しつつ⁶⁵⁾、主に法制面で日本人の外界進出を抑えた。この努力は、日本人にとって帰化が難しく、他国からの移民に比べて市民権を持つ一世がほとんどいなかった⁶⁶⁾のを巧妙に利用しつつ行なわれた。既に1899年の法令で、帰化要件の居住年数を3年から5年に引きあげた上、外国人の土地獲得・所有を禁じた。そして1902年には漁業へ進出を始めていた日本人を目して、外国人がハワイの海で採取した魚への1ポンド当り1セントの課税を決めた。また、都市の道路工事など公共事業に雇われる日本人工夫の割合が高いのを知った公共事業局長は、同年に公共事業にはアジア系労働者を雇ってはならず、違反者とは解約するとの通達を出した⁶⁷⁾。政府はさらに1903年に、プランテーションでは労働力が必要とされているため、アジア系は准州内の公職に就いてはならない、とも定めた⁶⁸⁾。これで日本人は、都市エリートへの近道である公職からはもちろん、土地をもとにする自営農業から、また漁業からしめだされ、土木作業の技術を生かす最大の場も失ってしまい、多くは仕方なくプランテーションで最大限の努力をすることにしたのである。その結果、1922年にフィリピン人に抜かれるまで、日本人は最大の労働力としてハワイの砂糖黍プランテーションの発展に貢献することになった⁶⁹⁾(<表5>参照)。

確かに、全在留邦人数に占める砂糖黍プランテーション在住者数の割合は、1898年から1904年頃にかけて高率を取り戻したものの、移民当初から漸次減少している。そこで、この「糖衣」による隔離の有効性に疑念をささむ余地もないとは言えない。しかし、全在留邦人数中の非就労の2世の急増や、砂糖黍の他にコーヒーやパイナップルのプランテーションが発展し始めたことを考え合わ

せるのを忘れてはならない⁷⁰⁾。そこで、就業日本人に占める農場(すなわちプランテーション)労働者の割合を見ると、1907年には約87%、14年には55.6%、24年でも49.5%とかなり後年まで高率で職業別分類の首位を占め⁷¹⁾、「糖衣」の実効性を明示しているのである。

このようにして、20世紀はじめのハワイ社会は、米人を中心にした白人はホノルルに、日本人をはじめとした東洋人はプランテーションに、ハワイ人は伝統的の地方村落に、という民族別「棲み分け」に特徴づけられることとなった⁷²⁾。政府のアメリカ人はこの間、隔離政策のおかげで日本人の政治的脅威や彼らとの経済的競争にさらされることなく、安心して1895年以来のハワイ人との協調政策推進に専念することができた。そして、王政派要人の一人だったプリンス・キューピッド(クヒオ王子)を味方につけ、彼を文字どおりキューピッドとしてハワイ人との同盟関係を作り、少数支配の周辺を固めていった⁷³⁾。この間、上陸拒絶事件前後あれほど盛んだった排日思想・日本脅威説はすっかり影を潜めてしまったのである。

つまり、ハワイの少数派アメリカ人政府は、自分達への大きな政治的・社会的脅威として本来苦いものだが、経済的には不可欠なビタミン剤であった日本人移民を、砂糖黍プランテーションという「糖衣」に包み込むことで、苦みを感じずに呑みこむ方法を見つけだし、うまく実行したことになる。彼らにとっては効き目も上々、砂糖産業は発展して経済は潤い、少数支配も安定したものになっていったのである。

以上見てきたように、併合前のハワイ政府は、経済を掌握し事態を冷静に捉えて強力な圧力団体となっていた砂糖黍プランター達のために、日本人移民制限策をなし崩しにされ、最後の切り札の上陸拒絶をも失敗に追い込まれた。経済的必要性のため、仕方なく水際での制限を諦めた政府だったが、プランターを満足させて経済発展を図り、同時に、自分達の少数支配や職業上の利益を日本人の脅威から守れる名案を思いつき、むしろ積極的に日本人移民を導入し始めた。それが、日本人移民をプランテーションに隔離して、外界に出さ

ない方法であった。「糖衣」をかけて日本人をのみ込むこの方法は成功し、1920年頃まで続いた。このように、政府が日本人移民制限に失敗したのは、併合を急ぐアメリカからの圧力だけではなく、併合決定後日本人移民のラッシュをむかえたのも、併合による安心感とはむしろ別の理由からであった。

VI. 結論——「排日」に対する「ハワイ製糖衣」の効果

以上第II章の前提をもとに第III章から第V章まで、併合前のハワイで、なぜ日本人移民に対する制限、ひいは上陸拒絶がなされ、また、如何なる経緯からそれが失敗して、邦人の大量流入が黙認されるに至ったのかを、関係主体別に考察してきた。序論でも述べたが、当時のハワイに関する既存の研究では、上陸拒絶事件はその前後の共和政府による移民政策全般とは別個の、突発事件のように扱われてきた。また米政府を巻き込んだ日布政府間の純粋な外交問題として、少数派アメリカ人政権である共和政府が全ハワイ社会の一致した意向を代表して取り組んだ事件であるかのようにみなされてもきた。しかし、本論文でハワイ社会内部に注目し、事件前後の日本人をめぐるエスニック・グループ間関係や移民に関わる諸主体の動きを考察してみると、上のような扱いは誤りであることがわかった。

当時のハワイ在留邦人は、彼らを国威発揚・国際的体面維持の手段としかみなさず、彼らの要求にはほとんど取り合わなかった本国政府とは全く別個に、ハワイ定着にむけての自助努力をはじめていた(第II章第3節)。しかし、共和政府アメリカ人の主流派(ミッショナリー・パーティー)は、邦人移民は定着せず、ハワイ併合を狙う本国政府の尖兵であると誤解した。そのため、彼らの大量流入を恐れ、政府設立当初から邦人移民の制限策を開始していた。政府主流派にはビジネスマンが多く、都市に進出した日本人との直接競争に苦しむ、同業の白人ビジネスマンや中規模以下の白人商店主・職工達らの強い支援を受けていたからである。また、政府が、多数派であり王政の復活を望む現地ハワイ人を脅威とし、彼らが在留邦人と

同盟するのを恐れていたせいでもある。ところが、95年初めの王政派反乱の鎮圧で、政府は自信をつけ、以後ハワイ人に対しては協調政策を推し進めた。その結果、日本人がアメリカ人政府の少数支配に対する、残る唯一の脅威となった。そこで、政府主流派とその支援層は、上記のような誤解をさらに深め、黄禍論や人種主義と結びついた、その後世界的に広まってゆく排日思想のはしりと位置づけられるような、強い反日感情を持つに至る。つまり、この排日思想の強まりは、少数で多民族社会の支配権を維持しようとする政府アメリカ人と移民である日本人はもちろん、アメリカ人と第三の民族集団である現地ハワイ人との関係とも大きく関わり、ハワイの複雑なエスニック・グループ間関係を微妙に反映した出来事だったのである。95年以来活発化した共和政府の移民政策は、全般的にこの排日思想をうけたもので、邦人移民を対象にした直接の制限策のみならず、中国人導入の復活や積極的な白人導入政策も全て日本人に代わる移民を求めるためのものだった(第III章)。

ところが、同じ白人(主にアメリカ人)でも、ハワイのモノカルチャー経済を一手に担っていた砂糖黍プランター達は、異なる反応を示した。彼らは、糖業発展の為に不可欠な、最も効率のよい移民労働力として、排日派のような誤解もなく、コストの高い他国人よりも日本人を求め続けた。そして、抜け道である自由移民のルートを通して、あるいは経済掌握を盾に政府に圧力をかけることで散発的・特例的許可や、また白人との比例導入制に基づく条件付き許可を得るなどして邦人を導入し続けた。結局彼らは、約束の白人導入も十分履行しないまま、政府の日本人移民制限策をなし崩しにしてしまった(第V章)。この失敗をうけた共和政府が、邦人流阻止の最後の切り札としたのが上陸拒絶事件だったわけだが、以上から分かるようにこれは決して突発的ではなく、以前からの移民政策と深くつながったものだった。政府当事者の中には、日本と事を構えてその脅威を喧伝し、アメリカを焦らせてハワイ併合を早めようと考えた者も多かった。つまり、少数支配未確立のまま大国に依拠し、面倒な多数派諸民族の統御はそちらに任せて政権の維持を図ろうというものである。

この意味で日本人移民は併合促進剤として政治的に利用されたと言える(第II章第4節・第III章)。

だが、この上陸拒絶にも白人層内部からの反対が強かった。まず、疑いなく一枚岩に見えた政府内部にさえ、事件発生当初から大統領ドール・蔵相デーモン・司法長官スミスらの上陸拒絶反対派がいた。彼らは一貫して、上陸拒絶を推進した税関長キャッスル・外相クーパーらの強硬策の正当性を危惧し、閣議で強硬派を非難し、仲裁案や賠償案を率先して採用しようとするなど日本との宥和に努めた。また政府機関紙の『アドバタイザー』も次第に拒絶への懐疑を強め、日本側の立場に理解を示した(第IV章)。一方、政府外では、砂糖黍プランターが、日本人移民制限策に抵抗したのと同じ経済的必要性から上陸拒絶に反対し、政府を非難したり、事件の即決を政府に要求するなどし、並行して代替移民導入策のなし崩しを続けた。対日賠償を渋る政府に、最終的に事実上の賠償を認めさせたのも、委員を選んで政府に対する解決促進交渉を始めたプランター協会の力に負うところが大きかった(第V章第1・2節)。つまり、ハワイの白人層は、上陸拒絶事件をめぐる日本人移民への対処の仕方において、決して一枚岩的ではなかったのである。そもそも移民制限自体にも反対のプランターをはじめ共和政府内部・機関紙等の拒絶反対派がおり、上陸拒絶を推進したのはむしろ、都市ビジネスマンの数の支援をかさにきた政府内一部強硬派だったことがわかる。上陸拒絶をめぐる外交交渉の際、日本総領事が外相との正式ルーの他に、ドール、デーモン、スミスらとの私的接触を保って解決を催促し、『アドバタイザー』紙を日本側の言い分発表の場にして、プランターに即決のための政府への働きかけを勧告することができたのは、このような反対派がいたからこそであった。

そしてもうひとつ重要なことは、上陸拒絶事件終結の理由についてである。これまでの研究では、専ら併合を急いだアメリカ政府の催促のため、という外因説がとられていたが、上述したところからも明らかのように、実は砂糖黍プランターや政府内反対派の圧力による内因も非常に大きな要因であった、ということである。なかでもプランタ

ーの圧力は政府にとって大きな脅威であり、上陸拒絶だけでなく、代替移民導入策を含めた共和政府の日本人移民制限策を全面的な失敗に追い込んだのは、彼らだったと言ってよからう。

こうして水際での日本人移民制限策を突き崩された共和政府は、併合決定直後から、むしろ積極的とも思われる急激なペースでの日本人移民の流入を許した。しかし、これもアメリカという大国に全てを委任することに成功した安心感からだという、通常言われてきた根拠では説明しきれない。その後のハワイ政府がプランターと協力して日本人移民をプランテーションに引き留める諸政策を推進したことから判断して、併合前の失敗によって邦人移民の入国制限を諦めた政府が、日本人の脅威から自分達の少数支配を守る方法を、水際阻止からプランテーション内隔離へと変えた、という説明が最も妥当であろう。この方法なら、入国制限を失敗に追い込んだ最大の要因であったプランターとも利害が衝突しないからである。言い替えばこれは、少数派のアメリカ人政権にとって、経済的に不可欠な日本人を砂糖黍プランテーションという「糖衣」に包むという、日本人の政治的進出や経済上の直接競争といった自分達への苦い脅威の少ない方法で、彼らの国内流入を認める方式であった(第V章第3節)。こうして米人政府は、参政権問題以来の、邦人移民に対する「依頼心と恐怖心」のアンビヴァレンスを巧妙に解消したことになる。併合前あれほど各新聞紙上などで喧伝された、邦人移民を尖兵とする日本のハワイ占領説や黄禍論・人種主義などの排日思想も、以後は影を潜めた。この政策は1920年頃まで続くが、1907年の紳士協約による全米規模での新規移民禁止(写真花嫁など呼び寄せ移民のハワイへの大量流入はこの後も続く)以外、日本人移民の入国を制限・拒絶するような措置はその間2度となされなかった。そしてハワイ政府も、一次大戦後アメリカ全土に広がったナショナリズム・米化論の波がハワイに届くまでは、対ハワイ人協調政策に専念し、少数支配の周辺を固めることになった。

このようにみえてくると、併合前ハワイにおいて、強い排日思想に後押しされた少数派アメリカ人政権による、日本人移民に対する制限策や上陸拒絶

を突き崩し、政府を糖衣錠としての邦人流入黙認へと動かして、排日を鎮静化させたのは、主に砂糖黍プランター達の力であった。これはすなわち、砂糖モノカルチャーを支えるための経済的必要性であると言えよう。米大統領マッキンリーも、当初はこの本土とは異なる「ハワイの特殊事情」を斟酌して、併合後も契約移民を認めようと考えていたほどであった¹⁾。また、1907年の紳士協約さえ、当分は本土に準じて扱うという但し書きこそあったが、実は「ハワイは全然別個として除外する」と明示していたのである²⁾。また、一步すすめれば、ハワイに限らず、代替性の少ない移民労働力に支えられた経済形態は、当該移民への経済的依存ゆえに、特にその経済リーダーの政治影響力が強いほど、移民に対する政治的・社会的圧力や排外主義を緩和する作用を一般にもちやすいのかもしれない。この問題は、日本が現在対応を迫られている事態をも含めて、昨今の世界各地の外国人労働者問題と深く関わっている。

さらに、外国人労働力に限らず、外国製品の流入問題についてもまた然りである。例えば、近年の自動車・半導体等をめぐる日米貿易摩擦の経過を概観してみると、本稿で扱ってきた排日のはしりの生起から上陸拒絶、そしてそのプランターによるなし崩しへの動きと極めてよく似た流れがみられる。ひとたび日本製品の対米輸出が「集中豪雨的」と見なされると、競合分野の米企業（本稿での都市白人ビジネスマン・職工に相当）がジャーナリズムを巻き込んだ「日本たたき」キャンペーンを繰り広げる。そしてそれが米政府の日本への外交的圧力や保護主義法案上程、あるいは通商法301条の活用による対日報復・制裁措置（……上陸拒絶）へとつながる。日本が譲歩する場合も多いが、業界リーダーが多国籍企業であったり、日本進出をしたりしていると（英・独人等を含み、日本人移民に依存するプランターに相当）、反日運動が減殺される。また、国際貿易委員会（ITC）が、当該米企業の不振はユーザー（……プランター）の需要の日本品へのシフト、米企業側の非効率によるもので、日本製品の輸出急増による被害ではないとしばしば結論して、救済を拒絶する³⁾。さらに日本製部品に対する高性能ゆえの需要から、

報復・制裁措置もまた、実効性を持たないことがある。特に最後の点など、まさにプランターによる上陸拒絶のなし崩しと平行な、日本への経済的依存性のあらわれと言えよう。

しかし、このように経済的必要性だけで一般化するのには短絡に過ぎ、危険な面もある。今まで述べてきたことから分かるように、19世紀末ハワイにおいても、「排日のはしり」をつみとった経済的必要性という特殊事情は、さらに次のような、より「ハワイ的」な、多民族社会として見たときのハワイの文化的特徴に裏づけられていたのである。第III章第1節②で述べたように、王政時代の親日政策の名残から日本人に好意的であり、日本人との「棲み分け」があって経済的な直接競争もなかったハワイ人が、排日思想に加担せず、上陸拒絶を非難し続けたことが一つ。そして政府内にも、当初から拒絶反対派がいたこと。彼らは、現地生まれで同化的なカマアイナとして、親ハワイ人的でハワイ人の考えの影響を受けやすく、併合にのみ狂奔する強硬派——新入りの非同化的マリヒニーの狭い視野を離れて、日本人を必要とするハワイ社会の実状を冷静に見ることができたのである（第IV章）。さらに、プランター達も、政府強硬派のミッシヨナリー・パーティーとの対抗関係や、王政派寄りの大物の存在等から政府内反対派と同様、排日思想に惑わされず、日本人を誤解なく受け入れたことも挙げられる（第V章第2節）。日本人移民に対する政治的・社会的圧力の緩和に貢献したのもとして、経済的必要性の他に、これらの「ハワイ的」・文化的要素も決して見落としてはならないと考える。

「なぜハワイの排日は激化せずすんだのか」という本稿の出発点となった大きな疑問へここで答えを出すとすれば、それは「ハワイ製糖衣」の効能、ということになるろう。「ハワイ製」としたのは、砂糖黍プランターの政府への圧力に代表されるような日本人の経済的必要性に、上述したような、多民族社会ハワイの特徴を反映した文化的条件の加わったハワイの特殊事情を重視する意味がある。これらのハワイ的な要因が、併合決定後のハワイ政府をして、日本人移民を砂糖黍プランテーションの枠という「糖衣」で包んで導入するよ

うに仕向け、政府が先導した世界的な排日思想の「はしり」を鎮静化させたとみるからである。そしてこの「糖衣」ゆえに、政治や社会など他の分野やプランテーション以外の経済界に日本人移民が進出し、アメリカ人やハワイ人と直接競争をする機会が最小限に抑えられたことが、鎮静をそのまま維持させたのである。例えば同時期(1890-1910)のアメリカ西海岸方面では、日本人移民は、鉄道敷設作業や鉱山での採掘業、果樹園等での働き口を求めて、不況下で失業したアメリカ人と直接競争をし、低賃金に甘んじ習熟が早いためにアメリカ人の職を奪ったり、彼らの賃金を引き下げたりしていた。その結果、アメリカ人労働者による排日暴動がヴァガビル、ポートランド、シアトル等各地で頻発した。そして、労働組合を中心に政治的にも排日運動が激化、サンフランシスコやパークレイ等では日本人学童を公立学校から排斥して東洋人学校へ隔離する動きまで出ていたのだった⁴⁾。確かに、ハワイの「糖衣」が、日本人に対して機会均等を認めない差別の一形態であることは否めない。しかし、ハワイの日系人が、アメリカでみられたこのような過酷な排斥に会わずにすんだことは、やはり「ハワイ製糖衣」の成果と言う以外にない。

国内エスニック・グループ間対立をめぐる紛争に苦しんだ、あるいは今も苦しんでいる多民族社会は多く、また日本人移民が激しい排斥にあった国々もたくさんある。その中で、ハワイだけが、こういった排日思想の源流を生みながらも、それが他国でのように激化しなかった。そして、その間にアメリカ人とハワイ人の宥和が進み、プランテーションでは日本人とフィリピン人らの間に連帯の動きもみられて⁵⁾、多民族調和の典型とされる社会を成立させた。その原因の一端を、本稿で明らかにできたと自負する次第である。

しかし、「糖衣」はいつか必ず溶ける運命にあ

り、むしろそのために作られている。ハワイへの定着意識をさらに強め、2世がふえてくると、日系人もいつまでもプランテーションでの労働者生活に甘んじようとはしなくなるのが、むしろ当然である。今後の課題として残るのは、この「ハワイ製糖衣」が溶け、日系人が次第にプランテーションを離れ、より大きな可能性を求めて盛んに外界へ進出しはじめた1920年代⁶⁾(<表5>参照)に、ハワイ社会がいかなる反応を示し、日系人がそれにどう対処していったか、ということである。言いかえれば、これからは、ちょうど第1次大戦後の本土のナショナリズム・米化論がハワイに波及してきた時期であったにも拘らず、「糖衣」が溶けた後もなお、なぜ、排日が本土西海岸ほど激化しなかったのかを考察してみたい。

また、少し前にも触れたが、この「ハワイ製糖衣」を、移民をめぐる民族対立の激化を阻止する一般的要因として広く捉え直してみることも重要であろう。ハワイと同様、移民労働者に支えられたプランテーション経済を持っていた他国では、やはりハワイと似た、エスニック・グループ間摩擦の緩和要因があったのか、あったとしてもなぜハワイのように作用しなかったのか。このような点を比較研究できたら、より一般的な議論ができるのでは、という期待も抱いている。エスニック・グループ間関係は、一般化が非常に難しい分野であることは否めない。しかし、ケース・スタディーとしては、ハワイと同じく日本人移民がコーヒープランテーションで働いたブラジル⁷⁾や、イギリスの統治下でインドから導入された契約労働者がハワイと非常に似た形態で砂糖プランテーション・モノカルチャーを支えたフィジーなど太平洋諸国⁸⁾における状況との比較が興味深いであろう。さらに、移民社会に限らず、多民族社会の抱える様々な問題をもっと広く研究してみたいとも考えている。

注

1.

1. 都丸潤子 「アメリカと日本のハワイ進出 — 初期ハワイ在留邦人の参政権をめぐる」(東京大学教養学部教養学科国際関係論分科, 昭和60年度卒業論文)。

2. William Adam Russ Jr., *The Hawaiian Republic (1894-98) and Its Struggle to Win Annexation*, Selinsgrove,

Pennsylvania : Susquehanna University Press, 1961.

3. Willam Michael Morgan, *Strategic Factors in Hawaiian Annexation*, Ph.D.Dissertation, Claremont Graduate School, 1980.
4. Hilary Conroy, *The Japanese Frontier in Hawaii, 1868-1898*, California : University of California Press, 1953.
5. Lawrence H. Fuchs, *Hawaii Pono: A Social History*, New York: Harcourt, Brace & World, 1961.
6. 外務省編 『日本外交文書』 日本国際連合協会・日本外交文書頒布会, 1947-57年。
7. 中でも, 上陸拒絶事件に関する最も詳細かつ多量の報告は, ファイル番号3.8.8.8.『布哇国ニ於テ本邦移民ノ上陸拒絶一件』 第1巻-第21巻, 1897-1898年に収められている。
8. 注11参照。コンロイは主として上陸拒絶事件と日本人移民制限策との関係を暗示。
9. William Adam Russ Jr., “Hawaiian Labor and Immigration Problems before Annexation,” *Journal of Modern History*, 15(1943), pp.207-222.
 こちらは, 上陸拒絶事件と欧米人導入政策との関係について触れているが, 注8のコンロイのものと同様, 総合性に欠けている。
10. Katharine Coman, *The History of Contract Labor in the Hawaiian Islands*, New York: Macmillan, 1903.
11. 既存の研究では, 日本人移民制限のなし崩しの失敗に注目して, その失敗へのプランター関与の大きさを指摘したものはほとんどなく, あっても, コンロイやラスの研究においてのように上陸拒絶の失敗はこれとは別のアメリカの外圧によるものだ, とされてきた。本稿で, 制限のなし崩しと上陸拒絶の失敗の両方に, 同じようなプランター側の要因が大きく働いていることを示すことにも, 意義がある。
 コンロイはヒストリカル・イフとして, もし当時併合が実現しなかったら, 共和政府は, 政権維持に必要な移民制限が, 彼らの労働力に支えられた経済の発展には障害になってプランターの反発を招く, というジレンマに苦しみ, 移民制限を続けるのは無理だったろうと述べている(Conroy, *op. cit.*, pp.129f.)。これが第V章でプランターの動きに注目するに至る一つのヒントになった。
12. 唯一共和政府内部の意見のくい違いを指摘した Russ, *Hawaiian Republic* も, 齟齬が生じたのは97年6月以降であり, 政府要人では司法長官だけが孤立して大勢に反対したように論じており, 状況を正確に捉えていない(*Ibid.*, p.11.)。

II.

1. 本論考察の前提については, 都丸潤子「併合前ハワイにおける日本人移民政策の変動——少数派アメリカ人政権による制限・拒絶から黙認へ」(東京大学大学院総合文化研究科国際関係論専攻, 昭和62年度修士論文)の第II章から第IV章までで詳しく論じてあるので, 本稿では概略を記すにとどめる。特に注のない限り, 共和国設立までのエスニック・グループ間関係と日本人移民渡航システムは第II章, 上陸拒絶事件の経緯に関しては第III章に, そして事件当時の在留邦人と日本政府の関係の実態については第IV章に基づいている。さらに修士論文第II章のエスニック・グループ間関係をテーマにした詳しい考察は, 都丸, 前掲卒業論文で行なっている。
2. 1890年の統計によれば, ハワイ人のうち読み書きのできる者の割合は60%以上と非常に高かった(当時の在留邦人では2.5%, 中国人移民では13.6%, ポルトガル人では27%)。(Sylvester K. Stevens, *American Expansion in Hawaii, 1842-1898*, Harrisberg : Archives Publishing Company of Pennsylvania, 1945, pp.145f.)
3. フランクリン王堂・篠遠和子 『図説ハワイ日本人史 1885~1924』 B.P.ビショップ博物館人類学部 ハワイ移民資料保存館, 1985年, 22-23, 46ページ。
 Alan Takeo Moriyama, *Imingaisha: Japanese Emigration Companies and Hawaii, 1894-1908*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1985, p.199. (金子幸子共訳『日米移民史学 日本・ハワイ・アメリカ』 PMC出版, 1988年。) 移民会社を中心にした私約移民制度の詳細についてはこちらを参照されたい。
4. 主な顔ぶれは菅原伝・日向輝武・水野破門・渡辺勲十郎・増田知次郎・神尾敬介ら。彼らは, 1886年頃から米国西海岸に渡り, 88年に在米日本人愛国同盟を設立して自由民権運動の支援や日本人移民の組織化等を行っていた。
 彼らのハワイ参政権要求運動参加の経緯については, 都丸, 前掲卒業論文51-56ページ。
5. 米では携帯金は30ドル以上, とされ, ハワイの制限の方が厳しかったことがわかる。
6. この問題は移民史上, また, 上陸拒絶事件の背景となるハワイの少数派米人政権の対日本人移民認識を知る上で重要な問題である。しかし, 既存の研究では, 前掲 Moriyama の著作が, 1894年から1907年にかけてのハワイ移民の実状を包

括的に、詳しく取り上げている以外は、考察が不足している。都丸、前掲修士論文の第IV章では、併合前の時期に焦点を絞って詳しく論じ、加えてハワイ行に限らず、海外への移民というものを日本政府がどのように位置づけていたのかも考察したが、本稿ではその概要のみを述べる。

7. 「日系人」とは、生まれながらにハワイ市民権をもつ2世2,078人を含む。「日本人」「日本人移民」という場合は、通常1世のみをさす。

王堂、前掲書、19ページ。永井松三編『日米文化交渉史5 移住編』洋々社、1955年、494ページ。

8. 1893年頃までの日本人移民の出稼ぎ主義から定着への動きについての詳細は、都丸前掲卒業論文の第IV章第1節に記してある。

9. 50ドルは1894年時点で約100円。91年の日本の通常労働者の賃金は月9円なので、この額は一年分の給料以上の高さだった(数字はMoriyama, *op. cit.*, pp.19, 188.より)。そのため、家屋田畑を売り払って家族ともども出国するものが多くなり、一層長期移住の可能性は高まった。

10. 官約移民時代の逃亡は都市流入や帰国へと直結することが多かった。私約時代には、より条件のよい他の砂糖黍プランテーションだけでなく、ハワイ島コナ地方のコーヒー・プランテーションに移る者も多く、後者は1897年頃、日本人逃亡者の天国になっており、砂糖黍プランター達の不満の種であった。

11. 外史ファイル3.8.2.41. 『布哇国ニ於ケル本邦移民関係雑件』 第一巻、藤井三郎駐ハワイ総領事から林董外務次官宛、94年2月5日付報告。同巻、斎藤幹総領事から青木周蔵外相、1900年6月29日付報告等。

木原隆吉『布哇日本人史』文成社、1935年、272-23ページ。

Moriyama, *op. cit.*, p.126.

12. 同上外史ファイル、同巻、総領事館事務代理成田五郎から林、94年12月10日、95年1月13日。

13. 当時ハワイにいた自由民権運動家の中のごく一部にこのような動きがあったとも言われているが、資料的裏付けはとれていない。

14. Conroy, *op. cit.*, p.140. Russ, *Hawaiian Republic*, p.136.

Thomas A. Bailey, "Japan's Protest against the Annexation of Hawaii," *Journal of Modern History*,

3(1931), pp.46-61. この論文は、弱体化して内政に苦しんでいた日本政府が、国内の不満解消のために、必要以上に強いポーズをとることを余儀なくされて対米抗議を行なった、と結論づけているが、これには賛否両論がある。

15. 木村健二「明治期における『移民法』の制定と変遷」『移民研究会会報』第3号(1986年冬季)、(津田塾大学英文学料気付 移民研究会発行)、11-18ページ。「」内漢字カナ混じり文は、外史ファイル3.8.1.4. 『移民法及旅券事務関係雑件』中、1900年の青木外相による「移民取扱方ニ関シ地方官会議場ニ於イテ訓示大意」からの引用。

16. 1908年から日本人移民が始まったブラジルでは、1920年代に至るまで、ストをおこした移民達は、総領事に、有力者であるプランターに厄介者と思われると排斥が起こるので、「少々の不満は運が悪いと諦めて辛抱せよ」と「説諭」され続けた(前山隆『移民の日本回帰運動』日本放送出版協会、1982年、65-70ページ)。

17. 都丸、前掲卒業論文、112-115ページ。

駐布藤井総領事は、ハワイ駐在中国貿易事務官の参政権獲得のための共同運動の提案を断わった(外史ファイル3.8.2.3.

『本邦移民布哇渡航一件』第6巻「参政権享有運動」、藤井から林、94年4月28日。)。また、94年と95年には、ハワイ政府が日本人に代わって中国人移民の導入を増やしたことに對し、日本総領事が抗議している(Russ, "…Labor and Immigration…," p.211. Russ, *Hawaiian Republic*, p.109.)。

18. 前掲外交文書、第30巻、608ページ。

19. 同上、652-653ページ。

20. Morgan, *op. cit.*, p.167.

21. 移民は上陸拒絶契約を結んでプランテーション労働者となった。

前掲外史ファイル『布哇移民雑件』第1巻、在ハワイ島村久総領事から藤井三郎外務省通商局長へ、96年12月13日付「自由渡航人増加に関し報告」。

22. 入江寅次『邦人海外発展史』移民問題研究会、1938年、上巻、154ページ。

前掲外交文書、第30巻、680ページ。

アメリカでは、既に91年に貸与金などの「援助を受けた」移民の渡航を禁止し、これによって散発的に日本人移民を拒絶し始めていた(阪田安雄「脱亜の志士と閉ざされた白哲人の楽園——民権派書生と米国に於ける黄色人種排斥——」

- 田村紀雄・白水繁彦編 『米国初期の日本語新聞』 勁草書房, 1986年, 47-193ページ, 65ページ。)
23. マッキンリーは更に5月末には海軍大学長にも別に対日戦プランを練らせた。6月にできあがった海軍省のプランは、ハワイを対戦の鍵としており、海軍長官ロングらはこれに基づいて、日本が対米戦に踏み切るとすればハワイ攻撃から始めるだろうと考え、極秘のうちに真珠湾など戦略上重要な地点を調査させた。44年後の出来事を彷彿とさせる予想である。このような上陸拒絶事件に対するアメリカの反応・対処については, Morgan, *op. cit.*, Chapter6,7. と Russ, *Hawaiian Republic*, Chapter4が詳しい。
 24. 同上外交文書, 813-815ページ。
 25. この間、以前から督促を繰り返していた米公使セウォールから、理不尽な額であっても対日賠償で即決せよと要請された外相クーパーは、仕方なく10月下旬、相変わらず仲裁付託交渉引き延ばしの一貫としてではあったが、仲裁の結果日本が勝った場合の賠償要求額を日本側に尋ねていた。そこで西は、額は低く見積って約12万5千ドルと知らせて良いが、星ルートの結果が出るまで仲裁付託を引き延ばすよう指示した(第IV章後半部参照)。
 26. 98年1月末のハワイ政府内に、日本は清の政情不安や国内の政争という内外の多事に苦しんでいるため、併合への抗議撤回に続き上陸拒絶問題への要求も放棄するだろうとの予想に伴う楽観論があったことも、交渉の遅延を煽った。
 27. 日本政府は、上陸拒絶事件発生直後に決すまで全てのハワイ行移民を差し止める旨の決定をしたが、ハワイ政府の許可のある私約移民については、97年6月に差し止めを解除していた。
 28. このあたりの事実経過と引用は前掲外交文書, 第31巻, 181-185ページ。
 29. 1899年にハワイ議会在各プランテーションでの日本人数の現状維持を図る法案を通過させたが、プランターの反対と日本政府を刺激するのを恐れた米公使の圧力で実現しなかった。また米議会には、政体決定まで待てないと、契約労働禁止の即時適用を求める法案もいくつか提出されたが、結局根本法制定まで待たされることになった。
 30. 詳しくは第三章第2節・第V章第2節を参照されたい。

III.

1. 王政派の経過・処置とその影響については、前掲の Russ, *Hawaiian Republic* が最も詳しい(pp.51-61, 77.)。他に Julius W. Pratt, *Expansionist of 1898: The Acquisition of Hawaii and the Spanish Islands*, Chicago: Quadrangle Books, 1936, pp.197-200や Liliuokalani(Queen of Hawaii), *Hawaii's Story by Hawaii's Queen*, Tokyo: Tuttle, 1964(Reprint of 1898 Edition), pp.262-266. も参考になる。
また当時、エフ・プランテーションの日本人労働者が団結して王政回復運動に加勢しているという噂がさかんであった(木原, 前掲書, 489ページ)。
2. Russ, *Hawaiian Republic*, pp.58,62f.,76,84-88,93. Pratt, *loc. cit.*
3. Russ, *Hawaiian Republic*, pp.71ff.
4. Helen Geracimos Chapin, "Newspapers of Hawaii 1834 to 1903: From "He Liona" to the Pacific Cable," *The Hawaiian Journal of History*, 18(1984), pp.47-86: pp.71f.
5. Liliuokalani, *op. cit.*, pp.300-303.
6. 外史ファイル1.4.2.1. 『米布合併一件』 第4巻, 総領事館事務代理清水精三郎から原敬外務次官, 95年9月12日。
7. Russ, *Hawaiian Republic*, pp.94, 380.
8. Sydney L. Gulick, *Mixing the Races in Hawaii: A Study of the Coming Neo-Hawaiian American Race*, Honolulu: The Hawaiian Board Book Rooms, 1937, pp35ff.
William Adam Russ Jr., "The Role of Sugar in Hawaiian Annexation," *Pacific Historical Review*, 12(1943), pp.339-350: p.342.
9. Russ, "…Labor and Immigration…," pp.215f. Fuchs, *op. cit.*, p.33.
10. Fuchs, *op. cit.*, pp.33,37f.,264f. Daniel Rogan, "Education in the Hawaiian Islands," *North American Review*, 165(July, 1897), pp.20-26; pp.21f.,24.
上記のローガンによれば、96年に教育事務局は省に昇格し、外相が文部大臣を兼任、大統領もコミッショナーになった。また、同年の全学童のうち、ハワイ人(混血を含む)は58.7%、ポルトガル人は25.3%という大多数を占めていた。
11. Willam Fremont Blackman, *The Making of Hawaii; a Study in Social Evolution*, New York; AMS Press, 1906,

- p.250.
12. Fuchs, *op. cit.*, p.264. ハワイの全公立学校教師のうちハワイ系の占める割合は96年で36.4%であった。(Rogan, *op. cit.*, p.21.)
 13. 入江, 前掲書, 153ページ。 永井, 前掲書, 556ページ。
ポルトガル人移民も, 日本人との職業上の競争により, 以前からの反日感情をさらに強めていた(都丸, 前掲卒業論文, 20, 96ページ。 Chapin, *op. cit.*, p.74.)。
 14. 移民達は携帯金を持っていなかったが, 移民会社の現地代理人の尽力で順次労働契約を結んだため, 結局上陸を許された。外史ファイル3.8.2.39. 『布哇国へ自由渡航者取締一件』 藤井在ハワイ総領事から林外務次官, 94年7月11日。
 15. 永井, 前掲書, 408, 414ページ。 Conroy, *op. cit.*, p.121.
Stevens, *op. cit.*, p.281.
 16. 前掲外交文書, 第30巻, 715ページ。
 17. 前掲外交文書, 698ページ。 入江, 前掲書, 151ページ。
 18. Russ, *Hawaiian Republic*, p136.
 19. 木原, 前掲書, 492-497ページ。
 20. Russ, *Hawaiian Republic*, p.176. 入江, 前掲書, 151ページ。
 21. Moriyama, *op. cit.*, pp.87f. 永井, 前掲書, 99ページ。
 22. 参政権問題の際の「誤解」については, 都丸, 前掲卒業論文, 40-56ページ。
 23. 前掲外史ファイル 『布哇移民雑件』 第1巻, 成田から林, 94年12月10日付報告に添付の新聞切抜きより, 同年11月22日付『アドバタイザー』。
 24. Morgan, *op. cit.*, pp.146,155f.,171f.
 25. Russ, *Hawaiian Republic*, p.117.
 26. *Ibid.*, pp.159f. Conroy, *op. cit.*, pp.121f. 前掲外交文書, 699ページ。
この法律では, 米(穀物)からできた日本酒だけが課税され, 他の酒類, 特に果実酒であるカリフォルニア・ワインは課税の対象にならなかった。
 27. 前掲外交文書, 466ページ。
 28. Russ, *Hawaiian Republic*, p.129. (駐米ハワイ代理公使 Hastings宛の12月9日付の手紙より)
 29. *Ibid.*, p.128. (Star, Dec.7,16,19,23,30, 1896.)
 30. *Ibid.*, p.376.
 31. 私約移民になって少し増えたとはいえ, 移民のうち女性の占める割合が96年で18.68%と中国人に次いで少なかったのは日本人であった。(Blackman, *op. cit.*, p.247.)
 32. Coman, *op. cit.*, p.51.
 33. Morgan, *op. cit.*, p.134
 34. Gulick, *op. cit.*, pp.30,37. 日本人移民は当時から既に「写真結婚」を行っていた。「写真結婚」とは, ハワイにいる男性が, 故郷で自分にふさわしい女性を選んでもらい, 写真を交換して結婚を決め, まだ見ぬ花嫁を家族として呼び寄せるものである。新規移民が禁止された1907年以降, 特に盛んになった。日本人移民の他民族との通婚があまり進まなかった理由の1つは, ここにあるといえよう。
 35. Russ, *Hawaiian Republic*, p.134. (Star, March 8,9,11,12, etc.; Bulletin, March 17, June 21, etc., 1897)
 36. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第1巻, 島村から大隈, 97年3月20日付報告に添付の3月19日付『スター』。
 37. 同ファイル, 第4巻, 島村から大隈, 97年5月17日付報告中, 同13日付『プレティン』。
 38. 同上巻, 島村から藤井三郎通商局長, 97年3月11日付報告中, 同8日・11日付『アドバタイザー』。
 39. 永井, 前掲書, 108, 118, 144-164ページ。 若槻泰雄 『排日の歴史 — アメリカにおける日本人移民』 中央公論社, 1972年, 59, 74-76, 85-97ページ。
黄禍論自体が, 日本人移民を変装した軍人とみるものだった。
 40. 木原, 前掲書, 627-642ページ。
Daniel Erwin Weinberg, *The Movement to “Americanize” the Japanese Community in Hawaii; An Analysis of One Hundred Percent Americanization Activity in the Territory of Hawaii as Expressed in the Caucasian Press*,

1919-1923, MA. thesis(History), University of Hawaii, 1967.は、この時の排日思想上陸拒絶事件時の支配層の論理との、米化論面でのつながりを指摘している。ただし、後者はほぼ政治・外交面にとどまったのに対し、前者は信仰や制度、新聞の論調・社説の内容、教科書の内容など、他の側面にも広がった点が違う、と述べている。(pp.10ff.)。

しかし実際には、上陸拒絶事件当時も、新聞の論調等に米化論が表れていたことは本文で前述した通りである。

41. 前山, 前掲書, 86-96ページ。このブラジルでの排日は、日本人移民が各地のコーヒー農園で積極的な争議・逃亡を始め、定着化傾向を示しだし、一方クーデターで政権を奪取したヴァルガス大統領が新体制の下で積極的な国民統合努力を始めた時期と一致していた点で、上陸拒絶事件前後のハワイと酷似した状況を呈しているのが非常に興味深い。ここでも、日本の満州進出の影響から、「ブラジルは南米の満州」であり、日本人移民は隠れ蓑を着た兵士だ、と喧伝された。
42. 太平洋戦争中の日米双方に見られた。相互の国民に対する人種偏見の様相を、新聞論調・政治家の演説など膨大な資料の分析から明らかにした研究として、ジョン・W・ダワー著、斉藤元一訳・猿谷要監修 『人種偏見』 TBSブリタニカ、1987年がある。
43. 永井, 前掲書, 106-107ページ。
44. 1900年代の米本土…同書, 118ページ。 33年前後のブラジル…前山, 前掲書, 92ページ。 19世紀末のオーストラリア…前掲外交文書, 622ページ。
45. Edwin G. Burrows, *Hawaiian Americans; An Account of the Mingling of Japanese, Chinese, Polynesian, and American Cultures*, New Haven; Yale University Press, 1947, pp.41ff.
46. Fuchs, *op. cit.*, p.36.
47. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第1巻, 島村から大隈, 97年3月20日付報告中, 同13日付。同ファイル第5巻, 島村から大隈, 同年6月3日付報告中, 5月25日付。同第9巻, 島村から隈, 同10月25日付報告中, 同21日付。全て『インディペンデント』。
48. 上記記事のうち, 97年5月25日付『インディペンデント』。
49. 都丸, 前掲卒業論文, 20, 96ページ。(米人は銃剣憲法制定時からポルトガル人を味方につけようとしていた。注13参照。)
50. Russ, “…Labor and Immigration…,” p.212.
51. *Ibid.*, p.211. 外史ファイル3.9.2.2. 『布哇国へ支那人出稼一件』 藤井総領事から林外務次官 94年9月27日。サーストーンは、ポルトガル本土だけでなく、従来の移民の主な出身地だった、モロッコに近いポルトガル領アゾレス、マデイラ諸島も調査した。
52. Russ, “…Labor and Immigration…,” pp.211f.
 当時『アドバタイザー』や『スター』等米人系各紙は、イタリア人・スウェーデン人・アルメニア人・バルチスタン人等あらゆる欧州移民の導入を提案していた。(*Ibid.*, p.212.)
 ハワイに来たポルトガル人の中には、上記の注51の諸島部出身者が多かったこともあり、褐色の肌の人々も少なくなかった。そのため当時の人口統計からもわかるように、他の白人とは別扱いになっていたが、東洋人に代わる移民としては、欧米白人の側に属するとみなされていたようだ。白人支配者の人種認識の恣意性がよく表れている。
 (Gulick, *op. cit.*, pp.28f. Fuchs, *op. cit.*, p.53. Conroy, *op. cit.*, pp.114f.)
53. 前掲外史ファイル 『支那人出稼一件』 清水から林, 95年4月27日。ポルトガル人移民は従来、他国出身者に比べ女性の比率が高かった。それが彼らのハワイ定着の促進要因でもあったが、プランターとしては家族者のためにそれだけ広い住居と、家族扶養を考えた高賃金を用意せねばならず、その分さらにポルトガル人のコストへの不満が増えたわけである。
54. 外史ファイル3.8.2.2. 『移民関係雑件』 第1巻, 93年6月, 島村久在ニューヨーク領事の報告。 — ブラジルの移民政策に関する現地駐在米領事の報告要旨を記したもので、過去37年間にこの国に入国した移民約100万人中、34%がポルトガル人だった、とある。
55. Russ, “…Labor and Immigration…,” p.213.
56. *Ibid.*, pp.213f. Donald Rowland, “Orientals and the Suffrage in Hawaii,” *Pacific Historical Review*, 12(March, 1943), pp.11-21; p.19.
57. Russ, “…Labor and Immigration…,” p.210.
58. Conroy, *op. cit.*, pp.113f.

59. Russ, *Hawaiian Republic*, p.89.
60. Russ, “…Labor and Immigration…,” p.214.
61. 前掲外史ファイル 『布哇移民雑件』, 清水から林, 95年5月25日。同じく清水から原敬, 同年8月3日。
62. Conroy, *op.cit.*, pp.114.,131. 外史ファイル3.8.2.60. 『布哇国ニ於テ日本人支那人移入比例決定一件』, 島村から大隈, 96年10月23日。 Russ, “…Labor and Immigration…,” pp.218ff.
63. 同上ファイル, 島村から西園寺公望外相, 96年9月26日。同じく島村から藤井通商局長, 96年11月17日・97年2月18日。96年中に入国した中国人の数については, 同じく島村から大隈, 97年6月3日。
64. Conroy, *op.cit.*, p.133.
65. Russ, “…Labor and Immigration…,” p.211.
66. Conroy, *op.cit.*, p.113.
67. Russ, “…Labor and Immigration…,” pp.215ff.
Russ, *Hawaiian Republic*, p.102.
68. Russ, “…Labor and Immigration…,” p.219.
69. Coman, *op.cit.*, pp.59f. Conroy, *op.cit.*, p.134. ロナルド・タカキ著, 富田虎男・白井洋子訳 『パウ・ハナ——ハワイ移民の社会史』 刀水書房, 1986年, 126-127ページ。
70. Russ, *Hawaiian Republic*, p.110.
71. Conroy, *op.cit.*, p.134. Merze Tate, “Decadence of the Hawaiian Nation and Proposals to Import a Negro Labor Force,” *The Journal of Negro History*, 67-4 (October, 1962), pp.248-263; pp.259ff.
72. Russ, “…Labor and Immigration…,” pp.217f. 共和政府は王政時代からの大赤字の残りに, 共和国設立時の出費, 王政派反乱の鎮圧経費等が加わって, 砂糖輸出の発展でもカバーしきれぬ財政難に苦しんでいた。(前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第5巻, 島村から大隈, 97年6月4日。)
73. Conroy, *op.cit.*, p.112.
74. *Ibid.*, pp.133f. Coman, *op.cit.*, p.41. 前掲外ファイル 『支那人出稼一件』 島村から小村外務次官, 97年8月2日。
75. Conroy, *loc.cit.*
76. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第4巻, 島村から大隈, 97年5月17日付報告中の新聞切抜きより, 同15日付『アドバタイザー』。
77. 前掲外史ファイル 『支那人出稼一件』 注74に同じ。添付の新聞切抜き中, 7月29日付『アドバタイザー』も。 Tate, “……Hawaiian Nation……,” pp.258-263.

IV.

1. 上陸拒絶事件の事実経過については, 特に注のない限り, 第II章で既に述べてある。
2. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第4巻, 島村から星亨駐米公使, 97年5月3日。前掲外史ファイル 『合併一件』 第4巻, 島村から大隈, 97年2月8日・18日。
3. 前掲外交文書, 第30巻, 713, 732ページ。
4. 同書, 675ページ。
5. 同, 715ページ。
6. 同, 673, 701, 741ページ。
7. Bailey, *op.cit.*, p.53.
8. 前掲外交文書, 第30巻, 675ページ。 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第5巻, 星から大隈, 97年5月22日。 Tate, “……Hawaiian Nation……,” p.259.
9. 同外交文書, 675, 700, 715ページ。
10. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第1巻, 島村から大隈, 97年3月20日付報告中同19日付『スター』, 19・20日付『アドバタイザー』, 17日付『インディペンデント』。
11. 前掲外交文書, 第30巻, 731, 808ページ。
12. 同書, 675, 713, 715ページ。

13. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第2巻, 島村から大隈, 97年4月7日付報告附属書「移民取扱人森岡真業務代理人報告」。
14. 前掲外交文書, 第30巻, 699-700ページ。
15. 同書, 714-715, 812, 891ページ等。
16. Russ, *Hawaiian Republic*, pp.47f.
17. 前掲外交文書, 第30巻, 701ページ。 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第4巻, 島村から大隈, 97年5月7日。
18. 同外史ファイル, 同巻同上報告。同第5巻, 島村より大隈, 97年6月4日(特に添付の5月24・26日付『アドバイザー』)。同第6巻, 島村から大隈, 97年7月2日。最終記事はこの報告に添付の同1日付同新聞)。同ファイル他所にも同内容の切抜きが散在。
19. 同外史ファイル, 第7巻, 島村から大隈, 97年8月11日。同第9巻, 同9月21日報告・10月25日報告中の, それぞれ同日付『アドバイザー』切抜き。同第11巻, 島村から西外相, 12月24日付報告中, 同21日付『プレティン』記事。
20. 同外史ファイル, 第7巻, 島村から大隈, 97年8月2日付報告中, 7月29日付『インディペンデント』。同じく9月3日付報告。前掲外交文書, 811-814ページ。 Russ, *Hawaiian Republic*, pp.151ff.
Russはドールもクーパー, ハッチ側にいたとしているが, 上記外交文書の随所にあるように, ドールは現に仲裁案提出に尽力し, 島村にも仲裁案に同意するよう個人的に強く要請していたのである。また, 当時デーモンは財政援助と仲裁を依頼するため渡英中であった。
21. 同上外史ファイル, 第4巻, 島村から大隈, 97年5月7日・17日。同じく第5巻, 同6月3日付報告中, 5月25日付『アドバイザー』記事。第6巻, 同じく7月2日付報告書。
前掲外交文書, 第30巻, 701, 741ページ。
22. 外史ファイル1.3.1.6. 『布哇新聞記者へ補助金下附一件』 島村から大隈, 97年4月7日。同じく大隈から島村, 同月23日。
23. 前掲外交文書, 第30巻, 741ページ。
24. Russ, *Hawaiian Republic*, pp.168f. 同上外交文書, 同巻, 895-897ページ。
25. 同書, 904ページ。 Russ, *Hawaiian Republic*, p.169.
26. 同, 898, 905ページ。
27. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第12巻, 島村から西, 98年1月31日。
前掲外交文書, 第31巻, 172ページ。
28. 同書同巻, 163-164ページ。
29. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第4巻, 島村から星, 97年5月5日。
キャッスルの妻は, 当初併合に消極的だった伯父ロングにハワイへの日本の脅威を訴え, 彼の積極派への転向に一役買ったとされている(Morgan, *op.cit.*, pp.137f.)。
30. Fuchs, *op.cit.*, p.31.
31. Russ, *Hawaiian Republic*, p.19. 仮政府設立から共和国政府にいたる過程での, 少数派アメリカ人によるハワイ政権維持のための非民主的諸立法(忠誠宣誓を要件とした参政権や, 大統領の非公選・内閣による任命制等)を南北戦争後の米国南部の白人少数支配強化(巻き返し期)とパラレルなものとする見方は, 当時のハワイ支配層や後年の研究者の間によくみられた。(Russ, *Hawaiian Republic*, p.35. Russ, "The Role of Sugar……," pp.339-350. Tate, "……Hawaiian Nation……," pp.248-263.)
32. Liliuokalani, *op.cit.*, pp.386f.
33. 都丸, 前掲卒業論文, 85-86, 100ページ。 前掲外交文書, 第30巻, 700ページ。
デーモン一族は, 多民族共学というハワイの民主的教育の基礎を作った人々としても知られている。(Fuchs, *op.cit.*, pp.267f.)
34. *Ibid.*, p.246.
35. *Ibid.*, p.208.

1. 第I章の注11参照。
2. ハワイにおける砂糖黍プランテーション業の発展については、タカキによる前掲書の第1・2章が最も要を得た説明を提示しており、以下の概説部分も、主にこれによった。他に Stevens, *op.cit.*, の第II・V章, Merze Tate, *Hawaii: Reciprocity or Annexation*, East Lansing: Michigan University Press, 1968. の第II章の記述も詳しい。
3. タカキ, 前掲書, 27ページ。
4. 同書, 34ページ。
5. Moriyama, *op.cit.*, p.92.
6. タカキ, 前掲書, 31ページ。
7. Blackman, *op.cit.*, p.251.
8. Moriyama, *op.cit.*, p.95. Richard D. Weigle, "Sugar and the Hawaiian Revolution," *Pacific Historical Review*, 16(1947), pp.41-58; pp.48-53.
9. Conroy, *op.cit.*, p.13.
10. Weigle, *op.cit.*, pp.41-58. (これは、主要プランター1人1人の併合への態度を分析し、彼らは93年のクーデターには関与せず、むしろ反対であったと結論づけている。) Russ, *Hawaiian Republic*, pp.128,185. Pratt, *op.cit.*, pp.58,156-158.
11. Weigle, *op.cit.*, p.51. Stevens, *op.cit.*, p.289.
12. Weigle, *op.cit.*, pp.41-58. Pratt, *op.cit.*, pp.155-160. (Weigleのように詳しくはないが、これも93年クーデターの砂糖黍プランター陰謀説を否定している。) Fuchs, *op.cit.*, p.30.
13. Weigle, *loc.cit.* Fuchs, *op.cit.*, pp.30,33. Pratt, *op.cit.*, p.62.
14. Russ, *Hawaiian Republic*, p.186. Pratt, *op.cit.*, p.160.
15. John C. Appel, "American Labor and the Annexation of Hawaii: A Study in Logic and Economic Interest," *Pacific Historical Review*, 13(1954), pp.1-18; pp.12f.
16. Russ, *Hawaiian Republic*, p.42.
17. Moriyama, *op.cit.*, p.92. Fuchs, *op.cit.*, p.243. タカキ, 前掲書, 124ページ。
18. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第4巻, 島村から大隈, 97年5月7日付報告に添付の, 同年4月17日付『スター』切抜きより。
19. Russ, *Hawaiian Republic*, p.233. に引用された98年2月28日付『スター』。3月8日付の『アドバタイザー』も同様のことを述べたそうである。
20. Moriyama, *op.cit.*, pp.145f.
21. 王堂, 前掲書, 53, 60ページ。 前掲外史ファイル 『支那人出稼一件』 清水総領事館事務代理から林外務次官, 95年4月27日。 前掲外史ファイル 『布哇移民雑件』第1巻, 島村から藤井通商局長, 96年12月13日報告中, 同1日付『アドバタイザー』。
22. 同上外史ファイル, 同巻, 清水から林, 95年5月25日。同じく清水から原外務次官, 同年8月3日。 前掲外史ファイル 『支那人出稼一件』 清水から原, 95年8月8日。
23. 第III章第2節参照。 Russ, "...Labor and Immigration...", p.20.
24. Weigle, *loc.cit.*
25. 前掲外史ファイル 『布哇移民雑件』 第1巻, 成田総領事館事務代理から林, 95年1月13日。 王堂, 前掲書, 56ページ。
26. Russ, "...Labor and Immigration...", p.212.
27. *Ibid.*, p.214. Conroy, *op.cit.*, pp.113f.
28. 前掲外史ファイル 『日支人比例移入』 島村から大隈, 96年10月23日。 Russ, "...Labor and Immigration...", p.219. Conroy, *op.cit.*, pp.114f.
29. 注28の洋書文献に同じ。
30. 前掲外史ファイル 『支那人出稼一件』, 清水から原, 95年8月8日。 Conroy, *loc.cit.*

31. *Ibid.*, pp.117,131. Russ, “…Labor and Immigration…”, p.220.
前掲外史ファイル 『日支人比例移入』 島村から西園寺公望外相, 96年9月26日。同じく島村から藤井通商局長, 96年11月17日, 97年2月18日。
32. 前掲外史ファイル 『布哇移民雑件』 第1巻。島村から藤井, 96年12月13日。第III章第1節参照。 Conroy, *op.cit.*, p.118.
33. *Ibid.*, pp.117f.
34. Russ, *Hawaiian Republic*, p.128.
35. *Ibid.*, p.185.
36. 入江, 前掲書, 170ページ。
37. 前掲外交文書, 第30巻 (本章では以下巻数が特に記されていない限り, 同巻をさすものとする), 675ページ。
38. 同書, 701ページ。
39. 同書, 810ページ。 Tate, “…Hawaiian Nation…”, p.259.
40. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第7巻, 島村から大隈, 97年7月14日。
41. 前掲外交文書, 810ページ。
42. 注40に同じ。
43. Tate, “…Hawaiian Nation…”, p.25.
44. Conroy, *op.cit.*, p.112.
45. 46. 前掲外史ファイル 『支那人比例移入』, 島村から大隈, 97年11月5日。
47. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第12巻, 島村から西外相, 98年1月31日。
48. Russ, *Hawaiian Republic*, p.234.
49. 前掲外交文書, 第31巻, 173-174ページ。
50. 同上, 183-184ページ。
51. 同, 182-183ページ。
52. 同, 184-185ページ。
53. Blackman, *op.cit.*, p.251.
54. Conroy, *op.cit.*, p.135. (98年5月13日付『アドバタイザー』の記事を引用)
55. 前掲外交文書, 第31巻, 183ページ。
56. 前掲外史ファイル 『上陸拒絶一件』 第5巻, 島村から大隈, 97年6月3日付報告中, 5月25日付『インディペンデント』。同ファイル 第9巻, 島村から大隈, 同10月25日付報告中, 10月21日付紙記事。
57. 第II章の注29参照。
58. 59. Roger Bell, *Last among Equals; Hawaiian Statehood and American Politics*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1984, pp.41f.
60. *Ibid.*, p.11. プランテーション労働契約満了後も, 契約を更新したり, 自由労働者として他のプランテーションで働く日本人が多かった (第II章第3節参照)。
1900年の契約労働廃止で初めて, 日本人の大きな転職・都市進出の波, あるいは米本土転航の動きが起こったが, その早期防止のためにも, プランテーションへの引き留め策は必要だった。(Moriyama, *op.cit.*, p.137. タカキ, 前掲書, 127ページ。)
61. Fuchs, *op.cit.*, p.113. タカキ, 前掲書, 22-23, 199-208ページ。
62. Fuchs, *op.cit.*, p.114. タカキ, 前掲書, 143-144, 153ページ。 王堂, 前掲書, 77, 128ページ。
63. タカキ, 同書, 153ページ。
64. 同書, 126-127ページ。 Coman, *op.cit.*, pp.59ff. Fuchs, *op.cit.*, pp.114f.
65. タカキ, 前掲書, 200-201ページ。 Fuchs, *op.cit.*, p.113.
66. 都丸, 前掲卒業論文, 110, 120ページ。
67. Moriyama, *op.cit.*, pp.144f.
68. タカキ, 前掲書, 209ページ。
69. 永井, 前掲書, 472ページ。 米西戦争の結果米領となったフィリピンからの移民は, 1906年に始まり, 次第に盛んに

なった。同じく米領となったプエルトリコからも1901年から移民が入ったが、プランテーション労働者としては軌道に乗らなかった。

70. その他、1890年代から1900年代初めの都市在留日本人の中には、正業を持たない賭博師・無頼漢や売春婦等が多く、暗黒街を形成していた。
71. 1907年の数値は、プランテーション労働者をさすと判断される「その他労働者」の項のもの。14年の比率は統計上の農場労働者40.5%と請け黍業者15.1%の和。24年統計には請け黍労働者の項目はなく、農場労働者の項目に含まれているか否かは不明。
- (石川友紀 「ハワイにおける日本移民の職業構成の変遷と空間移動」 ハワイ日本語普及教育振興基金編 『ハワイ日本人官約移民百周年記念講演集』 ハワイ報知社、1986年、7-34ページ、10-11ページ。)
72. Fuchs, *op. cit.*, pp.36ff. ただし、以前からあったハワイ人と白人の混血は進んでいた (<表 2-a >参照)。
73. *Ibid.*, pp.158ff.

VI.

1. 前章注15参照
2. 若槻, 前掲書, 81-82ページ。
3. 日米貿易摩擦のパターン分析については、主として阿部佳基 「日米貿易摩擦における摩擦と対応」 平野健一郎・杉山恭他編 『国際関係における文化交流』 日本国際問題研究所, 1984年, 236-257ページを参照した。
4. 若槻, 前掲書, 54-59, 63-67ページ。永井, 前掲書, 106-121ページ。若槻は米本土西海岸の排日をテーマにしているが、ハワイには白人労働者階級がほとんどいなかったので賃金の競争もなく、重大な排日問題は起こっていなかった、とごく簡単に指摘している。(同書, 54, 82ページ。)
5. 1920年にプランテーション労働者によって行なわれた全ハワイ規模のストライキの中核になったのは日本人労働組合とフィリピン人労働組合の提携であった。他に多数のスペイン人・ポルトガル人・中国人・韓国人労働者も参加した。詳しくは, Alan Takeo Moriyama, "The 1909 and 1920 Strikes of Japanese Sugar Plantation Workers in Hawaii," in Emma Gee, ed., *Counterpoint: Perspective on Asian America*, Los Angeles: UCLA Asian American Studies Center, 1976, pp.169-180.
6. 上記1921年のプランテーション労働者の大ストライキと、24年の後続新規移民の禁止とが、「糖衣」が溶ける大きな契機になった。
7. C. N. デグラー著, 儀部景俊訳 『ブラジルと合衆国の人種差別』 亜紀書房, 1986年。前山, 前掲書。
8. Shiu Prasad, *Indian Indentured Workers in Fiji*, Suva, Fiji: The South Pacific Social Sciences Association, 1974.

Ahmed Ali; Susumu Awanohara, et al. eds., *Pacific Indians: Profiles in 20 Pacific Countries*, Christchurch: Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific, 1981.

[本稿は1987年12月東京大学大学院総合文化研究科国際関係論専攻に提出した修士論文を基礎にしたものである。]